愛西市地域防災計画

［風水害等災害対策計画］

令和８年３月
愛西市防災会議

－目　　次－

第１編　　風水害等災害対策計画 1

第１章　総則 1

第１節　計画の目的・方針等 1
第２節　市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 5
第３節　市の概要と災害要因 17
第４節　防災ビジョン 21
第５節　予想される災害 25

第２章　災害予防 29

第１節　防災協働社会の形成推進 29
第２節　水害予防対策 36
第３節　地盤災害の予防対策 40
第４節　事故・火災等予防対策 41
第５節　建築物等の安全化 43
第６節　都市の防災性の向上 48
第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 50
第８節　避難行動の促進対策 58
第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者対策 64
第10節　文教対策 72
第11節　広域応援・受援体制の整備 74
第12節　防災訓練及び防災意識の向上 76
第13節　防災に関する調査研究の推進 80

第３章　災害応急対策 81

第１節　活動態勢（組織の動員配備） 81
第２節　避難行動 90
第３節　災害情報の収集・伝達・広報 114
第４節　応援協力・派遣要請 121
第５節　救出・救助対策 130
第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策 133
第７節　交通の確保・緊急輸送対策 138
第８節　水害防除対策 143
第９節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 148
第10節　水・食品・生活必需品等の供給 154
第11節　地域安全対策 161
第12節　遺体の取扱 162
第13節　ライフライン施設等の応急対策 164
第14節　航空災害対策 169
第15節　鉄道災害対策 172
第16節　道路災害対策 174
第17節　危険物、毒物劇物等化学薬品類及び火薬類災害対策 176
第18節　大規模な火事災害対策 178
第19節　住宅対策 180
第20節　学校等における対策 185
第21節　災害救助法の適用 189

第４章　災害復旧・復興 192
第１節　復興体制 192
第２節　公共施設等災害復旧対策 193
第３節　災害廃棄物等処理対策 197
第４節　被災者等の生活再建等の支援 199
第５節　商工業・農林水産業の再建支援 203

第１章　総則

第１節　計画の目的・方針等

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、愛西市防災会議が愛西市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、もって市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめ、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

２　計画の性格

(1)　地域防災計画

ア　この計画は、風水害等災害、大規模地震及び原子力災害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

イ　この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、ＳＤＧｓの理念を意識した防災体制を確立するよう努める。

ウ　この計画の実施に際しては、海部地区水防事務組合の「水防計画」及び「愛知県地域防災計画」とも十分な調整を図るものとし、計画の内容は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

エ　将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは修正を加え、逐次完備を図っていく。

オ　「第２編　地震災害対策計画」及び「第３編　原子力災害対策計画」中、「第１編　風水害等災害対策計画」と内容に変更のない計画については、「第１編　風水害等災害対策計画」を準用することとした。

(2)　地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第６条第２項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において、

ア　地震防災応急対策に係る措置に関する事項

イ　東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

ウ　東海地震に係る防災訓練に関する事項

エ　東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を、大震法では「地震防災強化計画」と呼んでいるが、この計画においては、「第２編　地震災害対策計画」において定めた。具体的には、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定める。

○　東海地震に係る地震防災対策強化地域

本市は、大震法第３条第１項に基づき、強化地域として平成14年４月24日に町村合併前

の海部郡佐屋町、海部郡立田村、海部郡八開村及び海部郡佐織町として指定された。

(3)　南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第５条第２項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体は、地域防災計画において、

ア　南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

イ　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ウ　南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

エ　関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

オ　南海トラフに係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を、同法では「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼んでいるが、この計画においては、「第２編　地震災害対策計画」において定める。具体的には、「第２章　災害予防」、「第３章　災害応急対策」及び「第５章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定める。

○　南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ地震特別措置法第３条第１項に基づき、推進地域として指定されている。

(4)　国土強靭化計画

この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靭化基本計画」や「愛知県地域強靭化計画」との調和を保ちつつ策定した愛西市地域強靭化計画を指針とする。

(5)　他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」等とも十分な調整を図る。

３　計画の構成

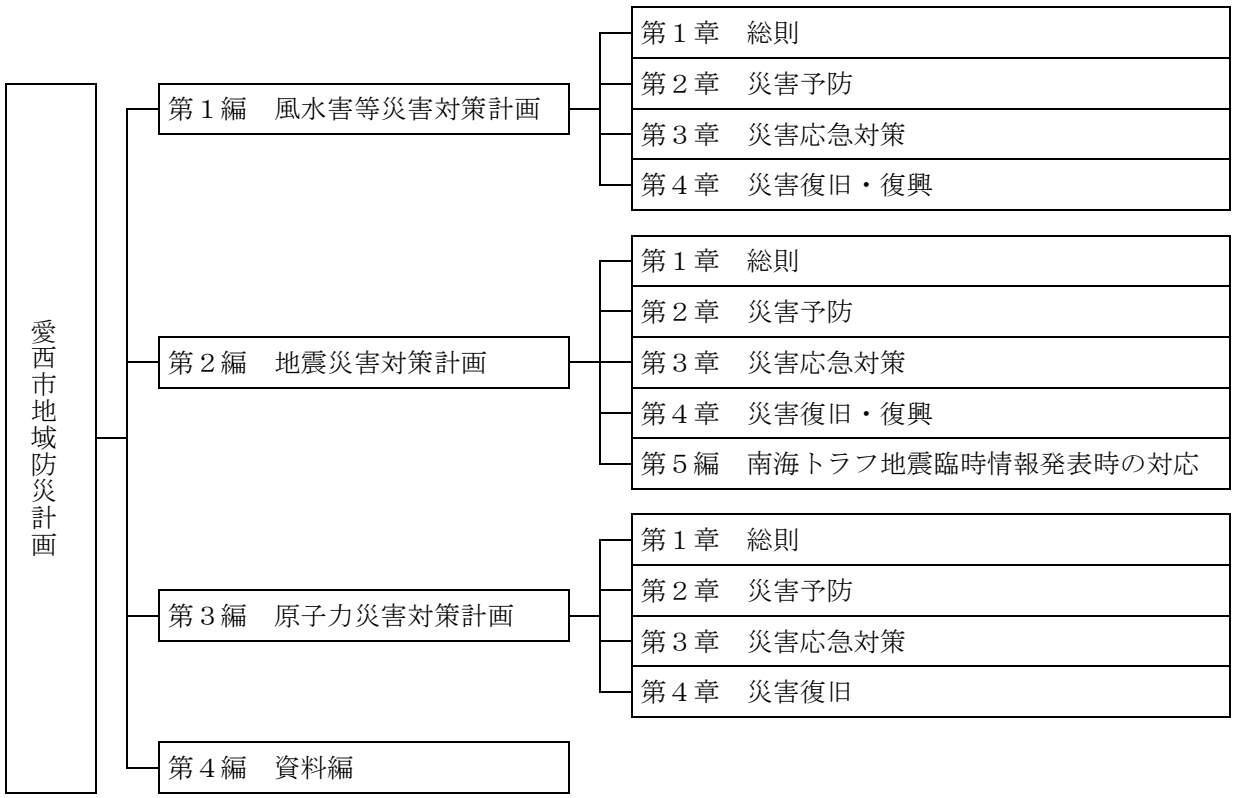

４　災害対策の各段階における基本理念

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

(1)　災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

(2)　災害応急対策段階

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3)　災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

５　計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害、地震、原子力災害等の災害への防災対策の確立に万全を期す。

６　計画の習熟等

市は、この計画を市職員、防災関係機関職員及び市民に周知する。

さらに、市及び防災関係機関は、平素から、所属職員に対する災害時の役割を踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努め、風水害、地震、原子力災害等の災害への対応能力を高める。

７　用語の定義

(1)　災対法・・・・・・・・・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
(2)　県防災計画・・・・・・・愛知県地域防災計画をいう。
(3)　市防災計画・・・・・・・愛西市地域防災計画をいう。
(4)　県災対本部・・・・・・・愛知県災害対策本部をいう。
(5)　市災対本部・・・・・・・愛西市災害対策本部をいう。
(6)　防災関係機関・・・・・・県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等をいう。

ア　指定行政機関

次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

（ア）　内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する機関

（イ）　内閣府設置法第37条及び第54条、宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第１項並びに国家行政組織法第８条に規定する機関

（ウ）　内閣府設置法第39条及び第55条、宮内庁法第16条第２項並びに国家行政組織法第８条の２に規定する機関

（エ）　内閣府設置法第40条及び第56条、国家行政組織法第８条の３に規定する機関

イ　指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第１項において準用する場合を含む。）、宮内庁法第17条第１項並びに国家行政組織法第９条の地

方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

ウ　指定公共機関

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵便株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

エ　指定地方公共機関

地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第４条第１項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第５条第１項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、愛知県知事が指定するものをいう。

(7)　同報系無線・・・・市防災行政無線（固定系システム）をいう。

(8)　移動系無線・・・・市防災行政無線（移動系システム）をいう。

(9)　市防災行政無線・・・同報系無線及び移動系無線をいう。

(10)　要配慮者・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、傷病者等で災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災活動をとる際に支援を必要とする人々をいう。

(11)　帰宅困難者・・・・・・・勤務先や外出先等において災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々をいう。

(12)　避難行動要支援者・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、傷病者等で安全な場所に避難する際に、支援を必要とする人々をいう。

８　災害対策の計画的・継続的実施

災害対策は、その範囲も広範にわたり、万全の体制を整えるためには一定の期間と財源が必要であり、現実には短期間での整備は難しい側面がある。

本計画を効果的に推進するために、行政の各部門においては、可能なものから随時実行することを基本としながら、個々の施策の実効性や優先度等をよく見極めるとともに、効率性の観点から市まちづくり総合計画や他の関連事業との調整等を行い、計画的かつ継続的な災害対策の実施に努める。

また、市民は自主防災力の向上を図り被害を軽減させる減災対策を継続的に実施する。

第２節　市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

市は、災対法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、災対法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、他の市町村との連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　自衛隊

自衛隊は、災対法の基本理念にのっとり、大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、市、県及び防災関係機関に協力し、防災活動を実施する。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

(1)　災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
(2)　災害による被害状況の調査及び報告を行う。
(3)　災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。

(4)　避難所、避難場所、避難路、消防用施設その他防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
(5)　地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
(6)　避難の指示を行う。
(7)　被災者の救助を行う。
(8)　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(9)　水防・浸水対策活動及び消防活動を行う。
(10) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
(11) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
(12) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
(13) 水防・浸水対策、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
(14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
(16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
(17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
(18) 遺体の捜索、処理、埋火葬を行う。
(19) 被災建築物・宅地の危険度判定活動等を行う。
(20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
(21) 応急復旧に必要な人員・資機（器）材の確認を行う。
(22) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
(23) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置を行う。

２　県

(1)　災害予警報をはじめとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
(2)　新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
(3)　名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
(4)　災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
(5)　避難所、避難場所、避難路、その他防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
(6)　地震防災応急対策について市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
(7)　避難の指示を代行することができる。
(8)　市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
(9)　災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
(10) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(11) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
(12) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
(13) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
(14) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
(15) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
(16) 水防、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
(17) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。
(18) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
(20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
(21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。

(22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
(23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
(24) 市の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
(25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
(26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
(27) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。
(28) 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

３　県警察（津島警察署）

(1)　災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
(2)　災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
(3)　津波に関する予警報の伝達を行う。
(4)　被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
(5)　災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
(6)　避難の指示又は警告及び誘導を行う。
(7)　人命救助を行う。
(8)　行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
(9)　災害時等における交通秩序の保持を行う。
(10) 警察広報を行う。
(11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
(12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
(13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
(14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

４　指定地方行政機関

中部管区警察局	(1)　管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。 (2)　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。 (3)　管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。 (4)　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。 (5)　情報の収集及び連絡に関することを行う。
東海財務局	(1)　災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2)　地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3)　地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。 (5)　災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6)　上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。
東海北陸厚生局	(1)　災害状況の情報収集、連絡調整 (2)　関係職員の派遣

	(3)　関係機関との連絡調整
東海農政局	(1)　農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2)　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3)　被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。 (4)　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。 (5)　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (6)　直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7)　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。 (8)　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9)　食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部森林管理局	(1)　国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 (2)　国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3)　災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4)　知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。
中部経済産業局	(1)　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2)　電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 (3)　災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4)　中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 (5)　必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	(1)　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2)　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3)　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4)　緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5)　特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6)　鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7)　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8)　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

	(9)　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
大阪航空局中部空港事務所	(1)　航空保安施設の管理運用を行う。 (2)　航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。 (3)　航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。 (4)　遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。 (5)　航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。 (6)　運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。 (7)　自衛隊の災害派遣要請を行う。
第四管区海上保安本部	(1)　情報の収集、伝達を行う。 (2)　船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。 (3)　海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。 (4)　海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。 (5)　海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法)、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6)　海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。 (7)　排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。 (8)　自衛隊の災害派遣要請を行う。 (9)　海上における治安を維持する。
名古屋地方気象台	(1)　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2)　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3)　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4)　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5)　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東海総合通信局	(1)　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。 (2)　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3)　被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 (4)　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。 (5)　非常通信協議会の運営に関することを行う。 (6)　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

愛知労働局	(1)　被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。 (2)　化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (3)　災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (4)　被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。 (5)　被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 (6)　災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 (7)　被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 (8)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～８割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局	〔災害予防〕 (1)　所管施設の災害に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。 (2)　災害発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 (3)　降雨、河川水位などについて観測する。 (4)　木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 (5)　木曽川・長良川の水防警報を行う。 (6)　防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 (7)　大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 (8)　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定を行う。 〔初動対応〕 (1)　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2)　情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。 (3)　緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 〔応急復旧〕 (1)　災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。 (2)　気象庁が地方整備局管内で震度４以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。 (3)　災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 (4)　災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。 (5)　災害発生後、体制を速やかに整え所管施設の緊急点検を実施する。

	(6)　要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。
中部地方環境事務所	(1)　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2)　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1)　所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2)　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3)　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院中部地方測量部	(1)　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2)　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3)　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4)　被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第 36 条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

５　自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

(1)　災害派遣の準備

ア　防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。

イ　災害派遣計画を作成する。

ウ　災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2)　発災後の対処

ア　被害状況の把握を行う。

イ　避難の援助を行う。

ウ　遭難者等の捜索救助を行う。

エ　水防活動を行う。

オ　消防活動を行う。

カ　道路又は水路の啓開を行う。

キ　応急医療、救護及び防疫を行う。

ク　人員及び物資の緊急輸送を行う。

ケ　給食及び給水を行う。

コ　入浴支援を行う。

サ　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。

シ　危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。

ス　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

６　指定公共機関

独立行政法人都市再生機構	(1)　関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2)　国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

	また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1)　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2)　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3)　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4)　被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5)　被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
	〔津島郵便局及び市内各郵便局〕 災害支援協力に関する覚書に基づく要請により、次のことについて協力する。 (1)　災害時における郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (2)　市が所有又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供 (3)　日本郵便株式会社が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 (4)　被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供 (5)　必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置等
西日本電信電話株式会社	(1)　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2)　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3)　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4)　発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 (5)　災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6)　気象等警報を市へ連絡する。 (7)　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(1)　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2)　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3)　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4)　災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5)　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
株式会社ＮＴＴドコモ	(1)　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2)　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3)　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4)　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5)　携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ＫＤＤＩ株式会社	(1)　災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 (2)　災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3)　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
ソフトバンク株式会社	(1)　災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

	(2)　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3)　災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1)災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2)災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3)災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
中日本高速道路株式会社	高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	(1)　線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2)　旅客の避難、救護を実施する。 (3)　列車の運行規制を行う。 (4)　発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5)　災害により線路が不通となった場合、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (6)　死傷者の救護及び処置を行う。 (7)　対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
日本赤十字社愛知県支部	(1)　必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2)　南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (3)　避難所の設置に係る支援を行う。 (4)　医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (5)　血液製剤の確保と供給を行う。 (6)　日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (7)　義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。
東邦瓦斯株式会社（※）	(1)　ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2)　発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
中部電力株式会社（※1）、株式会社ＪＥＲＡ	(1)　電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2)　発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3)　電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）
日本放送協会名古屋放送局	(1)　激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2)　地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。

	(3)　気象等予報警報及び被害状況等の報道を行う。 (4)　大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (5)　平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (6)　放送施設の保守を行う。 (7)　災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

７　指定地方公共機関

一般社団法人愛知県トラック協会	緊急輸送対策本部及び支部対策室は、災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
近畿日本鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会名古屋放送局に準ずる。
公益社団法人愛知県医師会	(1)　医療及び助産活動に協力する。 (2)　防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県歯科医師会	(1)　歯科保健医療活動に協力する。 (2)　身元確認活動に協力する。
一般社団法人愛知県薬剤師会	(1)　医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2)　医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。

一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	(1)　ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2)　発災後は、ＬＰガス設備の災害復旧をする。 (3)　災害支援協力に関する協定書に基づく要請により、ＬＰガスを避難場所等へ提供する。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

８　消防団

(1)　防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練を実施する。 (2)　災害発生に備えた災害応急対策資器（機）材、人員の配備を行う。 (3)　災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。 (4)　災害広報を行う。 (5)　消防、水防その他の応急措置を行う。 (6)　災害時における市民の避難誘導、被災者の応急救助及び保護を行う。

９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

海部地区環境事務組合	(1)　ごみ収集運搬及びごみ処理施設の維持管理を図る。 (2)　災害の発生後は、被災施設の復旧を図るとともに、市の防災活動に協力する。 (3)　し尿処理施設の維持管理を図る。
海部地区水防事務組合	(1)　水防施設、資器（機）材の整備及び管理を行う。 (2)　水防計画の策定及びその推進を行う。 (3)　水防活動を行う。
海部南部水道企業団	(1)　災害時における水道水の確保及び給水活動を行う。 (2)　水道施設（佐屋・立田地区）の被害状況の調査及び災害復旧活動を行う。 (3)　災害時又は警戒宣言発令時等において次の活動を行う。 ア　緊急給水活動の準備 イ　緊急貯水の広報活動 ウ　発災に備えた災害応急対策準備
社会福祉協議会	(1)　市との連携により地域ボランティア支援本部の設置及び運営に協力する。 (2)　ＮＰＯ等と連携し、一般ボランティアの派遣依頼及び活動紹介に関する調整を行う。 (3)　市等との連携により被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
海部医師会	(1)　医療救護班を編成し、医療及び助産の業務を実施する。 (2)　防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3)　会員のうち、いずれかの施設を臨時救護所又は委託助産機関として活用する。
各土地改良区	各土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。 〔県土地改良区事業団体連合会〕 次に掲げる土地改良区及び機構の管理する灌漑排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導助言について協力する。

	○海部土地改良区 光西支線　内佐屋支線　市江支線　西保支線　森川支線　四会支線 早尾支線　幹線西支線　開治支線　藤ケ瀬支線 ○宮田用水土地改良区 法立西井筋　大塚井筋 ○日光川西悪水土地改良区 温常寺川幹線　ゲノタ幹線　日光川右岸幹線　八幡裏支線　十三号支線 稲葉支線　江頭支線　ゲノタ落支線　北一色支線　北一色第二支線 北一色第三支線　落合支線　大井支線　本部田支線　鰯江支線　大野支線 諏訪幹線　諸桑支線　北河田支線　河田支線　根高支線　見越支線 ○立田輪中悪水土地改良区 鵜戸川 ○十三沖永悪水土地改良区 十三川乾流水路 ○五八悪水土地改良区 ○孫宝排水土地改良区 市江川 ○領内川用悪水土地改良区 新堀川 ○独立行政法人水資源機構 海部幹線　海部幹線用水路
産業経済団体	農業協同組合及び商工会等は、被害調査を行い対策指導並びに必要資器材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
企業等	企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取扱う者を含む。）は、防災上重要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資機（器）材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるなど、災害予防体制の整備を図るとともに、災害応急措置を実施し、県、市その他防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施に協力する。
その他重要な施設の管理者等（指定管理者を含む。）	その他重要な施設の管理者等は、防災管理上必要な措置を行い、初動における避難所の運営協力や市が行う防災訓練等への協力等の防災活動について協力する。

第３節　市の概要と災害要因

１　自然的条件

(1)　位　置

本市は、愛知県の最西端、名古屋市の西方約20kmに位置し、総面積は、66.68km²である。

北は稲沢市、東は津島市、あま市、蟹江町、南は弥富市に接し、西は木曽川・長良川を隔てて岐阜県及び三重県に接している。

(2)　気　象

本市は、年平均15℃くらいと温暖で、日本海まで比較的距離が短く、季節風の影響で冬期には伊吹おろしといわれる寒風が吹き、夏期は気温が高くなり、やや大陸的気候となっている。年間降水量は、地域によって差はあるものの、およそ1,600～2,000㎜前後である。降雪は、年に１・２度しかなく、氷結日数も少ない。

(3)　地　勢

地勢は平坦で、木曽川の沖積層という肥沃な土壌に恵まれた濃尾平野の西端として農地や水面をはじめとした自然が多く広がっている。

地盤は、沖積層が厚く軟弱であり、かつ、南部はゼロメートル地帯に属している。

地目別土地利用面積

	農用地	森林・原野	水面・河川など	道路	宅地	その他	計
面積（ha）	2,950	－	1,438	563	1,228	489	6,668
割合（%）	44.2	－	21.6	8.4	18.4	7.3	100.0

※割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない。

出典：2024年版　土地に関する統計年報

(4)　地　質

本市を含む濃尾平野を形成している各地層は、次のとおりである。

ア　南陽層	洪積世の最終氷期であるヴュルム氷期（約２万年前）海面最低期以後、海面の上昇に伴って、海が内陸に浸入し、その海に堆積したものである。厚さは30～40ｍで、上部と下部に分かれる。 上部は乳青灰色の均質な中～細粒砂からなっている。中粒砂と細粒砂とは漸移的に互層をなし、ところどころにシルト層腐植層を挟み、Ｎ値（硬さ）は５～35を示し層厚は約10ｍある。下部は青灰色のシルト層で局部的に中粒砂を薄く挟み、このシルト層の固結度が低く、採取したものもすぐ崩れる。また、極めて軟弱で、Ｎ値は、０～４を示し多量の二枚貝化石が認められる。最下部には、海棲貝化石を含む細砂が分布している。
イ　濃尾層	濃尾層は、海抜マイナス20ｍ以深の地域に分布し、灰色の細砂からなる。Ｎ値は34～52とかなり締まっており、沖積層とは区別できる。
ウ　第一礫層	第一礫層は、最終氷期の海面低下期につくられた開析谷中に堆積した河床礫である。 この礫層は、最大径30cm程度の巨礫を含むものである。大半の礫径は、２～12cm程度で、礫は水磨されて丸味を帯び、礫種は、濃飛流紋岩・砂岩・チャート・ホルンフェルス・花崗岩などで、なかでも濃飛流紋岩が多い。
エ　熱田層	約10万年前（リス氷期とヴュルム氷期に挟まれた間氷期）は、現在よりもかなり暖かく、そのため、氷河地域の氷が融け、海水量が増え、海は、現在の濃尾平野全域に拡がった。熱田層は、この湾入した海底に堆積した粘土を主体とする地層である。 この地層は、地層の特徴から上部、下部に分けられ、上部は砂・シルト・粘土が互層をなし、全体として砂層が厚い。御岳起源の軽石が、まれに挟在することもある。

オ　第二礫層	第二礫層は、巨～大礫を含む砂礫層で、礫種は、濃飛流紋岩・石英・石英斑岩・チャートなどであり、第一礫層に比べ表面が、わずかに風化されている。
カ　海部累層	海部累層は、明瞭な厚さ約10～15ｍの礫層をもつ砂が優勢なシルト砂の互層からなる。上部の礫層は、大礫が多く濃飛流紋岩・チャートからなり、下部の礫層は、やや礫径が小さくなり礫種は不明である。砂、シルト層の厚さは５～10ｍ前後で青灰色を示す。
キ　第三礫層	第三礫層は、大礫を含む砂礫層で、10cm厚程度の砂の薄層を挟み、礫種は、第二礫層と酷似する。
ク　八事層	八事層最上部には径４cmの砂礫層があり、その下位に径５～10cm、まれには径20cmにも及ぶ礫を含む砂礫層が続く。ところどころに約10cm厚の砂層が挟まれる。
ケ　八事層以深	八事層以深の地層は、濃尾平野周辺の地層の分布から推定したもので、長島温泉の超深層ボーリング資料から東海層群の存在と一部一志層群らしい地層の存在が推定されているにすぎない。

図１　濃尾の傾動地塊の略図

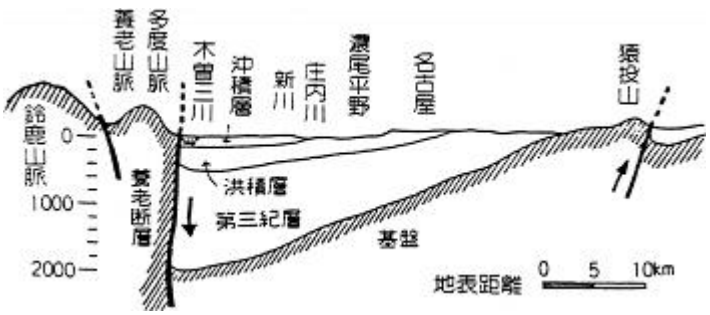

図２　愛知県西部の地形と地質

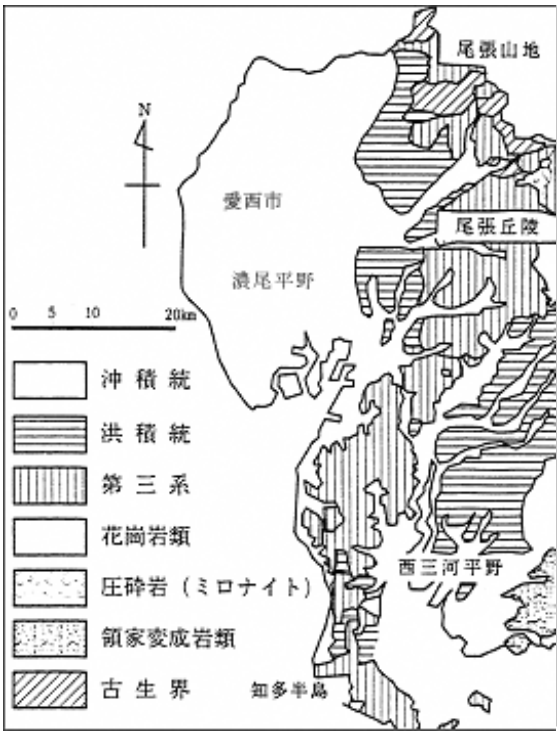

図３　市の標高図

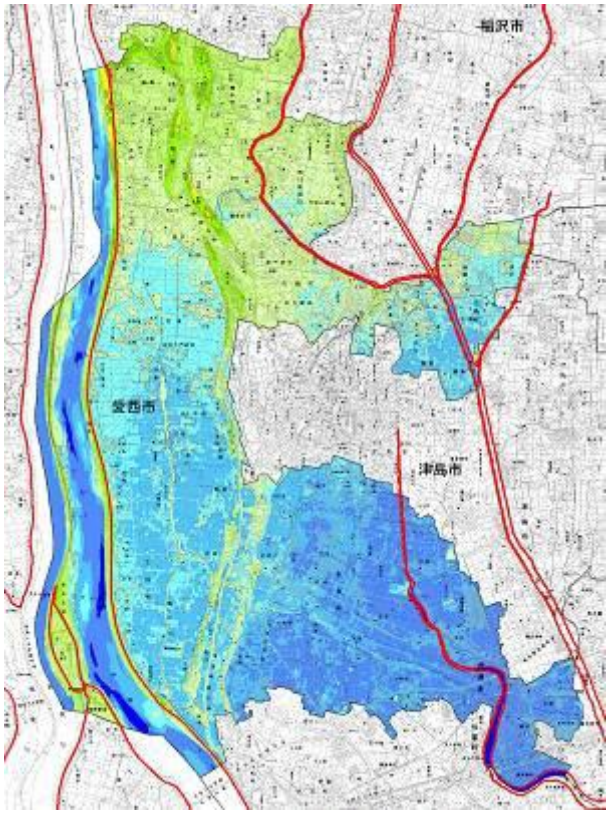

名古屋港平均水面以下の面積 （主要な河川面積を除く。） （図３：青色・水色）	約34.7㎢

２　社会的条件

(1)　人口及び世帯数

本市の人口は、平成12年以降減少の傾向にある。

年齢階層別の人口では、少子・高齢化の傾向が進んでおり、令和２年10月１日現在、老年人口比率は約31.6％と、平成22年の24.2％から大幅に増加している。また、この老年人口比率は、愛知県と比較しても6.3％ほど高くなっている。

人口と世帯数

各年10月１日現在

区分＼年		平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
人　　口（人）		63,143	64,216	65,597	65,556	64,978	63,088	60,829
	男	30,863	31,440	32,091	32,134	31,703	30,678	29,536
	女	32,280	32,776	33,506	33,422	33,275	32,410	31,293
世帯数（戸）		16,656	17,729	19,103	19,889	20,747	21,131	21,718
平均世帯人数（人）		3.79	3.62	3.43	3.30	3.13	2.99	2.78

出典：国勢調査

(2)　産　業

本市における就業者総数は、令和２年10月１日現在、約31,000人となっている。第３次産業就業者数と第２次産業就業者数は昭和60年では同数程度であったが、それ以降は第３次産業就業者数が増加し、令和２年では約19,000人で、全就業者数の約６割を占めている。第１次産業の就業者数は最も低く約１割となっている一方、第２次産業就業者数は全体の３割程度であり、近年はやや減少傾向にある。本市の産業別就業者割合を全国、愛知県と比較すると、本市は全国や愛知県よりも第３次産業就業者割合が低く第１次産業就業者割合が高い。

観光（交流）産業に関しては、市内に個性的な歴史・自然資源を多く有している。

(3)　交通・道路

鉄道網として、名古屋鉄道の尾西線及び津島線、ＪＲ関西本線の駅を有しており、周辺都市との連携が図られている。乗降客数は、令和３年度では、藤浪駅（約4,300人／日）、勝幡駅（約3,800人／日）、佐屋駅（約3,600人／日）の順で多くなっている。

一方、広域的な道路交通に関しては、西端に日本有数の河川である木曽川が流れ、岐阜県及び三重県からのアクセスは東海大橋及び長良川大橋・立田大橋の２路線に限られている。

高速自動車道としては、東名阪自動車道「弥富ＩＣ」が本市南部に隣接している。

なお、道路全体では、国・県道をはじめとした幹線道路が少なく、市道の占める割合が高くなっている。

(4)　社会的災害要因と対応

社会的災害要因として、主に次のような点が大きく影響を与えると思われる。

主な社会的災害要因	
外的要因	内的要因
○ゼロメートル地帯に位置する木曽三川下流部 ○スーパー台風の頻発化による被害の広域化、長期化する浸水被害への懸念 ○南海トラフ地震被害予測で新たに加えられた広範囲な津波浸水被害と、対策のための財源確保 ○排水機等重要工作物の高経年化によるたん水被害の懸念 ○建築物、ライフライン施設の上がらない耐震化率	○少子高齢化、核家族化、世代間格差等市民相互のコミュニケーション不足による共助の希薄化、それに伴う公助の負担増 ○高齢化、昼間人口流出による地域の災害対応力の低下 ○災害伝承と市民の防災意識の風化、防災意識の地域格差、職員の災害経験不足

災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うとともに、防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

３　災害の記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は、資料編「18－１　過去の風水害の履歴」・資料編「18－２　県内における過去の地震災害」に示すとおりである。

第４節　防災ビジョン

近年の豪雨災害や、東北地方太平洋沖地震、阪神淡路大震災等を踏まえ、「公助」による応急活動だけでは、大規模災害発生時に市民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、市民、事業所、自主防災組織、団体などの様々な主体による**「自助」・「共助」の取組を推進**していく必要がある。また、大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという**「減災」の考え方に立ち、市民や事業所、各種団体と行政が協力して防災対策に取り組む**ことを基本とし、以下の方針のもとで本防災ビジョンを設定する。

市の災害要因・防災課題

外的要因等
- ゼロメートル地帯に位置する木曽三川下流部
- スーパー台風の頻発化による被害の広域化、長期化する浸水被害への懸念
- 南海トラフ地震被害予測で新たに加えられた広範囲な津波浸水被害と、対策のための財源確保等
- 排水機等重要工作物の高経年化によるたん水被害の懸念
- 建築物、ライフライン施設の上がらない耐震化率

内的要因等
- 少子高齢化、核家族化、世代間格差等市民相互のコミュニケーション不足による共助の希薄化、それに伴う公助の負担増
- 高齢化、昼間人口流出による地域の災害対応力の低下
- 災害伝承と市民の防災意識の風化、防災意識の地域格差、職員の災害経験不足等

↓

防災・減災の基本方針【防災・減災ビジョン】

1　災害に的確かつ柔軟に対応する組織的防災体制の確立
（大規模災害に即応できる防災体制）

2　市民・事業所・行政との協働による防災体制の確立
（自らの地域の安全を自ら守るための防災体制）

3　水害対策、浸水・津波対策の総合的な推進
（浸水災害から命と財産を守る）

4　災害に強く、地域生活を支える都市づくりの推進
（防災・減災を考慮した総合的な施設整備）

↓

防災・減災まちづくりのテーマ

みんなで取り組む防災・減災まちづくり

―　災害犠牲者ゼロを目指して　―

１　災害に的確かつ柔軟に対応する組織的防災体制の確立

◆市災対本部機能・体制の強化	○組織の意思決定機能の強化 ○本部の執務環境の整備、代替施設の整備検討 ○情報集約及び発信手段の強化及び多様な情報・通信手段の拡充 ○職員の危機管理意識の啓発強化、自律的行動の実現 ○二次災害、三次災害の未然防止のための初動期の適切な対応
◆情報の収集・伝達体制の確立	○市防災行政無線等既存の情報収集・伝達手段の効果的な活用 ○災害時に有効性の高い新たな情報伝達手段の活用策等伝達手段の多重化、多様化の確保 ○通信設備の耐災害性の向上等 ○一人暮らし高齢者等への情報連絡体制の充実 ○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に警戒レベルを付して提供することによる、避難のタイミングや市民等がとるべき行動の明確化
◆避難誘導と受入・運営体制の整備	○指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理 ○地域特性を考慮した避難誘導及び受入体制等の整備・充実 ○避難所等における要配慮者や女性への配慮、ニーズの変化へ対応した避難所運営（福祉避難所又は福祉避難室の確保・女性の相談員、福祉相談員の配置検討等） ○安全で居住性を備えた避難所の設備等の改善
◆広域的な応援・受援体制の確立	○近隣市町のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制の確立 ○ボランティア活動の支援体制の充実 ○大規模水災害時、津波浸水災害時における広域避難や救助等への備えの充実 ○大規模な高潮・洪水災害による広域避難対策（「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」による広域避難誘導のあり方等の検討等）
◆要配慮者への対応の推進	○避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画作成の推進 ○家庭や地域ぐるみによる平常時・災害時における名簿を活用した実効性のある支援体制の推進

２　市民・事業所・行政との協働による防災体制の確立

◆自助・共助・公助による「減災」へ向けた取組の強化	○市民一人一人の自覚に根ざした「自助」の醸成、身近なコミュニティ活動の定着、事業所、各種団体等の相互連携による「共助」による取組 ○市民自らの積極的な防災活動と、ボランティア組織との連携体制の強化 ○市民と行政によるパートナーシップに基づく地域防災力の向上 ○発災後の市民自らの安全確保や自立支援、速やかな災害復旧等の仕組みを構築する単位としての位置付けである「防災生活圏（※）」の形成の相互連携の推進
◆地域の災害対応力の強化・向上	○市民、事業者、学校、自主防災組織、消防団等と地域に根付いた各団体が一体となって、より幅広い相互連携による防災活動体制の支援・推進 ○次世代を担う児童生徒への防災教育の充実、災害教訓の伝承や訓練の継続的な実施 ○ハザードマップや防災マップ等による防災に関する情報の積極的な公開 ○地域での自主防災リーダーの育成や活動支援の充実

◆事業所等と連携した防災体制の確立	○事業所や産業団体の事業継続計画（ＢＣＰ）の樹立による早期事業再開の備え ○復旧時における雇用の安定等、広く地域に役立つ取組の促進
◆大規模災害からの円滑かつ迅速な復興	○大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備

自助・共助・公助による防災への取組

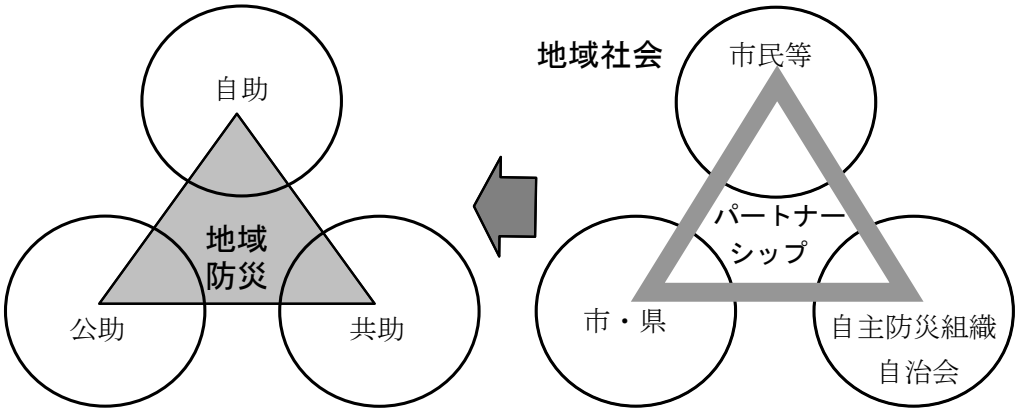

自助:個人、家族単位、企業等による努力
共助:自主防災組織、自治会等での活動や企業同士の連携など行政以外の組織による自発的支援
公助:行政(地方公共団体、国)による支援

※　「防災生活圏」とは、「近隣防災圏（自治会程度)」を基礎単位とし、段階に応じて「地区防災圏（小学校区程度)」、行政区域を対象にした「市域防災圏」、隣接する都市間で市域を越えて支えあう「近隣都市防災圏」による圏域とし、生活圏の広がりに応じて防災機能や災害への対応システムを備えるものとし、機能的にも重層的に構成される。

３　水害対策、津波浸水対策の総合的な推進

○避難情報等の発令基準の明確化と発令訓練の実施
○津波避難計画の策定と、それに基づく避難訓練の実施
○長期間の浸水からの早期排水対策の推進
○大規模水災害時、津波浸水災害時における広域避難や救助等への備えの充実［再掲］
○大規模水災害に関するタイムライン（時系列の防災行動計画）の策定に向けた検討
○大規模な高潮・洪水災害による広域避難対策（「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」による広域避難誘導のあり方等の検討）［再掲］

４　災害に強く、地域生活を支える都市づくりの推進

○住宅等建築物の耐震化の促進、耐火性の向上による火災や倒壊による被害の軽減
○道路や橋りょう等の耐震性の確保によるライフラインの確保
○河川改修等による浸水被害の拡大解消
○道路や河川、鉄道等の有する延焼遮断機能の強化による、延焼火災・津波浸水の拡大防止
○緊急車両の通行に配慮した道路の整備
○浸水被害の防止・抑制のための農地等の自然環境保全、適正な土地利用
○高経年化した農業用排水機場等の更新整備
○耐震性貯水槽の設置・運用による初期消火体制整備
○災害危険箇所の点検・早期対応による被害の拡大解消
○大規模災害時の応急措置や支援を迅速かつ円滑に実施する救助等防災活動の拠点施設の強化
○一定の期間と財源の側面から、個々の施策の実効性や優先度等を見極め、効率性の観点から災害対策の計画的・継続的な実施（アクションプランの策定）

なお、防災ビジョンと現実の隔たりは大きく、これを埋めるために、次の視点から施策を推進していく。

【防災ビジョン達成への視点】
１．長期展望に立つ
２．短期の成果（形成的成果）にこだわらず、着実な前進を続ける
３．あらゆる局面で防災的視点をおろそかにしない

第５節　予想される災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害の発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

第１　想定した主な災害

この計画の基礎として想定した主な風水害及び一般・特殊災害は、次のとおりとする。

１　台風による災害

過去において、本市を襲った最大級の台風、いわゆる伊勢湾台風（昭和34年９月）級の大型台風が紀伊半島に上陸した場合の災害を想定する。

２　集中豪雨等異常気象による災害（資料編「18－１　過去の風水害の履歴」参照）

本市においては、昭和36年６月、昭和51年９月に集中豪雨により大きな被害を受けている。また、平成12年９月には東海豪雨災害により、愛知県内に甚大な被害をもたらしており、これらの豪雨と同規模の災害を想定する。

３　航空機事故による災害

航空機事故は、航空機の飛行中のエンジントラブルによる墜落や、航空機からの落下物による災害等が考えられる。住宅密集地等へ墜落した場合、墜落による被害にとどまらず、大規模な火災、爆発の発生が想定される。特に、旅客機など、大型航空機の墜落は大惨事となるおそれがある。

４　鉄道事故による災害

鉄道事故は、列車の脱線及び転覆による災害が考えられる。特に、通勤・通学や帰宅の時間帯のラッシュ時等に事故が発生した場合、一度に多数の死傷者が発生する可能性がある。

５　道路事故による災害

自動車同士の接触や衝突事故、転覆事故等があるが、バス等多くの者が利用する自動車による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。特に東名阪自動車道等の高速道路等における大規模事故は、多数の死傷者の発生につながることが想定される。

６　危険物の爆発等による災害

ガソリンスタンド等の危険物施設やガス施設において、爆発等の危険物による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合がある。また危険物は、いったん火災となると延焼速度が速いため、大規模な火災となる危険性がある。

また、火薬等による爆発火災事故、高圧ガス及び液化石油ガスの漏えいや爆発火災事故が想定されるほか、毒物劇物等は、車両等による輸送が頻繁に行われており、漏えい等も考慮しておく必要がある。

７　大規模な火事災害

本市においては、過去、大規模な火災が発生していないが、住宅火災は市内各所の不特定の家屋で発生するものであり、特に老朽木造住宅の密集地域等において火災が発生した場合、延焼速度が速ければ大火になる可能性があり、多くの人命に影響をもたらすものとなる。

また、不特定多数の者が出入りする商業施設等では、入場者の大半が内部の事情に不案内であるため、火災が発生した場合、群集心理の動揺から大規模な人身事故等を生ずる危険性も想定される。

第２　水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

１　水防法第14条に基づき指定された洪水浸水想定区域

対象河川		浸水想定区域	浸水想定範囲
木曽川	洪水予報河川	国土交通省 ・令和２年４月 24 日指定	対象河川の外水氾濫の最大範囲を想定した区域
長良川	洪水予報河川	国土交通省 ・平成 30 年 12 月 22 日指定	
日光川	洪水予報河川	愛知県 ・令和元年８月 30 日指定	
領内川	水位周知河川		
蟹江川			

【計画規模（Ｌ１）】

○河川整備において基本となる降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示

【想定最大規模（Ｌ２）】

○想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深を表示

２　洪水浸水想定区域図

木曽川浸水想定区域図（計画規模）

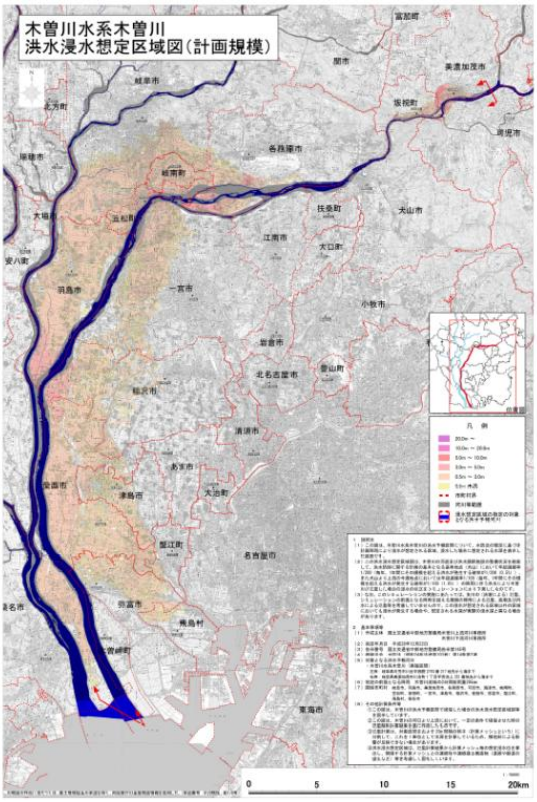

木曽川浸水想定区域図（想定最大規模）

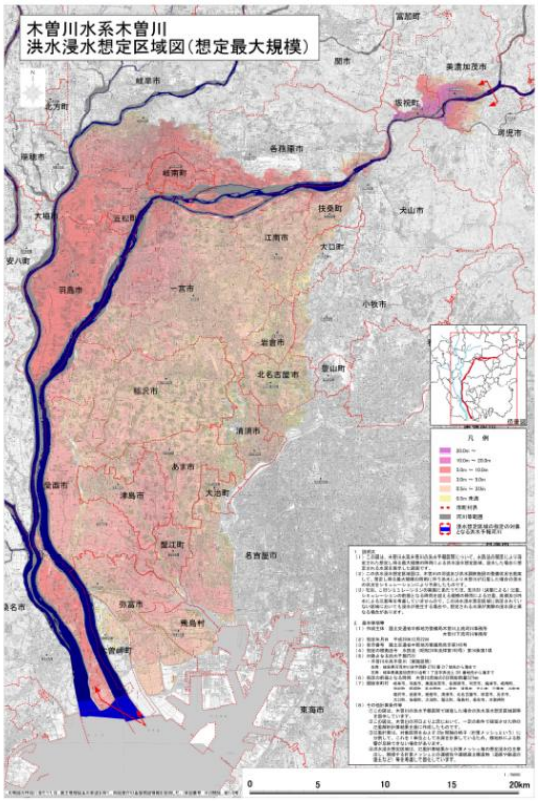

日光川浸水想定区域図（計画規模）

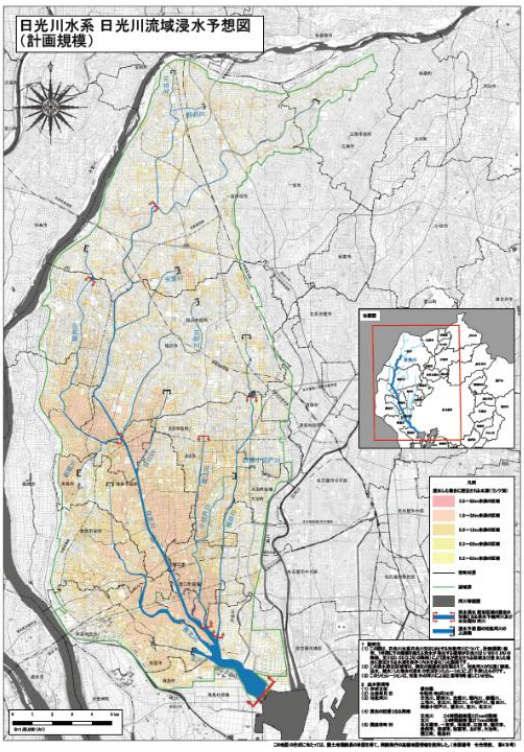

日光川浸水想定区域図（想定最大規模）

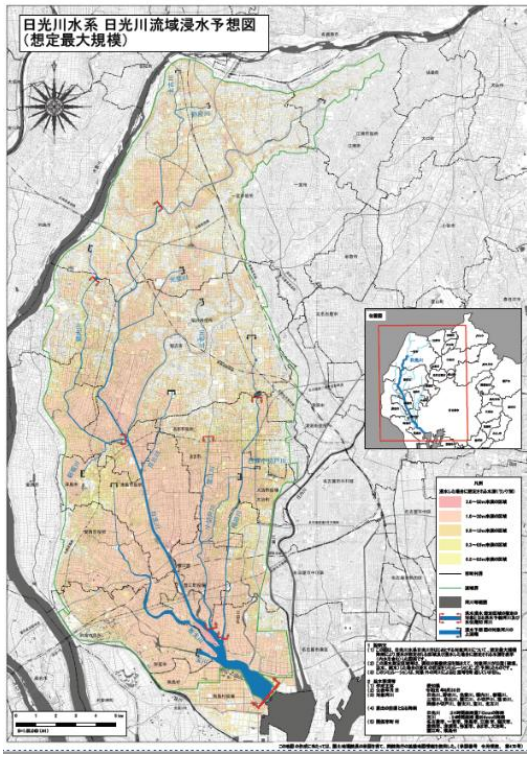

３　水防法第14条の３に基づき指定された高潮浸水想定区域

海岸名	浸水想定区域
三河湾・伊勢湾沿岸 （田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）	愛知県 ・令和３年６月 11 日指定

４　高潮浸水想定区域図（想定最大規模）

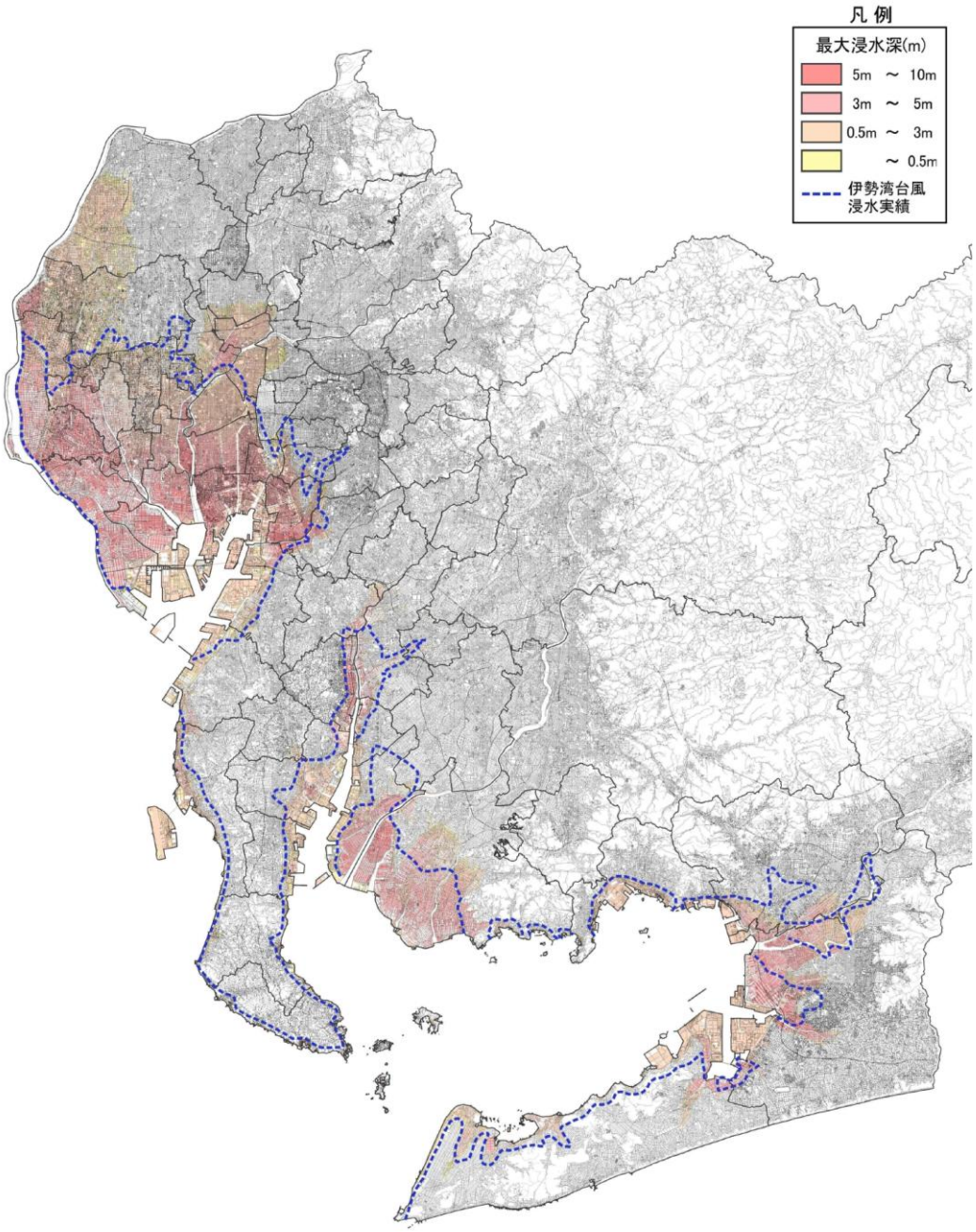

第２章　災害予防

第１節　防災協働社会の形成推進

基本方針

・公助、自助、共助の取組の推進
・災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みの構築
・市民等による実効性のある自主防災組織の育成
・企業による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用の推進

実施機関

企画政策部、保険福祉部、産業建設部、消防本部

第１　防災協働社会の形成推進

１　市、県の責務（公助）	
◆地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり	○市は「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となり、より幅広い防災活動の継続的な取組を推進する枠組みづくりに努める。 ○あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」（資料編「17－８　災害に強い地域づくりに向けた活動方針（あいち防災協働社会推進協議会)」参照）に基づいた活動を実施していく。
◆災害被害の軽減に向けた取組	○市及び県は、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会として設置された庄内川・木曽川圏域水防災協議会の策定した取組方針に基づいて計画的に水防災意識社会の再構築を促進する。 ○市及び県は、様々な主体を通じて防災知識の普及啓発に努める。 ○各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮する。 ○家庭や事業所等における安全に対する備えを促進する。

２　市民の責務（自助）	
◆市民の役割等	○「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民は、平常時より家庭内での備蓄や防災訓練に参加するなど災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。 ○災害時には、初期消火を行う。近隣の負傷者・避難行動要支援者を助ける。緊急避難場所や避難所で自ら活動する。あるいは、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。 ○大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

３　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（共助）	
◆「共助」の役割等	○市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 ○必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。 ○市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第２　消防団の充実強化

１　消防団の充実強化

◆消防団の充実強化

○市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

第３　自主防災組織の充実強化

１　活動の支援

◆組織の必要性と活動の浸透化

○広報紙やパンフレットの作成等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

○「自らの地域の安全は自ら守る」との基本原則に立ち、自発的な防災組織の必要性を再認識させるなど、自主防災力の向上を促進する。

①自治会の活動に防災活動を組み入れる。
②各種団体の組織の活動に防災活動を組み入れる。
③災害危険度の高い地区に重点をおく。
・豪雨時に被害の受けやすい地域　・木造家屋等の集中している市街地等
・消防活動の困難な地域　・過去において各種災害にあった地域

◆訓練

○市は、自主防災組織が実施する訓練等に参加し、指導及び助言を行う。また、総合防災訓練を実施する場合は、自主防災組織の参加を求め、消火、避難、応急救護等の訓練を実施する。

◆補助金の交付

○自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資機材等の整備や訓練の経費等に対して、「愛西市自主防災組織育成補助金交付要綱」の規定に基づき、補助金を交付する。

２　自主防災組織の活動

◆平常時の活動

○平常時の活動は次のとおりとする。

①避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
②日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
④河川の氾濫等を想定した非常時避難の訓練・周知等
⑤ワークショップや市との懇談会等を通じた防災意識の醸成
⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
⑦地域内の要配慮者の把握

◆災害発生時の活動

○災害時の活動は次のとおりとする。

①初期消火の実施
②情報の収集・伝達
③救出・救護の実施及び協力
④集団避難の実施
⑤避難所の開設・運営
⑥市が行う被災者に対する避難所運営等災害対策業務全般についての協力
⑦避難行動要支援者の安全確保等

３　組織等との連携	
◆自主防災組織と消防団等との連携	○自主防災組織は地元消防団へ訓練等の協力を求め、資機材の取扱の指導を受ける。また、消防団、警察、自衛隊のＯＢなどに自主防災組織への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。
◆組織等の環境整備	○市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。
◆防災関係団体ネットワーク化	○自主防災組織の相互連携のみならず、防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。
◆指定避難所を単位とした地区連携体制の確立	○指定避難所を中心とした身近な地区で、自治会・自主防災組織・学校職員・ＰＴＡ・事業所・消防団・ボランティア・市等が連携し、避難行動要支援者等の安否確認、救出・救護、避難所開設及び運営等の活動ができる体制づくりを目指し、指定避難所単位での組織化を検討する。 ○協議会等の組織化や活動体制の確立のため、モデル地区の選定及び推進に向けた事業化を検討する。
◆連携体制の確保	○日頃から地域の防災関係者間の連携をとることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、及び社会福祉協議会、日本赤十字社、ＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

４　防災リーダーの養成等	
◆防災リーダーの養成等	○市は、地域防災活動の中枢を担う防災リーダーの養成を図るとともに、各種研修会等を実施し、防災リーダーが、地域住民や自主防災組織等に対してさらなる防災啓発活動を務められるよう支援する。その際には、女性の参画促進に努める。
◆防災リーダーのネットワーク化の推進	○市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進し、防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援する。

第４　ボランティアとの連携

１　支援体制の確保	
◆ボランティア活動の環境整備	○市はＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティアセンターが機能を確保できるよう、設備・備品・資材（机、椅子、電話等）等の整備を行う。 ○他地域からのボランティアの受入を促進するため、キャンプ地の確保等を検討する。 ○市及び社会福祉協議会は、災害時に迅速に、災害ボランティアセンターが機能し、自主的な活動がなされるよう、平常時から各種ボランティア組織と協力体制を構築する。 ○市及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

	○市及び社会福祉協議会は、ボランティアが不足する場合を想定し、県社会福祉協議会等にボランティアの派遣を要請できる体制を整備するとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるため、ボランティア保険等の手続きの準備を行う。
◆災害ボランティアセンター	○災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となり、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。 ○市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、市社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。
◆ボランティアコーディネーター養成等	○市は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。 ○市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施するとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講してもらうよう努める。
◆訓練の実施	○市は社会福祉協議会と連携して、防災訓練等においてＮＰＯ・ボランティア関係団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練を行う。

２　ボランティアのネットワーク体制の推進等

◆登録ボランティア	○市は社会福祉協議会と連携し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等、一般市民に対し、ボランティア登録をするようＰＲする。 ○災害ボランティアセンターでは、一般ボランティア（炊き出し、物資搬送、がれき撤去等）の受入を行い、市災対本部（各部）では専門ボランティア（医療、巡回相談、建築物の危険度判定など）の受入を行うよう、受入窓口を整理する。
◆ボランティアグループのネットワーク化	○市は社会福祉協議会と連携して、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との間で情報交換の場をつくり、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等同士のネットワーク化を推進するとともに、多様な分野のＮＰＯ等との連携体制の整備に努める。
◆ボランティア活動の普及啓発	○市は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの登録窓口を設け、ボランティアの受付登録やＰＲ活動を実施する。また、ボランティアの講習会や他市町村担当者との交流会の開催、被災地へのボランティア派遣等を通じ、災害ボランティアの育成に努める。 ○市は、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。
◆被災地へのボランティアの派遣体制の整備	○市は、遠隔地等による被災地でのボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会等と連携し、災害発生時におけるボランティアの募集や支援体制など、被災地からのボランティア派遣要請に応じられる体制を整備する。

第５　企業防災の促進

１　企業の取組	
◆事業継続計画の策定・運用	○企業は、災害時に自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努め、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制（情報収集体制・応急対策体制）の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 ○特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
◆生命の安全確保	○顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。 ○事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
◆二次災害の防止	○落下防止、火災の防止、薬液漏えい防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要となる。
◆地域との共生と貢献	○緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。 ○企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。
◆洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者における措置	○本章第２節第１　３「浸水想定区域自治体の対策」を参照

２　企業防災の促進のための取組	
◆企業防災の促進のための体制整備	○県、市及び商工団体等は、職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上を推進する。 ○企業に対し地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

◆事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定促進	○県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（ＢＣＰ）の必要性について啓発する。 ○中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 ○企業が事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定するために、市及び県は被害想定やハザードマップ等を公表する。
◆相談体制等の整備	○県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について整理しておく。 ○市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
◆名古屋地方気象台における措置	○名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第６　防災生活圏の形成と相互連携

１　防災生活圏の位置付け

◆防災生活圏の位置付け	○災害発生後の市民自らの安全確保、自立支援、速やかな災害復旧等の仕組みを構築する単位であり、隣近所の人々と支えあう「近隣防災圏（自主防災組織［自治会］程度)」を基礎単位とする。 ○段階に応じて「地区防災圏（小学校区程度)」、当市の行政区域を対象にした「市域防災圏」、隣接する都市間で市域を越えて支えあう「近隣都市防災圏」から形成される。 ○生活圏の広がりに応じて防災機能や災害への対応システムを備えるものとし、機能的にも重層的な防災生活圏の形成を図る。 ○日常的な生活の場において市民相互が助けあい、支えあい、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担して防災機能の整備・強化に努める。

２　防災生活圏の形成

◆近隣防災圏（自主防災組織［自治会］程度）	○発災時に自分自身や自分の家族等を安全に守るための避難空間を確保する。 ○例として、個人の庭の緊急避難空間としての活用や、避難路の生け垣化や路上駐車・駐輪の排除への取組がある。 ○市民が主体となって活動する基礎的な単位として、市民相互が支え、助けあう仕組みや支援する仕組みを構築する。
◆地区防災圏（小学校区程度）	○災害により住まいの安全が脅かされたときの避難所等と、市民などの自主的な防災活動を支援する拠点を確保する。 ○概ね小学校を地区防災拠点として位置付け、平常時は市民の防災意識の高揚や防災コミュニティの育成の場として、災害時には自主防災活動の活動拠点などとして活用する。
◆市域防災圏	○災害時に市災対本部を設置し速やかに災害応急活動にあたる。 ○発災後の市民自らの自立を支援し、速やかな復旧を目指す。 ○発災後の市民自らの自立を支援する拠点整備や、速やかな応急・復旧活動に寄与する設備や体制の整備・充実を図る。
◆近隣都市防災圏	○市内のライフラインが途絶えるなどした場合に、近隣の都市の施設や物資により代替・補完を図る。 ○速やかに都市活動が再開できるよう代替性のある広域幹線の整備や、市域を越えた防災拠点間のネットワーク化など、広域での防災体制を確保する。

◆防災生活圏のイメージ

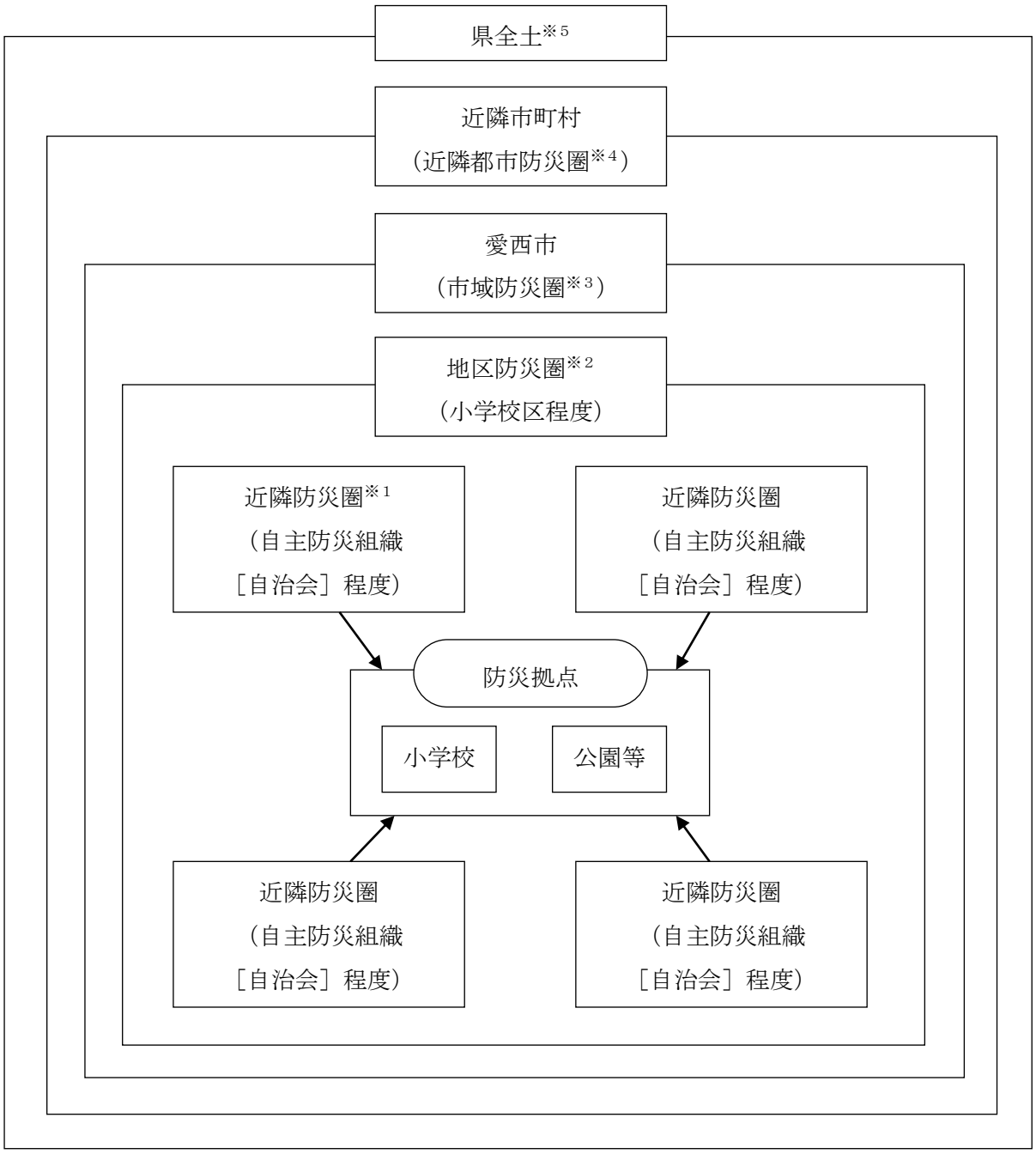

※１　近 隣 防 災 圏　：自主防災組織（自治会）の区分において、自助と共助の連携により災害活動を展開
※２　地 区 防 災 圏　：小学校区程度の地区において、避難所運営やボランティアの連携により災害活動を展開
　　（共助と公助の連携）
※３　市 域 防 災 圏　：市が主体となり、災害対策を展開
※４　近隣都市防災圏　：県が中心となり、近隣市町村が連携して、災害対策に取り組む圏域
※５　県　　全　　土　：県と防災関係機関が災害対策を展開

第２節　水害予防対策

基本方針

・河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施について関係機関に要請、維持管理の強化とあわせ、水系一貫した河川改修の推進
・浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策の推進
・農地及び農業用施設の災害発生の未然防止、農業生産の維持等の推進
・水害リスクの提供による被害軽減のための取組の推進

実施機関

企画政策部、産業建設部、上下水道部

第１　河川防災対策

１　河川防災対策の推進	
◆現況・被害の様相	○市のほとんどがゼロメートル地帯、河川への自然排水が困難、排水機による強制排水に依存 ○農地の宅地化、道路の舗装等による、保水、遊水能力の低下、河川や排水路への流出の増大、集中豪雨等による内水氾濫等水害の危険の予想
◆河川の維持・修繕等の実施、要請	○市は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じて河川管理者に対策の実施を促すとともに、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう、堤防の維持・補修、護岸の修繕、堆積土砂の除去等を県、国へ要請する。 ○地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置及び更新、樋門・樋管の改修、堤防嵩上げ等の整備及び要請並びに可搬式ポンプの配備（資料編「12－２　農業用排水機場」参照） ○市及び関係機関は、重要水防箇所や未整備箇所について定期的な調査点検の実施と、被害予測に基づく水防工法等の検討（資料編「12－４　愛西市内に被害を及ぼす可能性のある重要水防箇所」参照） ○防災調整池の設置及び必要に応じた雨水貯留・浸透施設の設置並びに透水性舗装の実施、盛土の抑制
◆排水路の整備等	○排水路の拡幅、改修及び排水機の増設、更新を推進、内水排除用ポンプ等の確保について検討
◆河川防災ステーション等の整備活用	○木曽川沿川で大規模な洪水や地震等が発生した場合に、総合的な防災体制に対応するため、河川管理者（国土交通省）と共同で、「木曽川高畑地区河川防災ステーション（愛西市八開水防センター)」を整備しており、市は、同施設内に設置した「八開水防センター」において、水防資器（機）材の備蓄などを行っている（資料編「６－１　主な食料及び資器（機）材の備蓄状況」参照)。 ○市は、災害の発生が想定される場合及び訓練時には、防災関係機関との連携を図り、この施設の有する活動拠点、輸送拠点等としての機能を活用し、水防活動の円滑な遂行を図る。
◆流域治水プロジェクト	○気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、市・国・県、地元企業等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進
◆予想される水災の危険の周知等	○市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を市民等に周知させなければならない。
◆水災害連携の連絡会・協議会	○県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催

し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

○水防法第 15 条の９及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

○近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

◆浸水被害軽減地区の指定

○水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む。）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

◆関連調整事項

○水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

○ダムの操作等利水施設の設置及び運営は、水源より河口まで一貫した観点で、治水との総合調整を図るよう考慮する。

○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。また、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。

○砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

○総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。

○堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

２　雨水出水対策

◆雨水流出抑制の検討等

○市街地の整備にあたっては、透水性舗装の施工、調整池等の雨水貯留、排水施設や浸透施設の設置検討を進めるなど、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて適切な対策を実施する。

◆関連調整事項

○過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

○側溝、下水道、中小河川等は一体となって排水するため、計画、事業にあたり相互の調整を図るよう考慮する。

○市は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

○地盤沈下地帯の市一帯では地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。

○排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

３　浸水想定区域自治体の対策

◆雨水出水浸水想定区域

○市は、県が指定した雨水出水浸水想定区域について、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等の情報をハザードマップ（防災マ

の活用	ップ）に活用する。
◆市防災計画に定める事項	○市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る（該当項目のみ掲載）。 ①洪水予報等の伝達方法 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災対法第 48 条第１項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項 ④浸水想定区域内にある「要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの」にあっては、名称及び所在地及び施設の区分に応じた洪水予報等の伝達方法 （主として社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設） ○「洪水予報を行う河川」及び「水位情報を周知する河川」は次のとおりとする。

洪水予報を行う河川	国土交通大臣指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路
	愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（５河川）
水位情報を周知する河川	愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23 河川）

◆ハザードマップ（防災マップ）の配布等	○市長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに要配慮者利用施設について市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。 ○市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 ○市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
◆海抜表示板の設置	○市は、外水・内水氾濫による浸水被害からの迅速な避難行動を促すため、公共施設、避難場所、地域の集会所のほか、市民が日常の生活の中で浸水災害の危険性を認知しやすい場所に海抜表示板等を設置していく。
◆市長の指示等	○市長は、浸水想定区域内に位置し、市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の

	所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
◆市長の助言・勧告	○市長は、市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の対策	
◆計画の策定	○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告
◆訓練の実施	○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告
◆自衛水防組織の設置	○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告

第２　農地防災対策

1　農地防災対策	
◆現　況	○本市は、農作物の栽培に適した土質に恵まれ、大都市近郊という立地条件を生かした農業経営を実施 ○風水害による農産関係の被害は、水稲、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜のへい死被害などが予測される。
◆たん水防除	○排水機、樋門、排水路等の新設、又は県によるたん水防除事業や地盤沈下対策事業により、被害の未然防止を実施 ○樋門、樋管など農業用河川工作物は、危険度や緊急度に応じて整備改修を推進、効果の早期実現を推進（資料編「12－２　農業用排水機場」参照）
◆管理体制等の整備、点検	○樋門、樋管、排水機場等の農業用施設の管理は、各土地改良区等の各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保など、管理体制の強化を推進 ○気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう、農業用施設等の定期的な点検を実施、危険箇所を整備
◆防災営農体制の確立	○土地改良事業の推進 ◎各土地改良区等の水路管理者は水路護岸、立切、井堰、樋門等農業用諸施設を恒久化する事業を推進 ○作付体系の改良 ◎畑作は、防災処置及び災害後の代作について普及指導 ○病害虫防除 ◎災害時に備えて、農薬や防除器具を農業協同組合及び業者を通じて確保
◆災害予防技術の周知	○県策定の農業気象災害対策技術指針に基づき、海部農林水産事務所（農業改良普及課）、農業協同組合等と連携、農業者に対して予防技術を周知徹底 ○水稲 ◎強風が予想されるときは、水田をなるべく深水にし倒伏予防を図るとともに、水路の流れを良くし、冠水を抑えるため、清掃及び障害物を除去 ○野菜及び花き ◎支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により、被害を未然に防止、ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置、冠水を防止 ○家畜 ◎家畜の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を促進

第３節　地盤災害の予防対策

基本方針

・地盤沈下対策における県との連携強化
・土地利用の適正誘導
・被災宅地危険度判定の体制整備

実施機関

企画政策部、産業建設部

１　土地利用の適正誘導

◆土地利用の適正誘導	○地盤災害の予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法、都市再生特別措置法をはじめとする各種個別法令等により、土地利用への誘導規制を実施

２　地盤沈下対策

◆地下水揚水規制	○本市は、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第７号）による地下水揚水の第１規制区域（資料編「14－４　県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域」参照）及び工業用水法（昭和31年法律第146号）による揚水規制区域（資料編「14－３　工業用水法に基づく揚水規制区域」参照）となっていることから、地盤沈下への影響を防ぐため、地下水揚水の規制を実施する。 ○尾張地域の地盤沈下（資料編「14－１　主要な水準点の累積変動状況（尾張・名古屋市地域)」・資料編「14－２　累積沈下量のコンター図（尾張・名古屋市地域)」参照）に対して、国において策定された「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下防止等対策を推進し、地盤沈下の防止を図り、海岸、河川等の防災対策に資する。
◆代替水源の整備	○地下水揚水の規制に伴い、工業用水や農業用水の代替水源として、上水道及び用水路等の整備を図り、給水事業を促進する。
◆排水対策	○警戒水位機を幹線排水路に設置し、深夜の増水にも敏速に対応できる体制づくりに努める。 ○警戒水位機の設置と連動させ、自動的に排水を開始することができるよう排水機の改善を行う。
◆関連調整事項	○本章第６節「都市の防災性の向上」を参照

３　被災宅地危険度判定の体制整備

◆被災宅地危険度判定士の養成・登録	○市は、県等が開催する土木・建築技術者等を対象とした判定士養成講習会に協力し、判定士の養成・登録に努める。
◆県建築物地震対策推進協議会による取組	○市及び県等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備に努める。

第４節　事故・火災等予防対策

基本方針	・関係機関における事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策の実施	実施機関	企画政策部、産業建設部、消防本部

１　航空機事故による災害対策

◆事故の特性	○航空機の飛行中のエンジントラブルによる墜落や、航空機からの落下物による災害が想定される。 ○住宅密集地や工場地帯へ墜落した場合、墜落による被害にとどまらず、大規模な火災、爆発の発生が想定される。 ○旅客機など、大型航空機の墜落は大惨事のおそれがある。
◆事前対策	○事故災害発生時の円滑な救難活動のための協力関係の確立（名古屋空港事務所及び航空自衛隊小牧基地その他の防災関係機関、周辺市町村） ○市（消防本部）による消火薬剤等の資機材の整備

２　鉄道事故による災害対策

◆事故の特性	○列車の脱線及び転覆による災害が想定される。 ○通勤・通学や帰宅のラッシュ時間帯等では、一度に多数の死傷者の発生が想定される。
◆防災関係機関の事前対策	○東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等や中部運輸局、県など防災関係機関との協議、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための事前対策の推進 ○救急救助用資器（機）材の整備 ○情報通信手段の確保、運用・管理及び整備 ○防災体制の強化
◆鉄道事業者の事前対策	○事故防止推進のための全国交通安全運動等の機会をとらえたポスターの掲示、チラシ類の配布 ○保安施設の点検 ○乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 ○鉄道施設の防災構造化 ○踏切事故防止のための広報活動

３　大規模道路災害

◆事故の特性	○バス等多くの者が利用する自動車による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者が出る可能性がある。 ○特に東名阪自動車道等の高速道路における大規模事故は、多数の死傷者の発生につながることが想定される。
◆事前対策	○中日本高速道路株式会社等道路管理者や市などの防災関係機関との協議 ○事故発生の防止及び事故による影響を最小限に抑えるための事前対策の推進
◆情報通信手段の整備	○情報通信手段の確保、運用・管理及び整備 ○広報活動等に関し関係機関と協議、連絡体制及び伝達体制の整備 ○道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
◆防災体制の強化	○道路パトロール等による道路構造物の点検の実施 ○道路等の異常の早期発見・事故防止 ○関係機関と連携した実践的な訓練の実施 ○災害の形態にあわせた活動体制の充実

４　消防力の強化拡充

◆消防力強化の体制整備
○消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備を促進し、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める（資料編「11　消防に関する資料」参照）。

◆消防資機材等の整備
○消防機関は、消防ポンプ自動車等、日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、はしご自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資器（機）材の整備を図る。
○消防団は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備するとともに、大規模災害等に対応した多機能型消防車の導入を検討する。

◆消防職員及び消防団員の育成
○消防職員及び消防団員に対し、愛知県消防学校等において教育訓練を実施し、知識及び技能の向上を図る。
○消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことができない代替性のない存在であることから「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

①自主防災組織との連携強化
②女性の入団促進
③各種団体・事業所等の組織や青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進
④各種行事を通じたＰＲ活動の推進

○災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
○消防団を活用した地域住民への防災指導により消防団活動への理解・協力を求める。

５　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

◆事故の特性
○ガソリンスタンド等の危険物施設（資料編「13－１　危険物施設」参照）やガス施設において、爆発等の危険物による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者が出る場合がある。また危険物は、延焼速度が速いため、大規模な火災となる危険性がある。
○高圧ガス及び液化石油ガスの漏えいや爆発火災事故が想定されるほか、毒物劇物等は、車両等による輸送が頻繁に行われており、漏えい等も考慮しておく必要がある。

◆市（消防本部）、県の事前対策
○危険物等施設に対する保安法令の定める立入検査の強化
○屋外タンク等の実態把握調査の実施
○危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化及び法令等による講習会等の実施
○市（消防本部）による化学消防力の強化促進

◆危険物等施設の所有者･管理者･占有者の事前対策
○日常点検事項及び点検方法等の事業所の自主点検体制の確立
○自衛消防組織の編成による自主的な災害予防体制の確立
○隣接危険物等事業所の相互応援に関する協定の促進と、効率ある自衛消防力の確立
○化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄
○危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

◆防災関係機関及び関係企業の事前対策
○防災関係機関及び関係企業による各々、又は共同による災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

第５節　建築物等の安全化

基本方針	・施設の防災構造化、被害軽減のための諸施策、予防措置の実施	実施機関	総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、海部南部水道企業団、各事業者

第１　交通関係施設対策

１　道路施設対策

◆緊急輸送路ネットワークの複線化	○緊急輸送の確保を図るため、県が指定した「緊急輸送道路」に連絡する主要道路について、市内の防災活動拠点（資料編「５－１　防災活動拠点」参照）、輸送施設、物資集積拠点（資料編「５－２　救援物資集積拠点」参照)、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークを進めるにあたり複線化（ダブルネットワーク）を考慮した緊急輸送道路を指定し、さらに緊急輸送道路等の機能強化を目指し、整備を推進する。
◆幹線道路、生活道路、橋りょうの整備等	○日常的な道路ネットワークの形成とともに、災害時の広域的な緊急輸送等も考慮して、都市計画道路を街路事業等により整備する。 ○歩行者優先を基本的に考え、高齢者、身体障害者、子どもなどが安心して歩け、また生活空間として楽しめるような生活道路の整備を行うとともに、災害時の避難にも配慮した整備を行う。 ○道路に関する啓発活動を通じ、市民の理解と協力を得ながら自宅前の道路清掃の実施や、不法占有物、不法看板等の減少に取り組み、安全な避難活動に配慮した道路環境を整備する。 ○国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋りょう等交通施設の防災構造化を推進する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。 ○アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。 ○渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策を推進する。 ○中部地方整備局は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進する。 ○浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。 ○地震災害時の通行を確保するため、橋りょうを定期的に調査し、必要に応じて順次補強、修繕等を実施する。

２　鉄道施設対策

◆施設の防災構造化等（鉄道事業者）	○大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等の実施 ○列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業の推進

第２　ライフライン関係施設対策

１　市及び施設管理者等における措置	
◆施設の代替性及び安全性の確保	○施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
◆早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携	○市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。 ○電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力に努める。

２　電力施設対策	
◆施設の管理・維持	○平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置の実施
◆再発防止対策の実施	○既往災害例を参考とし、事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、再発防止対策の実施
◆復旧活動体制の整備	○市及び電力会社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、広域停電事故に対する円滑な復旧活動を行うための体制を整備
◆電力施設の整備促進	○計画的・総合的な安全性・信頼性の向上を目指した施設の防災対策等の促進
◆広報体制の整備	○市は、突発的な停電や、電力供給能力の低下による計画的停電等に備え、電力会社と連携を図り、市民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制を整備する。
◆防災知識の普及	○電気利用者に対する広域停電事故時の対応等、防災知識の普及の推進

３　都市ガス供給設備等対策	
◆自然災害等対策	○ガス製造設備の浸水対策等 ○ガス供給設備の巡回点検 ○ガス工作物の耐震性の向上 ○緊急操作設備の強化 ○応急復旧体制の整備
◆ガス事故対策	○ガス製造設備の火災防災措置等 ○ガス供給設備の防護措置、耐火性の確保等
◆防災業務設備の整備	○検知・警報設備等の設置等 ○設備の緊急停止装置の設置等 ○防消火設備の整備 ○漏えい拡大防止設備の整備等 ○緊急放散設備の設置等 ○連絡・通信設備の整備等 ○自家発電設備等の整備
◆災害対策用資機材等の確保・整備	○災害対策用資機材等の確保 ○車両の確保 ○代替熱源の供給体制の確保

４　ＬＰガス供給設備等対策

◆現状	○各ＬＰガス販売事業者がそれぞれの供給を行うとともに、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第27条第１項に基づく保安業務の実施
◆保安体制	○液化石油ガス法に基づく「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者に対する保安体制並びに非常体制の具体的措置の確立
◆ＬＰガス設備対策	○ＬＰガス容器の転倒転落防止措置の実施 ○容器周りの配管をパイプサドル等により建物等に固定する等、容器の流出防止対策の実施
◆訓練等相互協力	○市はＬＰガス協会と災害時の協力体制として、避難施設等防災上重要な施設へのＬＰガス供給体制の確立を目指し、市の主催する防災訓練等に参加するなど、相互に協力する。

５　上水道施設等対策

◆被害の特性	○浄水場の地下階には配水に必要なポンプや電気計測機器等重要設備が設置されており、浸水及び長時間停電による断水等が考えられる。 ○管路については、河川氾濫等により配水管等埋設道路崩壊又は水管橋流失による配水管破損による断水が考えられる。
◆設計手法	○上水道施設の設計にあたっては、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）により耐震設計を行う。また、地下設備は浸水対策にも配慮する。
◆非常用電源の確保等	○浄水施設、送水ポンプ等の施設は、自家発電設備等の整備を推進、点検を実施し、非常時における作動を確保する。
◆取水、導水、貯水施設	○管路は耐震性を考慮した強靭な構造とし、また、これに対応する資材を使用する。 ○水源については取水口の安全を確認する。
◆浄水施設	○ポンプ周りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を進めるべく整備を行う。 ○浄水場の浸水被害、水質汚染に備え、近隣市、県企業庁等からの応急給水のための連絡配管について検討を行う。
◆送配水施設	○送、配水幹線については、耐震継手、伸縮可とう管等耐震性の高い構造、工法を採用するとともに、配水系統間の相互連絡を図り、管路のループ化を行う。 ○既設管については漏水防止に努め、計画的な配水管網整備更新を図るとともに、隣接水道管理団体施設との緊急時相互融通のための連絡管整備、相互援助協定の拡充等を検討する。 ○被災復旧に必要な水道水確保のため、配水池に緊急遮断弁、緊急給水取出し口等の設置に努める。
◆給水施設	○老朽管の改良を行うとともに、災害発生時における生活水の供給に必要なタンク車の配備及び飲料用貯水槽への給水施設の整備を行い、広域連携体制を確立するとともに、安全な水の確保に努める。
◆資器（機）材等の備蓄等	○応急給水活動に必要な給水タンク、ポリ容器、水袋及び給水車等運搬車両などの資器（機）材（資料編「６－４　応急給水用資器（機）材」参照）を整備していく。 ○応急対策用及び復旧工事に必要な資器（機）材の備蓄、それらを備蓄する災害機材倉庫の整備や水道指定業者との協定等により、緊急時に資器（機）材を優先調達できるよう努める。

６　下水道施設等対策	
◆設計手法	○下水道施設の設計は、耐震性を考慮して行う。
◆台帳等の整備	○下水道台帳の調製・保管、台帳のデータベース化、データ調査及び検索が実施できる体制を整備していく。
◆管路施設	○管路施設は、耐震性を考慮した可とう性の資材を使用し、人孔部においては、ずれ止め等の措置を講じる。
◆ポンプ施設	○ポンプ周りの配管は、耐震性を考慮した配管とし、緊急時に対応できる最小限の発電機対応の配線設備を制御盤に組み込む。
◆災害対策用資機材の確保	○可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平常時から努める。
◆協定の締結	○発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

７　一般通信施設等対策	
◆施設の防災構造化	○災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水、耐風機能を高めるなど防災構造化の推進 ○主要な電気通信設備が設置されている局舎、建物に対する耐水、耐火、耐震構造化の推進、主要な電気通信設備に対する予備電源設備の設置
◆重要地域・施設等への伝送経路の分散化・二重化	○主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策の実施
◆施設・設備の構造改善	○災害発生時に迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準の設定と、構造改善の推進
◆定期点検・整備の実施	○定期的な施設、設備等の点検、整備の実施
◆応急対策計画及び設備・資機材の整備	○災害発生時に備えた、事前の応急対策計画の策定と、代替機能設備、応急対策用資機材の整備

８　放送施設対策	
◆施設の防災構造化	○西尾張シーエーティーヴィ株式会社は、本市をはじめ海部地域７市町村等に密着した情報を発信し、災害時における市民への情報伝達手段として有効であるため、その機能を確保する対策を講ずる。 ①放送設備、非常用発電設備等の浸水・耐震対策を実施する。 ②防火設備等を設け二次災害の発生を防止する。 ③建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。 ④重要伝送ルートの多ルート化を実施する。

第３　防災建築物整備対策

１　公共建築物の安全性の向上	
◆建築物の不燃化・難燃化	○市は、公共建築物の不燃化・難燃化を図る。
◆耐水性能の確保	○防災上重要な施設機能確保のため、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

◆公共建築物における雨水流出抑制機能の確保	○河川への雨水流出抑制を図るため、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第４　文化財保護対策

１　防災思想の普及、連絡協力体制、環境整備等

◆防災思想の普及	○文化財（資料編「10－１　市内の文化財」参照）に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
◆管理者への指導・助言	○管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。
◆連絡・協力体制の確立	○災害が発生した場合に備え、管理者等は、市（消防本部）及び県等との連絡・協力体制を確立する。
◆適切な修理の実施	○適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
◆防火・消防施設等の設置	○自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
◆文化財及び周辺の環境整備	○文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。

２　平常時からの対策

◆台帳の整備	○国・県・市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。 ○所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
◆防火設備等の設置	○必要な自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
◆応急協力体制	○県は、市の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、応急協力体制の確立を図る。

第６節　都市の防災性の向上

基本方針

・都市計画のマスタープラン等に基づいた土地利用計画の策定、面的整備事業の促進
・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じ、災害に強いまちを形成

実施機関

産業建設部

１　都市の防災性の向上

◆都市計画のマスタープランの策定	○都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、それに基づく道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。
◆都市における道路の整備	○密集市街地内の道路の計画は、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。
◆都市における公園等の整備	○都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。 ○市及び県は、県広域緑地計画等に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定・検討、都市公園の整備を進めていく。 ○都市公園は、災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防火帯や避難場所等の防災機能の役割を果たすため、その整備を推進していく。 ○都市内に残された良好な自然環境を有する緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として有効に機能するとともに、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、特別緑地保全地区等への指定を検討していく。
◆所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等	○市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
◆建築物の不燃対策	○市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。 ○県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している（法22条区域）。 ○その区域内の木造建築物等については、屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。 ○市及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災が拡大しないよう措置をとる。 ○大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていく。

◆市街地の面的な整備・改善	○老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を検討する。

第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

・所管施設等の耐震性及び耐火性の向上、維持管理の推進
・応急災害対策活動の拠点となる施設の役割と機能の明確化、設備の整備
・物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備
・防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修等による人材育成

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、産業建設部、消防本部、ほか施設主管部

１　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

◆防災施設等の整備

○災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、防災活動拠点としての機能を有する堅牢な防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、円滑な運用を図るように努める。

◆消防施設・設備の整備改善及び性能調査

○消防ポンプ自動車等の消防機械（資料編「11－１　消防本部の現有消防力」参照）、消防用水利（資料編「11－２　消防用水利の概要」参照）、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

○特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するはしご自動車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

◆防災用拠点施設の整備促進

○被害状況の把握、情報連絡のための通信体制や応急対策活動のための市災対本部（本部室及び総括部）の設置等について施設、設備及び体制を整備する。

○市役所が被災し使用が困難となった場合に備え、代替施設を指定し、通信施設、非常用電源等をあらかじめ整備しておく。

○防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化するとともに、不燃化、非常用電源設備の整備等に努める。

◆公的機関の業務継続性の確保

○市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務等を行うため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

○実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保や、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

○市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておく。

①市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
②市役所が使用できなくなった場合の代替施設の特定
③電気・水・食料等の確保
④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
⑤重要な行政データのバックアップ
⑥非常時優先業務の整理

◆応急活動のためのマニュアルの作成等

○市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルの作成に努め、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

	○市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
◆人材の育成等	○市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容、大学の防災に関する講座等を活用して、人材の育成を図る。 ○緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 ○市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
◆防災中枢機能の充実	○保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となる燃料の備蓄等に努める。 ○物資の供給が相当困難な場合を想定し、適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図る。 ○災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。
◆防災関係機関相互の連携	○市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。 ○市は、県及び防災関係機関と共に、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
◆浸水対策用資器（機）材の整備強化	○市は、浸水注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な防災資機材（くい木、土のう袋、スコップ、掛矢等）の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。 ○緊急時の応急復旧用資器（機）材の確保について、市内土木建設業者等の民間団体と協力し、資器（機）材の備蓄を図る。
◆防災用拠点施設屋上における番号表示	○災害発生時にヘリコプター等航空機による上空からの情報収集等災害応急対策活動の効率化を図るため、市役所、小中学校校舎等の屋上について、番号表示を行う。
◆道路河川等の復旧等に係る施設・整備等	○道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、災害対策用の車両の導入や舟艇の配備に努める。 ○特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する（資料編「４－１　指定緊急避難場所・指定避難所」・資料編「４－２　指定緊急避難場所（民間施設を含む。）」参照）。

２　情報の収集・連絡体制の整備等

◆情報の収集・連絡体制

○市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

◆通信施設の活用

○被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

○市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

○市役所と災害現場の対策班、避難所等との相互連絡を確保するために移動系無線として地域防災無線の整備・効果的な運用を図る。

○全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用し、迅速な情報伝達体制を確立するために同報系無線を整備・活用する。

○災害発生時に地域住民に的確迅速に伝達するため、多様な通信手段を整備、導入、運用する。

①事前に登録した携帯電話等に電子メール（ＳＭＳ含む）や、携帯電話を所有しない市内の避難行動要支援者を対象として申込みのあった方の自宅電話への音声、ＦＡＸへの文字で「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」等の情報を発信する「災害時情報配信システム」の運用
②緊急速報「エリアメール」(docomo)、緊急速報メール「災害・避難情報」(au)、緊急速報メール（softbank)、緊急即報メール（楽天モバイル）の運用
③防災速報アプリ（yahoo）による情報の配信
④勤務時間内外を問わず気象警報が発表された場合等、事前登録した市職員全員に情報を伝達し、非常配備体制を速やかに構築する職員配信メールの運用

◆通信連絡機能の維持等

○無線従事者の資格取得を年次的・計画的に進め、配置の確保に努める。

○市防災行政無線、その他通信施設に係る非常電源設備の整備、周辺施設の不燃化及び耐震性の確保に努める。

○気象予警報の伝達、災害情報収集等のため、機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

○災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複線化に努める。

○市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保に努める。

○非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

○情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に点検を実施する。

◆被災者等への情報伝達

○電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

○通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

３　救助・救急等に係る施設・設備等の整備

◆救助資機材及び生活必需品の整備改善	○人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架、救命胴衣等の救助用資機材及びアルファ米等の備蓄用食料品、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効かつ適切に運用できるよう整備、改善及び点検をする。 ○その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。 ○市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

４　飲料水の確保体制の整備

◆応急給水体制の整備	○市及び海部南部水道企業団（以下「市等」という。以下同節は同じ。）は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水を供給するために、応援自治体の水道事業体等との応援方法、供給要員、必要資機材等について協議をする。
◆応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定	○市等は、断水世帯想定に基づき、給水拠点箇所の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達品目･数量、調達先、輸送方法等の調達計画を策定する（資料編「６－４　応急給水用資器（機）材」参照）。 ○定期的に備蓄している応急給水資機材の更新及びメンテナンスを行う。
◆耐震性貯水槽の整備等	○災害発生時の消火用からの転用による飲料水あるいは生活用水等の確保のため既設の耐震性貯水槽を管理し、災害時に活用できる体制づくりを行うとともに飲料水兼用の耐震性貯水槽の設置を検討する。
◆非常用水源の確保	○良質な河川や工場、家庭用等の井戸等をあらかじめ把握し、その結果をもとに災害応急用井戸（資料編「６－６　災害用井戸の所有者」参照）の指定・検討し、非常時の飲料水として利用可能な状態にするよう努めるほか、緊急時の地域住民の生活用水等の確保に努める。 ○ろ水機等による利用可能な水源として、プール等飲料水以外の貯水状況についても把握する。
◆検水体制の整備	○市等は、家庭用井戸、プール、防火水槽など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前に水質検査が行える検水体制を整備しておく。
◆給水用資機材の整備	○本章第５節第２　５「上水道施設等対策」を参照

５　食料の供給体制の整備

◆食料の備蓄計画の策定	○市は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておく。なお、職員用の備蓄も配慮する（資料編「６－１　主な食料及び資器（機）材の備蓄状況」参照）。 ○新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 ○特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。
◆備蓄倉庫の整備	○市は、避難所となる公共施設等に防災備蓄倉庫を設置し、食料の備蓄計画に基づく災害直後の被災者の一時的生活に必要な食料、必需品を備蓄できるようにする。 ○避難所となる小中学校等の一時的余裕教室等について、備蓄が可能か調査を行い、耐水性を考慮した適切なスペースがあれば有効活用する。 ○自主防災組織に資機材を格納するための防災倉庫の設置を促す。

◆備蓄品の拡充

○備蓄目標の設定

根　拠	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年５月公表）「過去地震最大モデル」による避難者数
設　定	発災１日後の避難者数　　約16,000人 （避難所　約9,000人　　それ以外　約7,000人）
目　標	必要量３日分：発災直後３日分 （市にて６割、家庭内備蓄４割） 食料　　9,000人×２食×３日分×0.6＝32,400食相当

○食料は、保存期間が長くかつ調理不要のもの、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。

・主食品：アルファ米、おかゆ、乾パン、クラッカー、缶詰パン等
・乳児食：粉ミルク、離乳食等
・その他：保存水（ペットボトル）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

○家庭においては可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料の備蓄を推進する。
○定期的に保存状態、保存期限等在庫確認を行い、保存期限の切れた食料等については、順次更新、拡充を行う。

◆食料の調達体制の整備

○食料の備蓄及び調達計画に基づき、市内のスーパー等の民間業者、農業協同組合等団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定を締結し、供給品目、要請方法、輸送方法等を決定しておく。
○平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
○備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。
○幼児や高齢者や障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、口への入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給・調達体制を整備する。
○食物アレルギーを持つ乳幼児に対し、アレルギー対応食品を配布できるように配慮する。

◆食料の輸送体制の整備

○市は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する。
○食料の集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

６　生活必需品の供給体制の整備

◆生活必需品の給（貸）与対象者

○災害時の生活必需品給（貸）与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

◆生活必需品の備蓄計画の策定

○市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。
○新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
○特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等

の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

◆備蓄目標と備蓄品目

〇備蓄目標の設定

根　拠	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年５月公表）「過去地震最大モデル」による避難者数
設　定	発災１日後の避難者数　　約16,000人 （避難所　約9,000人　　それ以外　約7,000人）
目　標	必要量３日分：発災直後３日分 日用品等　　9,000人×３日分＝27,000人相当 毛布等　　9,000人×１回分＝ 9,000枚相当

〇備蓄品

・日用品：食器、ほ乳瓶、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ、石鹸、バケツ等
・衣料等：毛布、肌着、タオル、靴下、Ｔシャツ等
・その他：固形燃料、簡易間仕切り、屋内用テント、ダンボールベッド、組立式簡易トイレ、ブルーシート、救急箱等

※ほ乳瓶、紙おむつ等は個別に目標値を設定する品目もある。

〇災害発生から３日分の生活必需品の備蓄を推進する。

〇備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限にとどめるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや感染症対策の屋内型テント、簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

〇要配慮者や女性、乳幼児等に配慮した生活必需品（生理用品・紙おむつ・粉ミルク等）の備蓄を推進する。

◆生活必需品の調達体制の整備

〇市は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

〇平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

〇備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

〇生活必需品について、市内のスーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定を締結（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）し、供給品目、要請方法、輸送方法等について協議を行う。また、平常時からコミュニケーションが図れるようにする。

7　防災資機材の備蓄

◆防災資機材等の備蓄計画の策定

〇市は、各避難所の受入人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等、防災資機材等の備蓄計画を策定する。その際、自主防災組織における備蓄体制もあわせて定める。

〇事業所、家庭及びマンション管理者に対しても防災用資機材の備蓄を働きかける。

◆防災資機材等の備蓄
○市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。
○備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。
○市及び県は、災害時に迅速に物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深める。

◆備蓄目標と備蓄品目
○市は、罹災者数16,000人（地震被害想定結果）に予備数を見込み、各避難所等の受入人員の計画値を目安とした防災用資機材の備蓄を行う。

○備蓄品目

①仮設トイレ　②救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
③移送用具（自転車、担架、ストレッチャー等）
④発電機　⑤投光機　⑥炊飯器　⑦テント

◆備蓄場所
○防災用資機材は、即活用できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、既存の備蓄場所に加え、自治会・自主防災組織単位で備蓄場所の整備を促す。

◆トイレの備蓄・整備
○市は、携帯トイレ（凝固剤・袋）、簡易トイレ等災害用トイレを備蓄する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努める。
○事業所、家庭及びマンション管理者に、当面の目標として３日分の災害用トイレを備蓄するように働きかける。

◆代替エネルギーの確保
○市は、避難所生活の長期化等に伴うエネルギー確保のため、一般社団法人愛知県ＬＰガス協会海部北分会や事業者等との供給協定の締結を進める。

８　家庭・地域における備蓄の推進

◆家庭内・地域内備蓄等の推進
○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。
○供給が困難になる場合が予想される高齢者用、乳児用等の食料品は、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう周知していく。
○事業所についても食料、必需品を備蓄するように広報する。
○自主防災組織においても、地域内の共同備蓄を進める。

９　災害廃棄物処理に係る事前対策

◆災害廃棄物処理に係る事前対策
○市は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）及び愛西市災害廃棄物処理計画（令和２年９月）に基づき、市災害廃棄物処理実行計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示す。
○災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
○十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能

力の維持を図る。
○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

10　罹災証明書の発行体制の整備	
◆罹災証明書の発行体制の整備	○市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 ○市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第８節　避難行動の促進対策

基本方針

・避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令
・防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動を喚起
・気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化の推進
・指定緊急避難場所の指定、整備、避難計画の作成と避難に関する知識の普及、市民の安全の確保の推進

実施機関

企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、各施設管理部

１　気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

◆情報伝達体制の整備

○市は、市民や要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。

○気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報系無線、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ、防災メールや携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

○迅速的確な避難行動に結びつけるよう、伝達内容等について検討しておく。

◆市及びライフライン事業者における措置

○市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

２　指定緊急避難場所の指定

◆指定等

○市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、災対法施行令に定める基準等に従って、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定する（資料編「４－１　指定緊急避難場所・指定避難所」・資料編「４－２　指定緊急避難場所（民間施設を含む。）」参照）。

○市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

○指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

○必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

○市は、企業等が保有する施設のうち、指定緊急避難場所の指定基準に適合するものを一時避難場所として指定する場合には、あらかじめ当該施設の管理者と施設の利用に関する協定・覚書を締結、協力内容等を明確化しなければならない。

○市街化区域内農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。

◆広域避難場所

○市長は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて広域避難場所を選定し、確保する。選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から市民に周知を図る。

○広域避難場所における避難者一人当たりの面積は２㎡とする。

◆一時避難場所
○市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

◆避難施設と生活環境の整備
○市長は、避難情報を発令した場合、市民等が災害の危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を供与する。
○指定緊急避難場所に係る必要な安全性や、飲料・非常食等の数時間から数日間の避難生活に必要な用品の備蓄に努める。その場合、乳幼児や女性、アレルギー等に配慮したものとすること。
○地震災害時の避難として車中泊を想定し、グラウンドなど駐車スペースの確保に努める。

◆受入対象者
○ 災害によって現に被害を受けた者

①住家が被害を受け、居住の場所を失った者、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
②現実に災害を受けた者、自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
（例えば、一般家庭の来訪客、通行人等）

○災害によって現に被害を受けるおそれがある者

①避難情報が発令された場合
②避難情報は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

◆開設等
○切迫した洪水等の危険から命を守ることを主たる性格とするため、原則として、いつでも避難できる場所又は施設とする。
○市民が緊急に避難する場合において、施錠等で避難が困難な施設以外に危険から回避できる代替場所がないときは、早急に避難できる手段を検討しておく。
○開設する又は開設した指定緊急避難場所等の場所や施設において、避難者の安全が確保できないと判断したときは、直ちに閉鎖し、代替場所又は施設に誘導する。

◆運営等
○運営等は本編第３章第９節第１「避難所の開設・運営等」を参照

◆指定緊急避難場所等の増設
○市は今後、市街地の住宅開発や、国及び県による新たな被害想定結果等を踏まえ、緊急避難場所（及び避難所）の見直しや追加指定を行う。

３　避難路の選定と確保

◆避難路の選定と確保
○市は、市街地状況に応じ避難路を選定し確保するよう努める。また、災害の被害想定の結果等を踏まえ、安全な避難路の選定を検討する。

◆避難路の選定の目安
○避難路の選定の目安は次のとおりとする。

①幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を目安とする。
②相互に交差しないものとする。
③沿線には火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
④選択にあたっては、市民の理解と協力を得て選定する。
⑤複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

４　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

◆マニュアルの作成
○避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

	①豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。 ②収集できる情報として次の情報を踏まえること。 （気象予警報及び気象情報、河川の水位情報、指定河川洪水予報） ③「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。 ④区域の設定にあたっては、河川氾濫又は高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を考慮するとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定する。 ⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。 ⑥洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル５]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。 ⑦避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア　避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、洪水、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報をもとに、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル４]避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル５]緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。 なお、いったん設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的な見直しに努める。 イ　高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、[警戒レベル５]緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。
◆判断基準の設定等に係る助言	○判断基準や発令対象区域の設定は、中部地方整備局（木曽川下流河川事務所）・県（河川管理者）や名古屋地方気象台に助言を求めることができる。
◆判断のための助言を求めるための事前準備	○避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 ○躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

５　避難誘導等に係る計画の策定

◆市の避難計画

○市の避難計画には、必要な事項を記載する。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

①避難情報を発令する基準及び伝達方法
②緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
　なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
③緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
④緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
⑤緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
⑥災害時における広報

◆防災上重要な施設の管理者の留意事項

○学校、保育園、病院、工場、その他施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を行う。その際、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

①それぞれの地域の特性等を考慮した想定される被害、特に複合的な災害の状況に応じた対応を行うための、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等
②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、緊急避難場所及び避難所等の選定並びに保健、衛生及び給食等の実施方法
③大規模災害が発生した場合の、学校の校舎等が長期間避難所として利用されることを踏まえた避難所の運営における教職員の役割
④患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の、受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等

◆浸水想定区域内にある市の防災計画

○市は、市防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について掲載する。
（具体的内容は、本章第２節「水害予防対策」、本章第９節「避難所、要配慮者・帰宅困難者対策」に掲載）

◆事前行動計画の検討

○数日前から、ある程度規模や進路等の予測が可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとするタイムライン（時系列の防災行動計画）の策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について検討する。

６　避難に関する意識啓発

◆避難に関する意識啓発

○市及び県は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時又は高潮時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・ＰＲ紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図る。

◆緊急避難場所等の広報

○緊急避難場所や避難所について、次の事項につき、市民に対する周知徹底に努める。

①緊急避難場所、避難所の名称
②緊急避難場所、避難所の所在位置
③避難地区分け
④緊急避難場所、避難所への経路
⑤緊急避難場所、避難所の区分
⑥その他必要な事項

・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

◆避難のための知識の普及

○市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき市民に対して、普及のための措置をとるものとする。

①平常時における避難のための知識
②避難時における知識
・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。）。
・洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
・市長から［警戒レベル５］緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない市民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。
・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。
③緊急避難場所、避難所滞在中の心得

◆その他

○防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

7　避難誘導等設備の整備

◆避難誘導等設備の整備

○市は、緊急避難場所・避難所の周知と災害時の輸送の目安となるように、新しく指定された緊急避難場所・避難所の周辺に誘導標識を設置する。また、設置済みの誘導標識の維持管理を行う。

○市は、緊急避難場所の周知を図るために、新しく指定された緊急避難場所に避難場所表示板等を設置する。また、設置済みの表示板は、日常から維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、適切なものを整備する。

○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

○市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

８　広域避難対策の検討

◆広域避難実施体制の検討

○多数の避難者が発生した場合には、単独市町村では避難者を受け入れきれないことが想定されるため、災害予測に基づく、早期の段階からの市町村を越えた広域避難の実施を想定し、広域避難の実施体制のあり方について検討する。

◆検討事項

○円滑な広域避難の実現に向けての体制整備について検討する。

①広域避難が必要な場合の市町村間の調整
②自治体間の相互応援協定の締結支援
③避難者移送に関する交通事業者との協力協定締結の検討
④市内の避難対象者の設定など、避難方針等の検討・策定推進
⑤市民への避難行動等の普及啓発

○大規模水害時にも使用可能な避難先確保について検討する。

①避難者受入先の確保に向けた市町村、近隣県との事前調整
②市内の避難者受入人数把握及び避難所確保の推進

◆連携及び調査・研究

○国、県、近隣市町村等と連携を強化するとともに広域避難の実現に向けた調査・研究を行う。

①東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会
②木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト

第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者対策

基本方針

- 指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備の推進
- 避難行動要支援者の避難誘導と安否確認のため、避難行動要支援者に関する情報の把握と、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の関係者との共有の促進
- 愛西市避難行動要支援者避難支援プランのほか「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用した情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を推進
- 社会福祉施設等の管理者による、施設利用者を避難誘導するための多様な主体との協力体制の推進
- 感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進
- 帰宅困難者支援体制の整備

実施機関

企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部、各施設管理部

第１　指定避難所の指定等

１　指定避難所の指定

◆指定等

○市長は、自宅が被災するなどして帰宅できない市民等が滞在生活する場所として、災対法施行令に定める基準等に従って、指定避難所を指定する。

○災対法施行令に定める基準等に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化に努める。

○市民にとって身近な施設にするとともに、二次災害等のおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との災害時緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないこと等を検討しておく（資料編「４－１　指定緊急避難場所・指定避難所」・資料編「４－２　指定緊急避難場所（民間施設を含む。）」参照）。

○避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備する。

○内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保する。

○指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

○市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

○指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

◆避難施設と生活環境の整備

○市長は、災害により自宅が被災するなどして帰宅できない市民等がいるときは、遅滞なく、指定避難所等を供与するとともに、当該指定避難所等に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

○やむを得ない理由により指定避難所等に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。
○指定避難所等とは、市が指定する指定避難所のほか、公営住宅や宿泊施設など、指定避難所の代替えとして利用する避難施設全般を指す。

◆受入対象者　○災害によって現に被害を受けた者

①住家が被害を受け、居住の場所を失った者、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
②現実に災害を受けた者、自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
（例えば、一般家庭の来訪客、通行人等）

◆開設等　○指定避難所等の開設は、被災状況や避難者数等を鑑み、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）において決定する。

◆運営等　○運営等は、本編第３章第９節第１「避難所の開設・運営等」を参照

２　指定福祉避難所の指定

◆指定福祉避難所の指定　○市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所（資料編「４－３　福祉避難所」参照）として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努める。
○市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
○市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
○市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

３　避難施設の設備の整備等

◆指定避難所等の増設　○市は今後、市街地の住宅開発や、国及び県による新たな被害想定結果等を踏まえ、避難所等の見直しや追加指定を行う。

◆隣接市町との相互協力体制の構築　○市内全域が被災した場合又は被災場所の地域性により、隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるため、隣接市町との避難所等の相互提供等について協議しておく。

◆避難所運営体制の整備　○市は、避難所生活が長期化した場合に備え、避難所の運営方法について「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」等を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営を検討する。この場合、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう配慮する。
○避難所運営における女性の参画の推進及び男女双方の視点に十分配慮するよう努め、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の確保や生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を考慮する。
○市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮す

る。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

○避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭においた運営体制を検討する。

○市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

○感染症対策について、平常時から取組を進めるとともに、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

○感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

◆避難所内設備の整備

○市は、避難所に指定した建物については、内閣府が作成した「避難生活における良好な環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、必要な設備を整備する。

①避難生活の長期化、障害者等の要配慮者に対応するため、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
②避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。
③避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、必要な物品の備蓄を進める。
（食料・飲料水、非常用電源、日用品（要配慮者・女性・乳幼児等に配慮）、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、マスク、消毒液等、仮設トイレ、マンホールトイレ、車いす等）
④必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な設備として、情報受発信手段・運営事務機能・バックアップ設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。
⑤バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

４　避難者等の情報把握

◆避難者等の情報把握

○市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

５　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

◆避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

○市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

○市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第２　要配慮者・帰宅困難者対策

１　愛西市避難行動要支援者避難支援プランの作成

◆支援プランの作成・推進	○要配慮者の支援にあたり、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を踏まえ、平常時における情報伝達体制づくり及び要配慮者情報の共有化により「愛西市避難行動要支援者避難支援プラン」を推進する。

２　社会福祉施設等における対策

◆組織体制の整備	○施設等管理者は、あらかじめ自衛防災組織等を整備、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。
◆夜間体制の充実	○施設等管理者は、各施設における入所者の状況、建物の構造等を総合的に勘案の上、夜間職員を配置する。夜間における勤務形態は、施設の種別に応じて交代制・宿直制の確保に努める。
◆緊急連絡体制の整備	○市及び施設等管理者は、消防本部等への緊急通報のための情報伝達手段の整備に努める。 ○市への被災状況等情報受伝達の連絡体制の整備に努める。
◆応援体制・受援体制の整備	○市及び県は、保健医療福祉圏域内で施設間のネットワークの形成に努める。 ○施設等管理者は、近隣の施設と相互協力関係を結び、他の社会福祉施設等において災害が発生したときに応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員・生活指導員）、各種資器（機）材（移動入浴車・小型リフト付車両等、車いす・ストレッチャー）等、応援出動体制をあらかじめ整えるとともに、必要物資の確保を実施する。 ○施設等管理者は、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して、被災者の受入を行うものとし、受入にあたっては、要介護者等支援の必要の高い者を優先して実施する。 ○市との連携のもとに、近隣施設間、市民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。
◆施設・設備の安全性強化	○施設等管理者は、災害に備え、施設・防災設備の機能維持のため、非常用自家発電設備を備えるとともに、建築基準法による技術基準に基づき、施設の安全性を確保する。 ○日頃から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、安全性の維持・強化を図る。
◆防災教育・防災訓練の実施	○市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化に努める。
◆防災備品等の整備	○施設等管理者は、災害に備えて３日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水槽や備蓄用倉庫の整備を図る。
◆非常用電源の確保等	○病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

３　在宅の要配慮者対策

◆緊急通報システム・高齢者等見守りシステムの運用	○市は、緊急通報システム・高齢者等見守りシステム事業の運用にあたり、利用者の安心安全の確保に努める。

◆応援協力体制の整備
○市は、災害時の要配慮者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入体制等を確保するため、近隣住民、自主防災組織、医療機関、社会福祉施設やボランティア組織、ＮＰＯ及び県等との応援協力体制を確立する。

◆防災教育・防災訓練の実施
○市は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を推進する。

①要配慮者へのパンフレット配布等による防災知識の普及
②広報紙等による災害時における要配慮者支援の啓発、知識の普及等
③要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練の実施

◆情報伝達方法の確立
○通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない高齢者、障害者等に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者、要約筆記通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備について検討する。

4　避難行動要支援者対策

◆要配慮者の把握
○市は、関係部署等で把握している災害時に配慮を必要とする要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を集約・把握する。

◆避難支援等関係者となる者
○避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

①市関係部署　②市社会福祉協議会
③民生委員・児童委員　④消防本部
⑤津島警察署　⑥自治会、自主防災組織
⑦近隣者

◆避難行動要支援者名簿の作成
○市は、避難行動要支援者の要件を設定し、市関係部署及び関係団体の協力を得て集約・把握した要配慮者の中から避難行動要支援者名簿を作成する。
○設定した要件に当てはまらない者であっても要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には、柔軟に対応する。

○避難行動要支援者の要件

①一人暮らしの高齢者　②要介護３以上の居宅者
③身体障害者（１・２級）　④知的障害者（Ａ判定）
⑤精神障害者（１級）　⑥難病患者
⑦上記の者のほか、避難に支援が必要と認められる者

○避難行動要支援者名簿の記載事項

①氏名　②生年月日
③性別　④住所又は居所
⑤電話番号その他連絡先　⑥避難支援等を必要とする事由
⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

○名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。
○人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意する。

◆名簿作成に必要な個人
○市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して台帳を作成する（災対法第49条の10第３項）。

情報及びその入手方法	○避難行動要支援者となる難病患者の情報は、県と調整の上、取得する（災対法第 49 条の 10 第４項）。 ○障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法も考慮する。
◆避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有	○避難行動要支援者においては、関係部署等と連携して情報を更新し、毎年、名簿の更新を行い関係者間で共有するよう努める。 ○市は、名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市に報告するよう避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。 ○市は、名簿に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の報告により知ったときは、名簿の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。
◆個別避難計画の作成等	○市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 ○市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ○市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
◆避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	○市は、登録に同意している避難行動要支援者名簿については、関係部署及び関係団体において、施錠可能な場所で厳重に保管・管理するとともに個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき情報漏えいに対する措置を講じる。 ○同意を得ていない避難行動要支援者名簿については、関係部署において保管・管理し、避難情報発令後、速やかに関係団体等に提供するとともに災害対応終了後は、速やかに回収する。 ○市役所・支所の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
◆避難支援体制の整備	○市は、関係部署及び関係団体と協力して情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援体制の整備に努める。 ○避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。
◆名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置	○名簿の提供を受けた者は、支援の目的以外で名簿情報を活用してはならない。 ○名簿の提供を受けた者は、名簿に記載された個人情報及び支援上で知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。 ○名簿の提供を受けた者は、名簿を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。 ○名簿の提供を受けた者が名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなけ

	ればならない。
◆名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置	○市は避難支援等関係者に名簿を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務（災対法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿の管理について指導を行う。 ○災害時に緊急的に外部提供した名簿情報は、支援活動後にその情報の返還を求める。
◆避難行動要支援者の移送先及び移送方法等	○市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
◆要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮	○市は、要配慮者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用するとともに、自主防災組織等を中心に、地域ぐるみの避難誘導体制の確立に努める。 ○市は、要配慮者の避難体制について、自主防災組織等を中心に民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域ぐるみの体制の確立に努めるとともに要配慮者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用することに努める。
◆避難支援者等関係者の安全確保	○市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

５　外国人等に対する対策

◆外国人等に対する対策	○市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に行動がとれるよう防災環境づくりに努める。 ①避難場所や避難所、避難路の標識等にピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化に努めること。 ②外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めること。 ③多言語ややさしい日本語による防災知識の普及に努めること。 ④外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及に努めること。 ⑤災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制の整備に努めること。

６　災害ケースマネジメント

◆災害ケースマネジメント	○市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

７　浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策

◆浸水想定区域内等の施設等の公表	○市は、高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められるものは、これらの施設名称及び所在地について、市民へ周知する（資料編「12－５　浸水想定区域要配慮者施設」参照）。
◆洪水時等の要配慮者が利用する施設の管理者	○市は、要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時・高潮時の避難を確保する必要があると認められるものは、当該施設の利用者の避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定め、市民へ周知する（資料編「12－５　浸水想定区域要配慮者施設」参照）。

への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	
◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	○計画の作成等 ◎要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。 ○施設管理者等に対する防災知識の普及 ◎市は、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。 ○施設管理者等に対する支援 ◎市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 ○市長の指示等 ◎市長は、要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ○市長の助言・勧告 ◎市長は、市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

８　帰宅困難者支援体制の整備	
◆定義	○災害発生時、公共交通機関の運行停止等の理由により、長距離であるために徒歩では帰宅が困難となる者をいう。
◆基本原則や安否確認手段に係る広報	○市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報を行う。
◆事業者による物資の備蓄等の促進	○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。
◆徒歩帰宅者支援の環境整備	○大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。
◆予想される対応等	○安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等 ○行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶ。
◆支援体制の構築	○行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

第10節　文教対策

基本方針

・園児、児童生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全確保
・施設、設備を災害から保護するため必要な計画を策定、推進
※本文中、学校を保育園・幼稚園、教職員を職員に読み替え、幼稚園、保育園対策を兼ねる。

実施機関

企画政策部、健康子ども部、教育部、消防本部

１　防災体制の整備等

◆学校等における防災体制	○学校等の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。 ○災害時における体制については、学校等が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。 ○災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、無線機等の配備を促進し、市教育委員会、市災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保護者・児童生徒等との間のメール配信サービスの完全普及など情報連絡体制を整備する。 ○保護者に対しては、学校防災マニュアル等に基づく学校の防災体制及び対応方策、災害発生時の連絡方法及び児童生徒等の引き渡し方法等について周知を行う。
◆登下校（園）時の安全確保	○児童生徒等の登下校（登降園含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、通学路の設定、登下校の安全指導等あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。
◆避難所としての運営方法	○避難所として指定されている学校等は、市教育委員会と連携し、市の避難所指定職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。 ○参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合等を想定し、初動体制についても定めておく。 ○避難所としての施設の使用については、主として避難者の受入のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を定めておく。

２　施設・設備等の災害予防対策

◆施設の点検及び補修等の実施	○学校施設においては、耐震診断及び耐震化工事が完了しており、一定の耐震性能が確保されている。今後、電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。
◆防災機能の整備	○学校等において、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備の整備を促進する。 ○災害時には、避難する市民を受け入れることを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。 ○高所の一時的余裕教室等を活用し、食料・飲料水・生活必需品及び防災資機材等を備蓄し、物資備蓄機能を有するよう進めていく。
◆設備・備品の安全対策	○災害時における設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

３　防災訓練の実施	
◆訓練の実施	○学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

４　学校等における防災教育の推進	
◆発達段階に応じた防災教育	○市（教育委員会）は、小中学校において、特別活動や学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。 ○災害発生時の危険に対して、安全な避難、危険回避行動については、児童生徒の発達段階に応じた指導となるようにする。
◆学校行事としての防災教育	○各学校では、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施、消防署における見学会等を実施する。 ○学校行事や訓練等において、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。 ○定期的に防災訓練を実施するとともに、児童や生徒が、市や自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加するよう促す。
◆教科目による防災教育	○各学校では、社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等についての教育を行う。 ○自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
◆防災教育の充実	○災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。
◆教職員に対する防災研修等	○市（教育委員会、消防本部）、各学校は、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。
◆地域一体の防災教育	○各学校は、平常時より学校が位置する自治会、自主防災組織との連携を図り、学校（避難所）を中心とした自主防災組織との協力体制を構築する。

第11節　広域応援・受援体制の整備

基本方針

・防災関係機関等との応援、協力体制の確立
・国や他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れる受援体制の整備
・相互応援協定の締結の促進

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、消防本部

１　広域応援・受援体制の整備

◆応援要請手続きの整備
○市は、国、県又は他市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備に努める。
○平常時から信頼関係の醸成に努め、相互の緊密な協力体制を整える。

◆相互応援協定の締結
○市は、他市町村と災害時における相互応援協定等の締結を推進する。
○相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
○県、近隣市町村、その他の行政機関、公共機関との相互応援体制のより一層の連携強化に努める（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）。

◆技術職員の確保
○市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

◆受援体制の整備
○市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。
○庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
○応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
○市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

２　防災活動拠点の確保等

◆防災活動拠点の確保等
○市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点（資料編「５－１　防災活動拠点」参照）、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
○緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。
○市及び国（国土交通省）、県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

３　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

◆緊急消防援助隊
○市（消防本部）は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動

	能力の向上及び受援体制の確立に努める。
◆県内の広域消防相互応援	○市（消防本部）は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める（資料編「16 相互応援協定等に関する資料」参照）。
◆広域航空消防応援	○市（消防本部）は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。
◆警察災害派遣隊等	○県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努める。 ○県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努める。 ○県警察は、救出救助用資機材の整備を推進する。
◆中部地方整備局における措置	○中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ―ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図る。

４　民間事業者との協定等の締結促進

◆民間団体等との協定の締結等	○市は、災害時に必要となる資機（器）材・輸送手段・ライフライン復旧、避難所の確保等防災対策の強化を図るため、関係機関・団体・事業所等との協力体制について協定の締結を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。 ○民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）、活動拠点等として、活用可能な施設等の利用について民間団体等と協定を締結又は協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用する。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。 ○市の各部・課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議の上、市に対する協力業務、協力方法及び責任区分等を明確化し、協定等に基づく協力が得られるよう準備する（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）。

５　支援物資の円滑な受援供給体制の整備

◆災害時の円滑な物流に向けた体制の検討	○市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しをはじめ、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。 ○緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。 ○輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。
◆訓練・検証等	○市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。

第12節　防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

・防災関係機関の協力を得て防災訓練を実施し、相互協力体制を強化
・予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図り、あわせて市民の防災意識の高揚を促進
・防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施
・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を推進

実施機関

企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部

第１　防災訓練の実施

１　防災訓練の実施等

◆総合防災訓練

○市は、震度６強以上の大地震の発生や、河川の氾濫等の大規模水害を想定して、市、防災関係機関、市民や自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等が参加する総合的な防災訓練を実施する。
○訓練の実施にあたっては、学校（児童生徒・教職員）や事業所等にも積極的な参加を促す。
○災害応援協定に基づく他自治体等との相互参加、共同訓練等も検討する。
○訓練内容

①市災対本部設置訓練	②災害情報の収集・伝達訓練・広報訓練
③避難誘導訓練（要配慮者対策）	④救出・応急救護訓練
⑤応援派遣訓練	⑥消火訓練　等
⑦復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練	⑧上下水道等応急修復訓練　等

◆水害避難訓練

○市は、河川等における水害発生時又は水害が発生するおそれのある場合に、迅速かつ適切に避難活動及び水防活動が実施できるよう、避難及び水防に関する訓練を実施し、技術の向上や情報伝達の習熟を図る。

◆広域応援訓練

○市は、被災によって十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の市町村が実施する広域的な応援を行う防災訓練に参加して連携を図る。

◆市職員の訓練

○災害発生時に迅速に参集し応急活動を実施するため、実践的訓練を実施する。
○様々な複合災害を想定した訓練等を実施する。

①職員非常参集訓練	②市災対本部設置・運用、図上訓練
③避難所受入訓練	④水防訓練　等

○電話の不通を想定した無線通信訓練、情報伝達訓練等をあわせて実施する。
○時間外の迅速な参集、交通機関・交通用具の使用を制限又は禁止するなど一定の条件を加える。

２　実践的な訓練と評価検証	
◆実践的な訓練の実施等	○訓練の目的を設定した上で、被害の想定を明確にする。 ○あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的なものとなるよう工夫する。 ○要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 ○防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
◆防災訓練の指導協力	○市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。 ○防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 ○市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
◆訓練後の評価検証	○訓練後において評価検証を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。
◆図上訓練等	○市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等の実施に努める。

第２　防災のための意識啓発・広報

１　職員に対する防災意識の普及	
◆職員の家庭における安全確保対策の徹底	○家庭における安全確保対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷など職員自身が災害によって甚大な被害を受ける可能性が高くなる。 ○勤務時間中の発災の場合、家族との連絡場所、連絡方法を事前に決めておかないと職務に十分専念できない可能性も大きい。 ○要配慮者を家族に持つ職員は、自らの家庭を守るためにも家庭における安全確保対策の徹底が必要である。 ○市職員に対し、家屋の補強、非常持ち出し品の用意、非常時の連絡先の確認等の安全確保対策を徹底するため、対策方法の例示などを行って職員への啓発を行う。
◆防災に関する研修の実施及び参加	○災害時に的確な応急対策を実施するためには、職員各々が市の行う災害応急対策を熟知し、自分に与えられた役割等について正しく理解しておく必要がある。 ○他の地域での過去の災害の教訓を理解しておくことも重要である。 ○市職員に対して市防災計画並びにその他防災に資する事項に関する研修や実習を実施し、また、外部で開催される防災研修会等にも積極的に職員を参加させることにより職員の資質の維持・向上に努める。

①災害に対する基礎知識
②市防災計画に示す災害対策
③気象警報発表時及び発災時の具体的にとるべき行動に関する知識
④職員が果たすべき役割
⑤発災後の初動体制の周知徹底
⑥家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
⑦災害対策の課題その他必要な事項

◆職員の自律的行動の支援
○災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、職員の自律的行動を支援するため、市防災計画に基づいた「災害時の職員行動マニュアル」を作成し、随時、改訂・修正を行う。
○各部局は、市防災計画に定められた各役割に基づき、部局ごとに「災害時の行動マニュアル」等を作成し、必要に応じ適宜見直しを行う。

２　市民に対する防災知識の普及啓発

◆自助力向上の啓発
○市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、公的な防災学習館の利用、Ｗｅｂサイトの活用のほか、市民を対象とした出前講座、防災セミナー、講習会等の開催に努め、次の事項を中心に防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。
○名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の①、⑤～⑦について解説を行い、啓発を図る。

①災害に関する基礎知識
②正確な情報の入手
③防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
④地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
⑤警報等や避難情報の意味と内容
⑥警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
⑦様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
⑧避難生活に関する知識
⑨家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。）
⑩応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
⑪家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

○地域における自主防災組織、自治会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部が実施する応急手当講習会などの機会に、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

◆防災に関する知識の普及
○市は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。
○市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
○防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

◆発災前の準備等の啓発
○発災前の準備等の啓発は次のとおりとする。

①住宅の安全点検
②非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
③可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の備蓄
④高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等

	の備蓄 ⑤マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材の備蓄 ⑥家族が服用している医薬品の情報等の把握 ⑦市災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
◆危険区域図の周知	○市は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した風水害等のハザードマップを作成し、市民等への周知に努める。
◆発災後の行動等啓発	○発災後の行動等啓発は次のとおりとする。 ①災害発生時に危険になる箇所を踏まえた行動 ②避難場所、避難経路 ③応急救護の方法 ④通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用） ⑤高齢者、障害者等の要配慮者への配慮 ⑥男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮
◆過去の災害教訓の伝承	○市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性についての啓発を行う。 ○教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を収集・整理し、保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。 ○国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
◆家庭内備蓄等の推進（再掲）	○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 ○供給が困難になる場合が予想される高齢者用、乳児用等の食料品は、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう周知していく。
◆報道媒体の活用及び協力要請	○通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。
◆生活再建のための備え	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

第13節　防災に関する調査研究の推進

基本方針

・広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連携
・地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制の確立と効率的運用の推進

実施機関

総務部、企画政策部、産業建設部、消防本部

１　危険地域の把握等

◆危険地域の把握	○災害の発生のおそれのある地域の現況調査を行い、その実態の把握に努める。 ○水害危険地域：地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況等
◆危険地区の被害想定	○災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように、上記の危険地域について、関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、その調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定の実施に努める。

２　調査研究成果の活用

◆調査研究成果の活用	○調査研究の成果を防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。
◆防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備	○市は、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、防災アセスメントの実施を検討する。 ○コミュニティレベル（自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を推進する。
◆地籍調査	○市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第３章　災害応急対策

※以降、表中、「時期」欄のＡ・Ｂ・Ｃの凡例は以下のとおり
Ａ：初動時
Ｂ：応急対応早期
Ｃ：応急対応安定期

第１節　活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

・大規模災害時における災対法第 23 条の２の規定に基づく市災対本部の設置及び災害応急対策の推進
・災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するための活動態勢の整備
・複合災害の発生も念頭においた要員（資機材も含む。）配置の推進

実施機関

全　部

第１　市災対本部

１　本部の設置等		時期
◆本部の設置及び廃止基準	○市長（本部長）は、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に次の基準に基づき、市災対本部を設置・廃止する。 《本部設置基準》 ・本節第２　１「配備基準」に定める配備基準のうち、第３次配備又は第４次配備に該当するとき及び市長が必要と認めるとき。 《廃止基準》 ・市域について予想された災害が発生するおそれが解消したとき又は応急対策が概ね完了したときは、本部を廃止する。	Ａ
◆設置及び廃止の通知	○本部を設置し、又は廃止したときは、市長は直ちに市職員に伝達し、県知事をはじめ次に掲げる機関にその旨通知又は報告するとともに、市民に対しても周知する。 ①県知事、隣接市町長等 ②防災関係機関（警察署含む。） ③市民	Ａ
◆意思決定権者	○本部の設置及び廃止の決定は市長（本部長）が行う。 ○市長の判断を仰ぐことができない場合の意思決定者は次の順位によりその権限を委任したものとする。 第１順位　副　市　長 第２順位　教　育　長 第３順位　企画政策部長	Ａ
◆本部室の設置場所	○本部室（本部員会議室、総括部）を市役所北館３Ｆ災害対策本部兼会議室に設置する。 ○本部には、本部室その他必要に応じて室を設置する。 ○市役所が被災する等本部運営に支障をきたす場合は、災害の状況に応じて、代替施設に設置、その際には速やかに市職員及び防災関係機関等に通知する。	Ａ

	災対本部代替施設 ／ 木曽川高畑地区河川防災ステーション（愛西市八開水防センター）	
	○本部を設置した施設には、その機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。	
◆標識及び腕章等	○本部等を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は市役所正面玄関に標識を掲示するとともに職員は腕章を着用することができる。 ○災害応急対策に従事する職員の服装は、防災服（消防活動服を含む。）とするが、状況により活動に適した服装を着用することが可能とする。	A

２　本部の組織及び運営		時期
◆本部の組織及び運営	○災対法及び市災害対策本部条例（資料編「17－２　愛西市災害対策本部条例」参照）に定める。 ○市長が必要と認めたときは、職員以外の防災及び危機管理に精通した者を本部員として指名できる。	A
◆本部員の構成等	○市長（本部長）、副市長及び教育長（副本部長）、部長職の職員、消防長、消防団長とする。	A
◆本部員会議	○本部員会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の方針、応急措置及び防災体制に関する事項を協議する。 ○本部長は、本部を設置したときは、直ちに本部員会議を設置する。 ○会議には企画政策部担当班長（危機管理課長）等が同席する。 ○本部員は、各々の所管事項について会議に必要な資料を提出する。 ○本部員は、災害応急対策上、本部員会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、企画政策部長にその旨を進言する。 ○本部員会議を開催するいとまがないときは、そのときの最高責任者が災害対策の方針を決定する。 ○本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。 ○本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させる。 ○本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。	A
◆本部員会議の所掌事務・協議事項	○本部の配置体制の切替え及び廃止に関すること。 ○重要な災害情報及び被害状況の分析、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。 ○避難情報の発令又はその解除に関すること。 ○災害救助法の適用に関すること。 ○本部内各部の調整に関すること。 ○自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 ○国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。 ○罹災調査の方法及び基準に関すること。 ○救援物資、義援金等配分の基準に関すること。 ○現地災害対策本部の設置に関すること。 ○ボランティア等の受入に関すること。 ○応急仮設住宅の基本方針に関すること。 ○広域防災拠点の設置に関すること。 ○災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ○その他災害対策に関する重要な事項に関すること。	A

◆総括部の編成・設置	○災害情報等を一元的に把握・整理するとともに、応急対策の重点の変化等に応じて災害応急対策を円滑に行うため総括部を編成・設置する。	A
◆本部組織相互間の職員応援	○本部を設置する原因となった災害の種類、規模等を踏まえ、実施すべき災害応急対策の内容、程度等に応じて、部を越えて相互に応援・協力する。	A
◆現地災害対策本部	○本部長は、被災地における災害応急対策を推進する上で必要があると認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。 ○現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者を、現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。	A

◆本部組織図

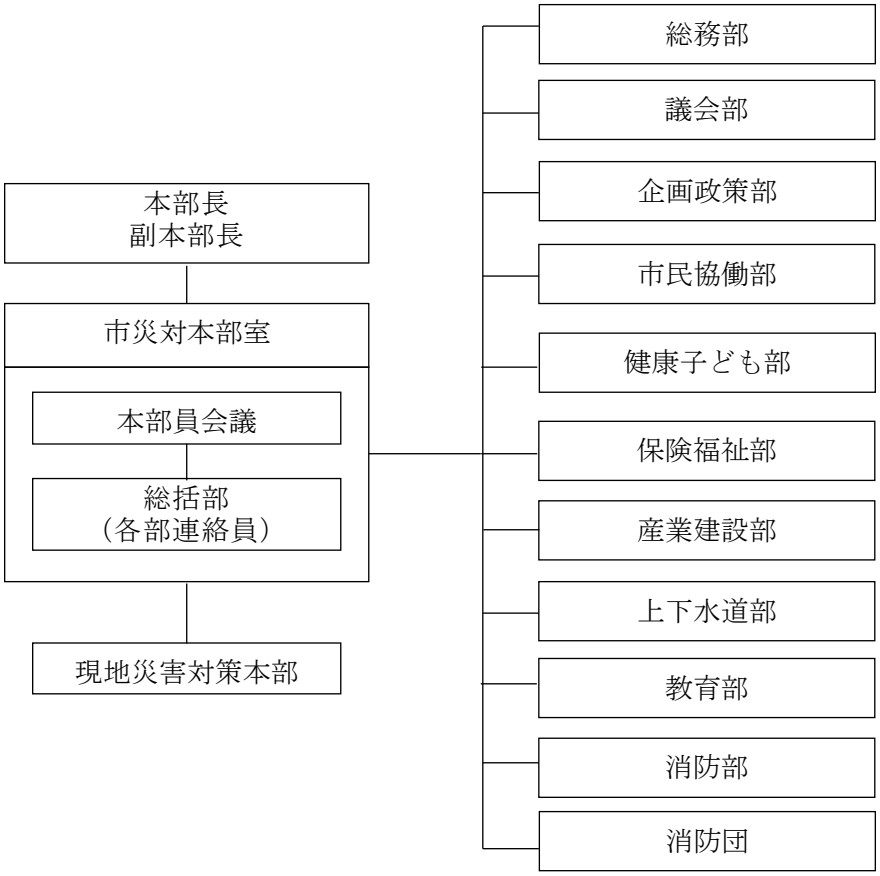

◆本部事務分掌等	○本部事務分掌については、資料編「１－１　愛西市災害対策本部事務分掌表」参照	A

３　職員の服務基準（災害時における防災服務心得）		時期
◆災害時における職員の自覚	○職員は、事前に定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に認識しておかなければならない。 ○市職員としての自覚を持ち、災害に対処し、人命を第一に、市民の信頼を得るよう努力しなければならない。	A
◆災害時の動員及び参集の義務	○動員命令を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。	A

◆災害時の責任分担の的確な履行	○各職員は、与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもと、法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。	A
◆各関係機関との連絡協調	○各関係機関と常に連絡協調し、災害対策の手違い・食い違いが起きるようなことがあってはならない。	A
◆被災者に対する応接態度	○被災者に対しては、親切、丁寧に接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。	A
◆職員の身分証明	○災対法第 83 条第２項の規定による立入りを行う際、及び他の地方公共団体の災害救助活動に従事する際には、職員の身分を示す証票を必ず携帯すること。	A

４　本部の運営上必要な資器（機）材等の確保		時期
◆本部開設に必要な資器（機）材等の準備	○愛西市災害対策図（１／15,000、１／2,500)、住宅地図 ○複写機 ○被害状況図板の設置 ○テレビ、携帯ラジオの確保 ○移動系無線機その他必要資器（機）材の確保	A

５　業務の優先度		時期
◆初動体制	○警報等の発表・災害の発生直後は、一定の職員出動が見込めない状況にあるため、暫定的な本部体制（初動体制）を確保する。 ○初動体制は、効率的な職員配置をとり、優先度の高い業務から活動を開始する。 ○初動体制での業務の進捗及び職員の出動状況に応じ、部（班）体制による活動に順次移行する。 ○指揮すべき職員が不在の場合は、職制上の上位の者が指揮する。 ○指揮をとる者は、本部業務分担表にとらわれない職員配備をとる。	A
◆業務の優先度	○本部の開設、通信手段の確認・確保（関係機関への開設報告） ○気象・水防情報、被害状況の把握・伝達（情報の集約、関係機関への伝達） ○人命に関わる業務（避難指示・緊急安全確保・誘導、避難所・救護所の開設） ○車両等防災資器（機）材の点検、確保 ○出動職員の把握 ○関係機関、関係団体との早期連携	A
◆タイムラインの検討	○市は、台風接近時等の減災対策として実施する災害対策活動をより効率的･効果的に行うため、市及び防災関係機関が実施すべき対策を時系列で明記した行動計画表（タイムライン）の作成を検討する。	A

６　大規模災害時の初動活動		時期
◆初動活動	○大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動が重要である。 ○災害発生前から災害発生後の初期段階において実施すべき主な応急対策活動の流れについて、次のとおり示す。	A

活動の区分	第１段階	第２段階	第３段階
情　　報	○災害状況、初動対応状況等の情報の収集・伝達	⇒⇒⇒	○被害情報、各種応急復旧対策の収集
	○被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 （要配慮者への広報）	○被災者の生活情報の収集、伝達	⇒⇒⇒
		○災害広報紙の発行、配布	⇒⇒⇒
			○市外避難者への情報提供
	○安否確認（職員等）		
水防活動	○水位、雨量観測	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○河川等危険箇所の巡視	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○水閘門の開閉	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○排水機等の稼働	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○資器（機）材の整備、点検	○河川等の応急復旧	⇒⇒⇒
消防活動	○救急救助活動	⇒⇒⇒	
救助･救急医療活動	○生き埋め者等の救出活動	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○けが人、病人等の救急医療活動	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○高度医療機関への搬送		
避　　難	○避難指示・緊急安全確保の発令		
	○避難所（緊急避難場所）の開設、運営	○避難所の運営	⇒⇒⇒
		○避難者数等の実態把握	⇒⇒⇒
		○避難所の衛生管理、食中毒対策、指導	⇒⇒⇒
救援･救護活動	○飲料水、食料の確保、供給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○生活物資の確保、供給	⇒⇒⇒	○生活物資、救援物資の配布
	○救護所の設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
要配慮者への対応	○安否確認、要介護者の被災状況の把握	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○福祉避難所の確保	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
		○要配慮者ケアの全体計画の作成	○福祉保健サービスの提供
		○重症要介護者の施設への受入、緊急介護	⇒⇒⇒
緊急輸送	○道路、橋りょう等の被害状況の把握	○道路、橋りょう等の応急復旧	⇒⇒⇒
	○道路啓開、緊急輸送経路の決定及び確保	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	○臨時ヘリポートの設置･運用	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
ボランティア活動の支援	○拠点の開設、情報の提供	○情報の提供	⇒⇒⇒
		○ニーズの把握	⇒⇒⇒

活動の区分	第１段階	第２段階	第３段階
遺体捜索･埋火葬	○火葬場等施設被害状況の把握	○火葬場等の確保	⇒⇒⇒
	○柩、ドライアイスの確保	⇒⇒⇒	
	○遺体捜索	○遺体捜索、安置、処理、火葬	⇒⇒⇒
	○遺体安置所の開設	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
廃棄物処理	○避難所等への仮設トイレの設置	⇒⇒⇒	
	○ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況の把握	○し尿処理、ごみ収集処理	⇒⇒⇒
	○災害廃棄物処理実行計画の立案と仮置場の選定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒ （特に倒壊･流失家屋の処理）
ライフラインの復旧	○ライフラインの状況の把握	○復旧活動	⇒⇒⇒
	○下水道等施設の復旧	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
被災地安全確保	○被災建物の状況把握及び応急処置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
		○被災地環境保全対策	⇒⇒⇒
	○二次災害の防止	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
生活安全対策			○罹災証明書交付の準備
			○応急仮設住宅建設の準備
			○災害公営住宅建設の準備
			○被災住宅応急修理対策の準備
			○学校再開の準備

第２　配備基準及び防災活動体制

１　配備基準		時期
◆配備基準	○市の非常配備体制は、次の４段階に区分するが、これによりがたいと認められる場合においては、臨機応変の体制を整える。	A

配備体制	配　備　基　準
情報収集体制 第１次配備	１　本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。
	※自主避難者については、原則、文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開地区コミュニティセンター、佐織公民館で受け入れ、施設担当職員等で対応し、避難所開設後は避難所を利用してもらう。
警戒配備体制 （市災害対策準備室） 第２次配備	１　気象警報が発表され、災害の発生のおそれがあると判断されたとき（集中豪雨等）。 ２　台風の接近に伴い、警戒する必要があると判断されたとき。 （※各出先施設参集） ３　引き続き気象警報が発表され、次の河川水位に達し、さらに水位が上昇しているとき。 ①日光川（古瀬）が氾濫注意水位（T.P.+1.3m）に達したとき。 ②木曽川（木曽成戸（T.P.+ 5.8m））、長良川（長良成戸（T.P.+4.5m））の河川水位が氾濫注意水位に達したとき。
	※一部避難所の開設が必要となった場合

配備体制		配　　備　　基　　準
市災対本部体制	第３次配備	１　気象警報が発表され、現に災害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認めるとき。 ２　引き続き気象警報が発表され、次の河川水位に達し、さらに水位が上昇しているとき。 ①日光川（古瀬）が避難判断水位（T.P.+1.8m）に達したとき。 ②木曽川（木曽成戸）が避難判断水位（T.P.+ 8.7m）に達し、木曽川下流氾濫警戒情報が発表されたとき。 ③長良川（長良成戸）が避難判断水位（T.P.+6.7m）に達し、長良川下流氾濫警戒情報が発表されたとき。 ※日光川（古瀬）の河川水位が出動水位に達したとき。 （日光川水防警報「出動」が発表されたとき。）
	第４次配備	１　災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。 ２　現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、その対策が必要と市長が認めるとき。 ３　特別警報が発表されたとき。 ４　引き続き気象警報が発表され、次の河川水位に達し、さらに水位が上昇しているとき。 ①日光川（古瀬）が氾濫危険水位（T.P.+2.0m）に達したとき。 ②木曽川（木曽成戸）が氾濫危険水位（T.P.+8.9m）に達し、木曽川下流氾濫危険情報が発表されたとき。 ③長良川（長良成戸）が氾濫危険水位（T.P.+ 7.0m）に達し、長良川下流氾濫危険情報が発表されたとき。 ５　大規模な火災、爆発又は多数の死傷者等を伴う列車、航空機及び車両等の事故が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われるとき。

※１　（　）の地名は観測所の名称を表す。
　２　その他必要により本部長（市長）が上位配備を指令した場合はこの限りではない。

２　防災活動体制の確立		時期
◆非常配備体制の移行	○市域に風水害等が発生し、その災害が「配備の種別と体制」に定める配備事由に該当する場合は、自動的に当該配備事由に相当する配備種別に移行する。 ○市長（本部長）は、特定の部、課等の長に対し、災害の状況により、他の部・課等と異なる配備種別を指示することができる。 ○各部課等の長は、自己の部・課等の活動状況に照らし、配備種別の移行の必要性が生じた場合には、本部長若しくは配備体制下の総括指揮者に対し、配備種別の移行について要請することができる。	A
◆勤務時間外における非常配備体制	○本節第１　５「業務の優先度」によるが、勤務時間外における警報等の発表・災害発生の直後は、職員の参集状況に応じ、順次応急的な非常配備編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施することとし、この場合において、職員の参集状況と災害の推移を勘案し、適当と認めるときは、正規の非常配備編成に移行する。	A

３　平常業務の取扱		時期
◆第１次・第２次配備の場合	○平常業務は、非常配備要員を除く職員で可能な限り実施する。 ○災害の状況によりやむを得ない場合は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静化するまで中止することができる。	A
◆本部第３次配備の場合	○平常業務は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静化するまで中止する。	A
◆業務継続計画の実施	○各部長・班長は、災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、業務継続計画に従い実施する。	A

第３　動員計画

１　非常配備編成表・動員計画		時期
◆動員職員の対象	○各課等の非常配備編成表・動員計画において、あらかじめ定めた者とする。 ○勤務時間外において突発的な災害により、本部第３次配備体制をとる場合には、当該体制の確立を図るため、勤務場所に近い住所地の職員を優先的に動員する。	A
◆計画の作成及び職員への周知	○各課等の長は、特に勤務時間外・休日の職員の動員について、所管の課等の「非常配備編成表・動員計画」を作成し、職員に周知徹底する。 ○人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。	A
◆計画の内容	○各課等の「非常配備編成表・動員計画」は、配備の種別ごとに作成する。 ①非常配備人員編成計画表 ②非常配備・動員連絡系統図（勤務時間外）	A
◆動員対象から除外する職員	○病気・負傷等により、応急対策活動に従事することができない者 ○病弱者・身体障害者等で、所属長があらかじめ除外を相当と認めた者（勤務時間外における動員対象から除外） ○その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者	A

２　非常配備指令の伝達		時期
◆勤務時間内における伝達	○庁内放送のほか、電話、庁内ＬＡＮ等により動員するとともに、指令内容を周知徹底する。 ○配備区分に応じて、消防団へも非常配備を伝達する。	A
◆勤務時間外・休日における伝達	○動員連絡はメール・電話等で行う。各体制の要員にあたる職員は、気象状況等から、被害が予想される災害について自己覚知をし、動員連絡を受けた場合、直ちに参集する。 ○職員は参集途上、次の事項について適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報を報告する。 ①人命の危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び指導 ②道路、橋りょう等の被害状況や通行不能箇所の状況等 ○配備区分に応じて、消防団へも非常配備を伝達する。 ○警報等の発表を報道等で知った場合には、当該参集要員でなくても動員指令が出る場合に備え、いつでも指令に応えることができるよう準備しておくこと。	A
◆参集時の留意事項	○職員証、飲料水及び食料、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な限り携行する。 ○災害の状況に応じ、自動車の利用は避け、徒歩、自転車等により参集する。 ○自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への搬送等必要な措置をとった後に参集する。 ○道路等の被災により参集が不可能な場合は、所属班長又は本部の指示を受ける。指定された場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。	A

３　職員の応援体制		時期
◆応援体制の確立	○被害状況、職員の参集状況等を考慮し、配備が必要な部・班へ応援人員を派遣するなど、職員の適正配備を図る。 ○本部各部長は、自らの部の各班が災害対策活動を実施するにあたり、配備要員が不足し、自らの部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは総括部に動員を要請し、他の部班の配備要員から確保する。 ○災害に係る活動について任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員は、それぞれの所属する班の事務室で待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出動できる態勢を整えておく。	A

第４　事前措置及び応急措置等

１　事前措置		時期
◆事前措置活動	○大雨により河川の氾濫や冠水等の災害が発生するおそれのある場合、又は各河川に水防警報等が発表された場合等（第１次・第２次配備体制）においては、安全パトロール、警戒巡視等の警戒活動により状況を把握するほか、所管施設の点検を行う。	A

２　応急措置		時期
◆応急措置活動	○被害の状況を把握するために市域を巡回・調査（安全パトロール）し、市内の各河川や排水路等の氾濫や、道路・宅地における倒木等の災害が発生し危険な状態となった場合は、次のような応急措置を実施する。 ①浸水箇所では土のう積みやポンプによる排水を行う。 ②道路の冠水区域等の危険箇所は、通行止めや交通規制等の措置をとる。 ③通行の障害となる道路上の障害物は除去する。 ④倒木、落下物等で危険なものを除去する。 ⑤浸水区域や周辺地域の市民に対し避難指示・緊急安全確保の発令又は避難誘導する。 ⑥越流・堤防決壊等のサイレン等を覚知したときは、すべての作業を中止し、付近の逃げ遅れた市民を誘導しながら、２階若しくは３階以上の堅固な建物等への緊急避難（垂直避難）を行う。	A

第５　惨事ストレス対策

１　惨事ストレス対策		時期
◆惨事ストレス対策	○捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努める。 ○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。	A

第２節　避難行動

基本方針	実施機関
・気象警報等情報収集・伝達体制の整備 ・警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に市民等へ伝達 ・避難指示等の基準の明確化 ・避難行動要支援者の避難支援体制の確立 ・避難のための可能な限りの措置をとり、生命及び身体の安全を確保 ・高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進	企画政策部、消防本部

第１　災害に関する情報の収集及び伝達

１　気象警報等の伝達系統		時期
◆気象・水象情報等の伝達	○気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象・水象に関する特別警報・警報等、消防法に基づく火災予防のための気象通報及びこれらに関連して必要とされる各種の情報並びに対策通知について、災害対策関係機関相互の間において受領、伝達し、非常事態に対する防災措置を図る。 ○特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。	A

◆気象警報等の伝達系統図

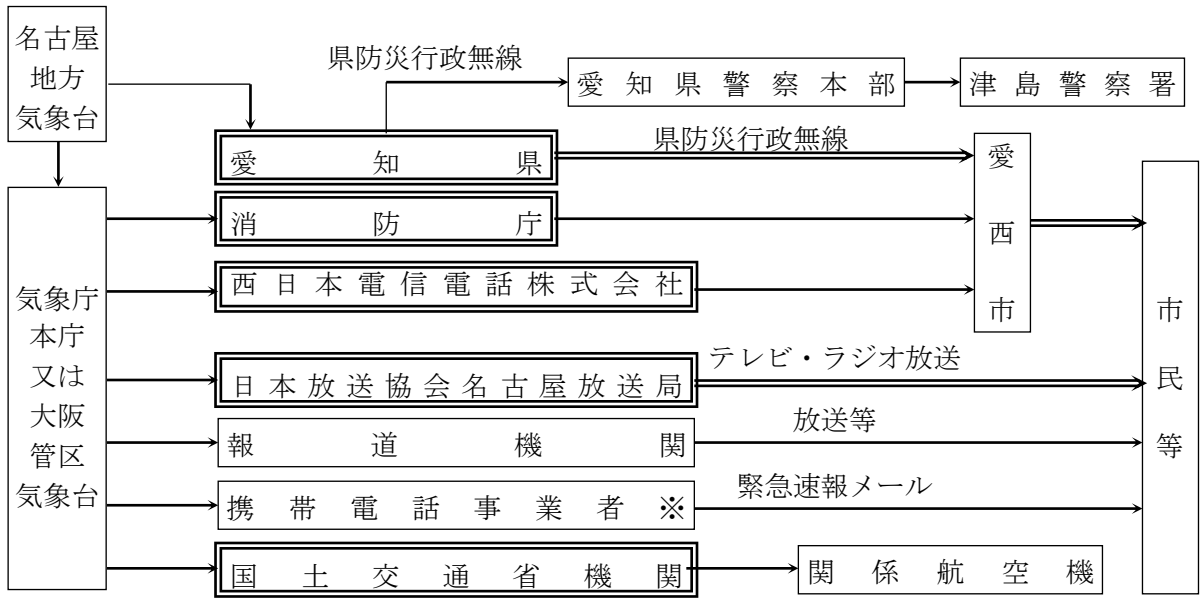

※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。
注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

◆洪水予報

○国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曽川、長良川洪水予報警報の伝達系統）

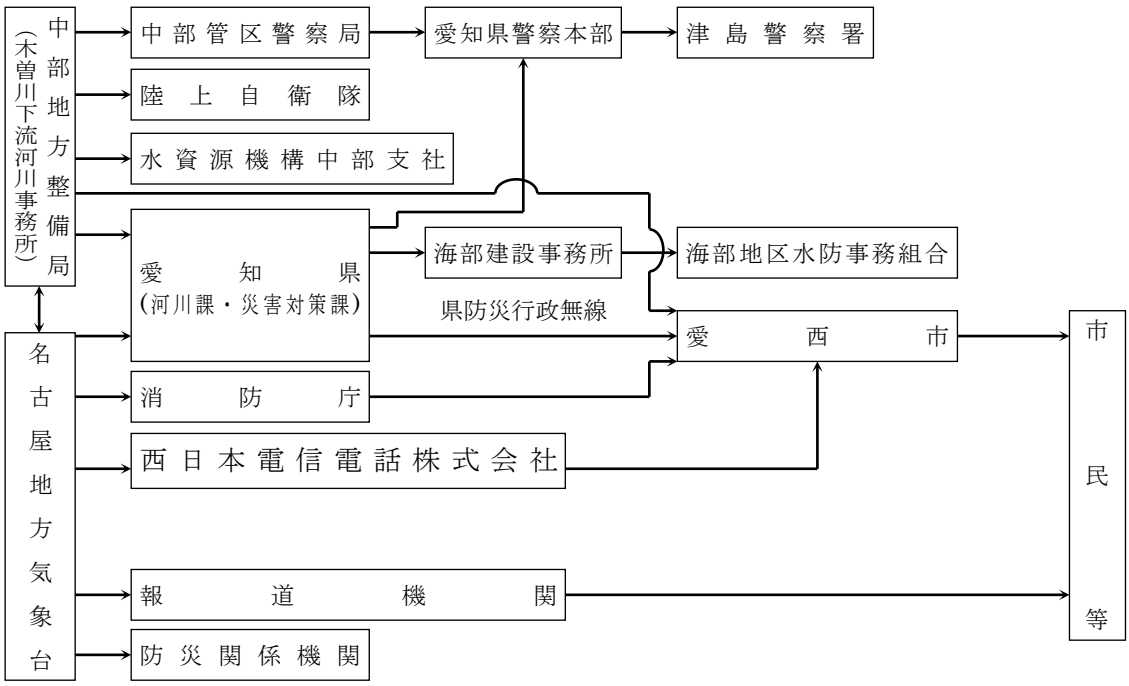

○知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（日光川洪水予報の伝達系統）

◆水防警報

○国土交通大臣の発表する水防警報（木曽川、長良川水防警報）

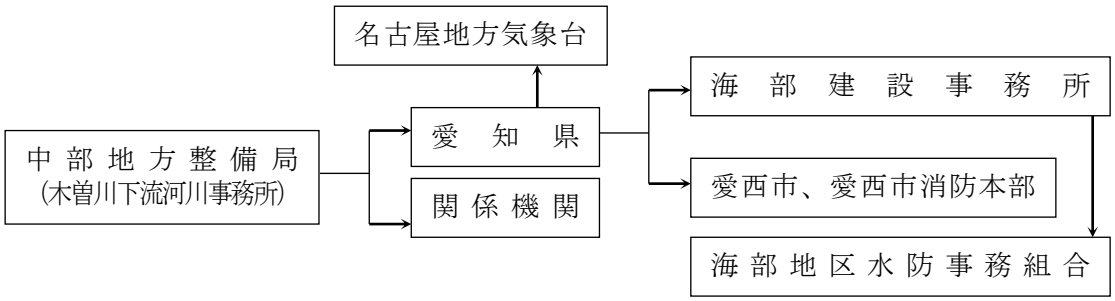

○知事の発表する水防警報（日光川水防警報）

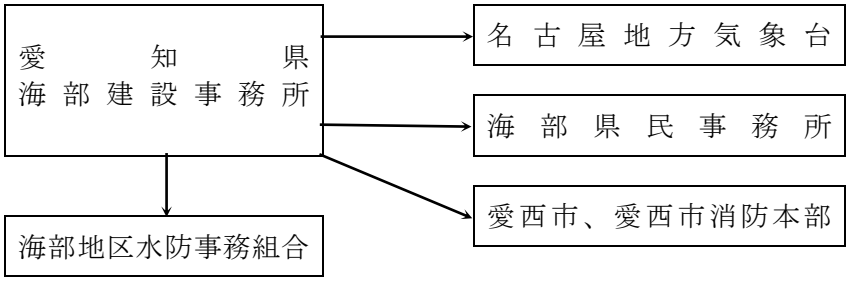

◆水位情報

○水位周知河川の水位情報（領内川避難判断水位（警戒レベル３相当情報［洪水］）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル４相当情報［洪水］）、氾濫発生（警戒レベル５相当情報［洪水］））

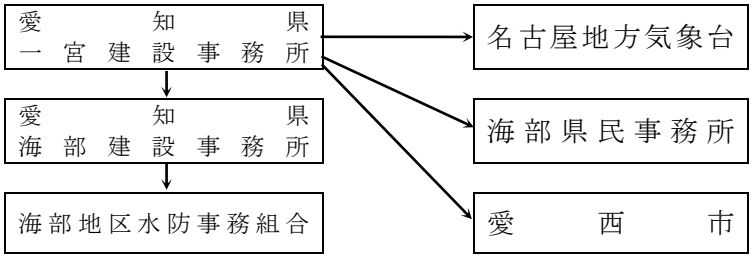

〇水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）
知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［高潮］））　三河湾・伊勢湾沿岸

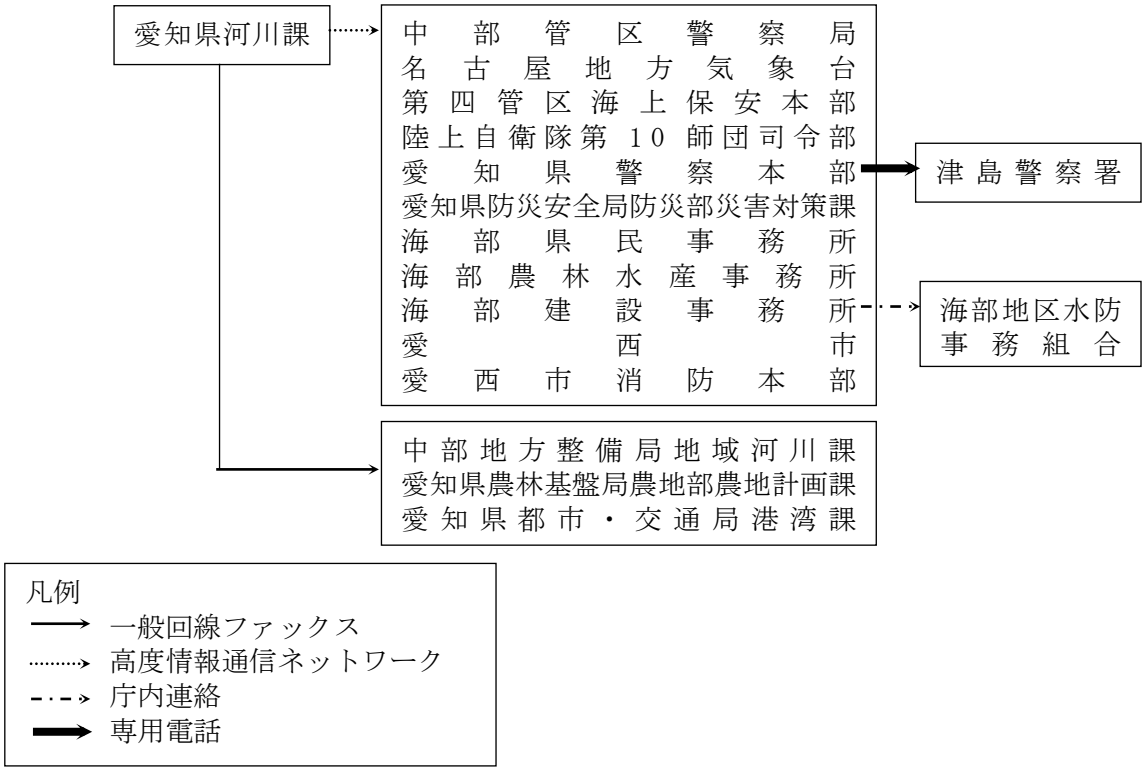

◆火災気象通報

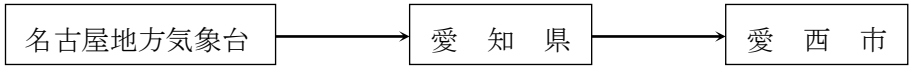

◆火災に関する警報

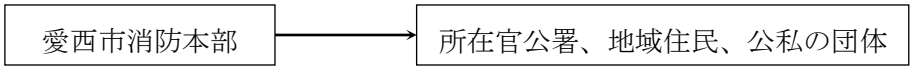

２　気象警報等の種類と発表基準		時期
◆気象・水象に関する警報等	○大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村単位で発表される。 ○特別警報が発表された場合、当該地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、直ちに命を守るための行動をとる必要がある。	A

○特別警報

現象の種類	基　　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 参考　雨に関する愛西市の 50 年に一度の値 （48 時間降水量：　386㎜ ３時間降水量：　169㎜ 土壌雨量指数：　240 令和４年３月 24 日現在）
高　潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

◆台風等を要因とする特別警報の指標	○「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表	A

◆気象警報等発表時における市や市民の対応例

市の対応	市民の行動	気象警報等の種類						警戒レベル※
		大雨（浸水害）	暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける。 ・テレビ、ラジオ、気象庁Ｗｅｂサイトなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難場所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報	強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	警戒レベル２
・警報の市民への周知 ・避難場所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難 ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする。 ・危険な場所に近づかない。 ・日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	大雨警報（浸水害）	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	警戒レベル３～４
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの市民への周知 ・必要地域に緊急安全確保 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう市民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる。）。	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	警戒レベル５

※警戒レベル１～２は気象庁が、警戒レベル３～５は市が発表する。

◆警報・注意報

（令和７年５月 29 日現在　発表官署：名古屋地方気象台）

愛西市	府県予報区		愛知県	
	一次細分区域		西部	
	市町村等をまとめた地域		尾張西部	
警　報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	23
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	－
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=10.7、領内川流域=11.3
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［犬山・笠松］、木曽川下流［木曽成戸］、長良川下流［長良成戸］、愛知県日光川水系日光川［戸苅・古瀬］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 ㎝
	高潮		潮位	※２
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	130
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=8.5、領内川流域=9
			複合基準※	善太川流域=（10、6.8）、領内川流域=（6、9）、日光川流域=（11、20.5）
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［笠松］、木曽川下流［木曽成戸］、長良川下流［長良成戸］、愛知県日光川水系　日光川［戸苅・古瀬］
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５㎝
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30％で、実効湿度 60％	
	低温		冬期：最低気温－４℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100 ㎜

※１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※２　愛知県が定める基準水位観測所(天白川河口)における高潮特別警戒水位(2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。

〈参考〉

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５㎞四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

◆洪水予報	○中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、木曽川、長良川に洪水のおそれがあると予想したときに発表する。	A

○洪水予報を行う河川及び実施区域
［国土交通大臣が指定した河川］

河川名	区　　域
木曽川（中流）	左岸　岐阜県可児市川合字西野 2793-217 地先から 愛知県愛西市給父町新田 398-２地先まで
	右岸　岐阜県美濃加茂市川合町１字赤池上 351 地先から 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並 966 地先まで
木曽川（下流）	左岸　愛知県愛西市給父町新田 398-２地先から 海まで
	右岸　岐阜県羽島市桑原町小藪字川並 966 地先から 海まで
長良川（下流）	左岸　岐阜県羽島市桑原町小藪字川並 966 地先から 揖斐川合流点まで
	右岸　岐阜県海津市平田町勝賀字村北 324-21 地先から 揖斐川合流点まで

○洪水予報を行う河川及び実施区域
［知事が指定した河川］

河川名	区　　域
日　光　川	海（-4.8ｋ）から野府川合流点（24.15ｋ）まで　L=28.95Km(H20.6.1 指定)

○洪水予報に関する基準地点
［国土交通大臣が指定した河川］

河川名	基準地点	所　在　地	水防団待機水位(指定水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
木曽川	犬山	犬山市大字栗栖（左岸 59.7 ㎞）	5.80	9.20	11.60	12.20
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原 （右岸 40.2 ㎞）	7.60	10.40	13.40	13.60
	木曽成戸	岐阜県海津市海津町成戸 （右岸 24.4 ㎞）	4.40	5.80	8.70	8.90
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 （左岸 25.4 ㎞）	3.00	4.50	6.70	7.00

○洪水予報に関する基準地点
［知事が指定した河川］

河川名	基準地点	所　在　地	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
日光川	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川１ （左岸名鉄尾西線上流 170m）	1.70	2.30	2.90	3.50
	古瀬	愛西市古瀬町村前 14 地先 （左岸名鉄津島線下流 500m）	0.90	1.30	1.80	2.00

○洪水予報の種類と基準

種　　類	情 報 名	発　　表　　基　　準
洪水警報（発表）又は洪水警報	氾濫発生情報	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	氾濫警戒情報	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降にかかわらず、水位の上昇の可能性があるとき。）。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。
洪水注意報（発表）又は洪水注意報	氾濫注意情報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水注意報（警戒解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替えを含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位をもとに、種類及び情報名を選定する。

注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

◆水防警報　○国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川において対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、若しくは氾濫注意水位を超え、災害の発生が予想される場合、水防を必要とする旨の報告を発表する。　A

○水防警報を行う河川
［国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域］

河　川　名	区　　域			
木　曽　川	左岸	可児市川合字西野 2793-217 地先	から	海まで
	右岸	美濃加茂市川合町１字赤池上 351 地先		
長　良　川	左岸	岐阜市日野北４－２－２地先	から	揖斐川合流点まで
	右岸	岐阜市大字長良古津字小島山 919-417 地先		

○水防警報を行う河川
［知事が水防警報を行う河川とその区域］

河 川 名	区　　域
日 光 川	海（-4.8ｋ）から野府川合流点（24.15ｋ）まで　L=28.95Km(H20.6.1 指定)

○水防警報の対象水位観測所及び発表基準
［国土交通大臣が水防警報を行う河川］

（単位：m）

河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者（量水標管理者）	対象団体
木曽川	木曽成戸	海津市海津町成戸（右岸 24.4 ㎞付近）	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曽川下流河川事務所長	海部地区水防事務組合
	葛木	愛西市葛木町（左岸 18.3 ㎞付近）	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9		
	弥富	弥富市小島町（左岸 8.8 ㎞付近）	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9		
長良川	長良成戸	海津市海津町成戸（左岸 25.4 ㎞付近）	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5		

○水防警報の対象水位観測所及び発表基準
［知事が水防警報を行う河川］

（単位：m）

河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者（量水標管理者）	対象団体
日光川	古瀬	愛西市古瀬町（左岸名鉄津島線下流 500m）	T.P. 0.90	T.P. 1.30	T.P. 1.50	T.P. 2.00	T.P. 3.20 3.04	海部建設事務所長	海部地区水防事務組合

○水防警報の段階と内容

段　階	内　容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの
出動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

◆水位情報　○国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位。以下、同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（洪水特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させる。
○避難判断水位（洪水特別警戒水位）は市町村が行う避難指示等の目安であり、市民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のもの　A

○水位情報の周知を行う河川及びその区域
［知事が指定した河川］

河川名	区　　域　　（起点～終点）
領内川	広口池南水門から日光川合流点まで

○水位情報周知を行う水位観測所における基準水位
［知事が指定した河川］

河川名	観測所名	基　準　水　位（m）					発　表　者
		水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	出動	避難判断（特別警戒）	氾濫危険（危険）	
領内川	祖父江（右岸 6.8㎞付近）	T.P. 0.10	T.P. 0.75	T.P. 1.3	T.P. 1.60	T.P. 2.10	一宮建設事務所長

◆火災気象通報　○消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに名古屋地方気象台が愛知県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。　A

①通報基準
　乾燥注意報、強風注意報の基準と同一とする。
②通報区域
　概ね市町村単位
③通報時刻等
　毎日午前５時、翌日午前９時までの気象状況の概況を気象概況として通報。
④火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は次のとおりとする。

○実施官署等

実施官署	担当区域	通　　報　　先	通報手段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局防災部消防保安課	専用ＦＡＸ

◆火災に関する警報　○知事より火災気象通報を受けた場合、市長が必要に応じて発表する。　A

◆対策通報　○水防活動、関係市民の避難、災害救助等各種の重要な防災措置に関して災害対策関係機関が行う。　A

３　異常現象発見者の通報　　時期

◆異常現象の通報　○災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市災対本部又は警察署に通報する。　A

①市民：消防本部、市災対本部、警察署に通報（市災対本部に通報）
②参集職員：参集途上の見聞情報を市災対本部に通報
③自主防災組織：地域の被害状況を調査し、市災対本部に伝達

○異常現象を承知した場合、市は名古屋地方気象台その他関係機関に通報する。

４　情報伝達の措置		時期
◆伝達体制	○市長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、市防災計画の定めるところにより、関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない（本章第３節「災害情報の収集・伝達・広報」）。	A
◆勤務時間外における注意報等の伝達	○市は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておく。 ○各職員は防災情報メールに登録を行うなど、自ら気象情報や災害情報の入手及び把握に努める。	A

第２　避難対策

１　避難情報等の伝達		時期
◆避難情報	○速やかに立退き避難を促す情報は、［警戒レベル４］避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令する。 ○洪水及び高潮等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能。 ○既に災害が発生又は切迫している状況［警戒レベル５］において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。	A
◆［警戒レベル５］緊急安全確保	○災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。	A
◆［警戒レベル４］避難指示	○気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な［警戒レベル４］避難指示を発令する。その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。 ○避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。 ○夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。	A
◆［警戒レベル３］高齢者等避難	○避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 ○必要に応じ、［警戒レベル３］高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。 ○夜間、早朝に［警戒レベル３］高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。	A
◆対象地域の設定	○避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。	A

◆避難情報等の時期	○危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所へ向かうことができるよう努める。 ○判断にあたっては、流域の雨量、河川等の水位、気象台、河川管理者、排水機場管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮するとともに、深夜・早朝に避難が必要になる状況を予想し、総合的かつ迅速に行う。 ○専門機関（気象台、河川管理者、県等）との連絡体制を確保し、相互の情報交換や避難情報等の判断の助言を得られるようにする。	A
◆避難情報の伝達	○避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。 ○市は、避難情報等を同報系無線及びＷｅｂサイト、防災情報メール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ等、あらゆる手段により市民に伝達するとともに、広報車及び現場による指示（拡声器等）や個別巡回にて避難情報の伝達を行う。 ○災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。 ○市は、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。	A
◆事前の情報提供	○避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。 ○台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。	A
◆市長の権限の代行	○避難情報の発令につき、緊急を要する場合、消防職員等関係職員が避難情報の発令を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。	A
◆知事への報告	○避難情報の発令をした場合及び警察官から立退きを指示した旨連絡があった場合は、市長は、知事（海部県民事務所長を経由）にその旨を報告する。	A

愛　西　市 ⟶ （海部県民事務所） ⟶ 知　　事

◆知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者における措置	○洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、立ち退くことを指示する（水防法による場合）。 ○立退きを指示した場合、その旨を津島警察署長に通知する。 ○「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。	A

知　　事
知事の命を受けた職員
水　防　管　理　者 ⟶ 津　島　警　察　署　長

◆警察官における措置	○災害で危険な事態が生じた場合、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第４条に基づき、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。 ○災対法第 61 条に基づき、市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。	A

○警察官職務執行法第４条による措置の場合

警　察　官 → 公安委員会

○災害対策基本法第61条による指示の場合

警　察　官 → 愛　西　市 → （海部県民事務所） → 知　　事

◆自衛官における措置	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をすることができる。	A
◆市長の事務の代行	○災害の発生により、市長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、知事が市長に代わって立退き等の指示を行う。	A
◆知事等への助言の要求	○市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。	A
◆他市町村又は県に対する応援要求	○市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。	A

２　避難情報等の種類　　時期

◆避難情報等の種類

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
	状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

◆河川の氾濫に係る避難情報の判断基準	○避難情報の発令については、次表の基準を参考に、河川巡視による状況報告及び今後の気象状況等を総合的に判断し、決定する。	A

区分		判断基準
【対象地域の考え方】 ○ハザードマップの浸水想定区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 ○避難情報等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね０.５ｍを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね １.５ｍ～３ｍを超える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする。） ・ため池の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物		
洪水予報河川・水位周知河川	警戒レベル３ 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル３】高齢者等避難を発令することが考えられる。 １：河川の水位観測所水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ２：河川の水位観測所水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ３：危機管理型水位計の水位が「観測開始水位」超え、急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：国管理河川の「水害リスクライン」で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ５：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、市内河川に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合 ６：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、市域内に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合 ７：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合

区分		判断基準
		８：【警戒レベル３】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	警戒レベル４ 避 難 指 示	次のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル４】避難指示を発令することが考えられる。 １：河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は市域の危険水位に相当する水位に到達したと確認された場合） ２：河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ３：危機管理型水位計の水位が「危険水位」超え、急激な水位上昇のおそれがある場合 ４：国管理河川の「水害リスクライン」で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ５：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、市内河川に「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合 ６：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、市域内に「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合 ７：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ８：【警戒レベル４】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ９：【警戒レベル４】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、１～７に該当する場合は、躊躇なく【警戒レベル４】避難指示を発令する。 ※発令基準例９については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
	警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） １：河川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ２：国管理河川の「水害リスクライン」で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ３：危機管理型水位計の水位が「氾濫開始水位（0.00m）」に到達するおそれのある場合 ４：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、市内河川に「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」が出現した場合（流域雨量指数が実

区分		判断基準
		況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ５：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、市域内に「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」が出現した場合 ６：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ７：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ８：市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ９：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例１～８を理由に【警戒レベル５】緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例９の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し【警戒レベル５】緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
その他河川等	警戒レベル３ 高齢者等避難	１～２のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル３】高齢者等避難を発令することが考えられる。 １：大雨洪水警報等が発せられ、市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき ２：その他諸般の状況から高齢者等避難の発令が必要と認められるとき
	警戒レベル４ 避 難 指 示	１～３のいずれかに該当する場合に、【警戒レベル４】避難指示を発令することが考えられる。 １：大雨洪水警報、又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、市域及び近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき ２：排水する排水ポンプが運転停止水位に達することが見込まれるとき ３：その他諸般の状況から避難指示の発令が必要と認められるとき
	警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、災害が切迫している場合や、現に災害発生を確認した場合が考えられる。
注意事項		●避難情報等の発令に当たっては、市内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報等の解除		●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

◆高潮に係る避難情報の判断基準	○避難情報の発令については、次表の基準を参考に、台風の位置や強さ等の実況及び予想、沿岸市町村の警報等の気象状況を総合的に判断し、決定する。	A

区分	判断基準
【対象地域の考え方】 ○避難情報等は高潮災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。 （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の住民等の避難が必要となることに留意する。 ○同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。 そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル４避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。 ○立退き避難が必要な区域 ・高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 0.5ｍを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね３ｍを超える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする） ・高潮の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
警戒レベル３ 高齢者等避難	１：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ２：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ３：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル４ 避難指示	１：愛西市又は三河湾・伊勢湾沿岸に高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合 ２：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） ※高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約３～６時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル４「避難指示」に先立ち警戒レベル３「高齢者等避難」を早めに発令することが考えられる。 ※高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強ま

区分	判断基準
	り、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域のすべての住民等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル４「避難指示」の発令を検討する。 ※高潮特別警報の場合は、広範囲の住民等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル４「避難指示」をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。 ※潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。
警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても住民等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） １：水門、陸閘等の異常が確認された場合 ２：浸水が発生したと推測される場合 ３：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 （災害発生を確認） ４：海岸堤防等が倒壊した場合 ５：異常な越波・越流が発生した場合 ６：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ※１～３を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、４～６の災害発生を確認しても、同一の住民等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り住民等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の住民等の避難が必要となることに留意する。 ●同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合があるため、到達時間に応じて警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。
避難指示等の解除	●避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が解除された段階を基本として、解除するものとする。 ●浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

３　避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について		時期
◆避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について	○内閣府が公表している「避難情報に関するガイドライン」において、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連について、以下の表のとおり整理されている。	A

○避難情報と防災気象情報の一覧表

〔愛西防 20〕

警戒レベル	状況	市民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 （必ず発令されるものではない）
～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 （令和３年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

市は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没時刻、樋門等の施設の関係情報も参考とするなど、総合的に避難の判断や避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 下段：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報（愛西市は非該当）	高潮に関する情報
	水位情報がある場合 下段：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）※1	水位情報がない場合 下段：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5相当	**氾濫発生情報** 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	**大雨特別警報（浸水害）※2** 危険度分布：黒 （災害切迫）		**大雨特別警報（土砂災害）** 危険度分布：黒 （災害切迫）	**高潮氾濫発生情報※3**
4相当	**氾濫危険情報** 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 （危険）	**内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）**	**土砂災害警戒情報** 危険度分布：紫 （危険）	**高潮特別警報※4** **高潮警報※4**
3相当	**氾濫警戒情報** 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	**洪水警報** 危険度分布：赤 （警戒）		**大雨警報（土砂災害）** 危険度分布：赤 （警戒）	**高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報**
2相当	**氾濫注意情報** 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 （注意）		危険度分布：黄 （注意）	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1）HP 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸 200m ごと）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル２～５相当の危険度を表示。
※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル４相当情報に位置付けている。

４　避難行動		時期
◆目的	○「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。 ○居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。 ①災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等） ③どのタイミングで避難行動をとれば良いか	A
◆避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）	○身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。 ○立退き避難 災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。 ○屋内安全確保 災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。 ○緊急安全確保 「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。	A

〔愛西防 20〕

○避難行動の一覧表

避難行動	避難先	（詳細）	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動　等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認　等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル５ 緊急安全確保 （※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害（愛西市は非該当） 高潮 津波
～～～

５　避難誘導及び移送		時期
◆避難の誘導	○避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 ○避難は、安全な空地又は最も近い避難場所、建物の高層階等へ地域住民が自主的に行うが、状況によっては津島警察署及び市が各地区の消防団、自主防災組織等と協力して誘導を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。 ○避難場所に誘導する場合は、その地域の実情に応じて避難経路を２箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。 ○避難場所が危険等で不適当となった場合は、別の避難場所に移送する。	A
◆避難の順位	○避難の順位 ①傷病者、障害者等避難行動要支援者 ②高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 ③一般市民	A
◆誘導の方法	○誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 ○誘導経路は、危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ○危険地域には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置する。 ○浸水地域は、舟艇又はロープ等を使用し、安全を確保する。 ○誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ○夜間には、投光器などの照明具を活用する。 ○自主防災組織・自治会ごとの集団避難を行う。 ○避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施は、社会福祉施設を含め、自主防災組織と地域住民等が連携して行う。 ○高齢者、障害者、乳幼児、入院患者等の自力により立退きが困難な者の避難について、また避難途中に危険がある場合等は、市は、車両、舟艇の手配、ヘリコプター等の要請を行い、安全な移送手段を確保する。	A
◆市民への周知	○災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難場所を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外国人等地理不案内な者に対しても避難所が分かるよう配慮し、あらかじめ市民に周知徹底させる。 ○避難場所、避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者・乳幼児等、自力避難が困難な者に充分に配慮する。 ○携帯品は、緊急を要する場合は、貴重品とし、時間的に余裕のある場合は、食料、必需品等とし、立退きに支障をきたさない最小限度のものとする。	A
◆避難の誘導、移送の応援要請	○市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器（機）材について応援を要請する。	A

６　避難行動要支援者の支援		時期
◆避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	○地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行い、安否確認・避難誘導を行う。 ○安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。	A

◆避難のための情報伝達	○同報系無線及びＷｅｂサイト、防災情報メール、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ等、あらゆる手段により市民に伝達するとともに、障害者等にあってはその障害の区分等に配慮し多様な手段を用いて情報伝達を行う（聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等）。	A
◆避難行動要支援者の避難支援	○平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。 ○避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 ○平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。	A
◆避難行動要支援者の安否確認	○避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。	A
◆避難後における避難行動要支援者への対応	○地域の実情や特性を踏まえ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。	A

7　広域避難		時期
◆広域避難に係る協議	○市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入については、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入については、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。	A

第３節　災害情報の収集・伝達・広報

基本方針	実施機関
・市は、発災直後の被害規模の早期把握と正確な情報を収集 ・市及び県は、災害情報を一元的に把握し、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策を実施 ・市は、通信手段・情報発信手段の確保及び多重化を推進 ・市は、被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応 ・広聴活動を通じて市民等の動向と要望の把握	全　部

第１　被害状況等の収集及び伝達

１　被害状況等の一般的収集、伝達系統		時期
◆被害状況等の一般的収集伝達	○市は、職員の動員、防災関係機関の協力等により、災害応急対策活動の実施に必要な情報又は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波の発生状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたる。特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。 ○災害発生直後は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 ○収集にあたっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。 ○情報の収集伝達は各種の方法を有効に活用し、県防災行政無線、市防災行政無線及び一般電話（ＦＡＸを含む。）、あらかじめ登録している災害時優先電話又は携帯電話、電子メールを利用する。 ○報道機関と連携を図り、効果的な情報の伝達に努める。	Ａ

○災害情報等の一般的収集、伝達系統図

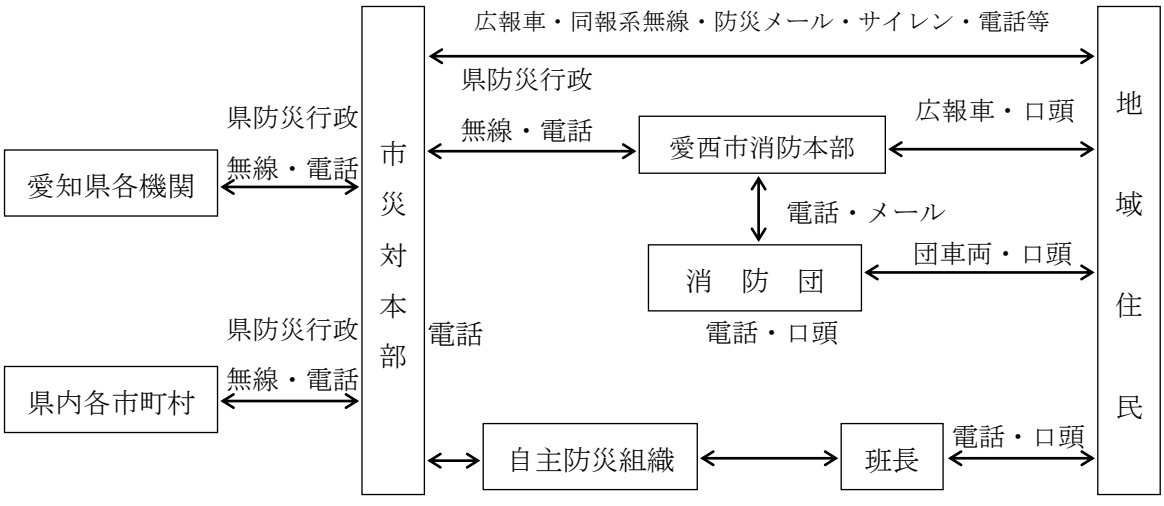

２　被害状況の収集・集約		時期
◆収集すべき情報	○被害の概況（原因、地区名、時刻）及び地域の気象状況 ○職員参集状況 ○市民の自主避難状況、避難情報等の状況 ○車両、資器（機）材等の調達依頼 ○消防、水防機関等の出動状況 ○職員の応援要請 ○救助事項の状況 ○応急対策の実施状況及び要請 ○その他応急対策上必要な事項	A
◆情報の集約	○総括班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。 ①災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等の資料作成 ②被害分布図等の作成	A
◆被害情報等の整理	○総括班は、とりまとめた情報を整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。	A
◆被害調査の留意事項	○被害の程度の調査にあたっては、市の内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。 ○水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いため、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。 ○被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。 ○全壊、流失、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。	A
◆被害の詳細調査、報告	○各担当班は、住家・人的被害及び所管施設等に関する被害状況について調査を行い、総括班に報告を行う。なお、被害調査は、「被害認定基準」による。 ○あらかじめ定められた様式でその都度定める時間までに報告を行う（各種報告様式による書類、災害写真・ビデオ等、災害状況図、応急対策活動実施状況図）。 ○被害調査結果は、結果の整理や集積、情報の共有化を図り、各種の応急対策活動へ反映させる。	A
◆被害情報等の集計・分析	○市長（本部長）は入手した情報をもとに本部員会議を招集して、情報分析を行い、応急対策方針を決定し、各部への活動指示を行う。なお、情報分析にあたっては次の点に留意する。 ①報告された各地域の災害危険状況、以後の気象状況予測等からの対策及び配備体制の検討 ②確認された情報による災害の全体像の掌握 ③至急確認すべき未確認情報の把握 ④情報の空白地区の把握 ※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。 ⑤応急対策要員の派遣等に関しての確認及び検討 ⑥被害軽微若しくは無被害である地区の把握 ⑦市民への広報必要事項の検討 ⑧避難情報の検討 ⑨避難所開設の検討	A

◆被災者台帳の作成	○被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、被災者台帳を整備し、その情報について積極的に関係部署間で共有・活用するよう努める。 ※被災者台帳とは、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約するもの	A
◆安否不明者・行方不明者の情報収集	○捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 ○安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。	A

３　県への被害状況の報告		時期
◆報告すべき事項	○市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 ○報告すべき事項は次のとおりとする。 ①災害の原因 ②災害が発生した日時 ③災害が発生した場所又は地域 ④被害の状況（被害の程度等は「被害状況判断基準」に基づき判定する。） ⑤災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ○市災対本部の設置状況及び職員の配備状況 ○主な応急措置の状況 ○その他必要事項 ⑥災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑦その他必要な事項	A
◆報告の区分	○報告は「発生報告」「中間報告」及び「確定報告」に区分される。	A

発生報告	被害発生直後に報告するもので、正確さよりも迅速を主とする。 被害の発生直後に把握した状況（被害の種類と規模、職員動員の状況、市災対本部の活動の見込み 等）
中間報告 （適時報告）	災害の状況及び応急対策活動の状況及び災害の経過に応じ報告する。 被害状況の進展に伴い収集した被害状況（人的・物的被害の被害数量、措置状況、対策上の問題点 等）
確定報告	応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定情報を報告する。 被害状況判断基準に基づいた被害状況調により、最終的な被害数量

◆報告の優先順位		
	○被害状況等の報告の順位は、人的被害（死者、行方不明者、負傷者（重傷））を最優先とし、次に住家の被害（全壊、半壊、床上浸水）、その他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。	A

伝達の対象となる被害		伝　達　内　容
災害発生状況等	被害状況・市災対本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式１・２によること。
人、住家被害等	人的被害	様式３によること。
	避難状況・救護所開設状況	様式４によること。
公共施設被害	河川被害・貯水池・ため池等被害	様式５によること。 （確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。）
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	上下水道施設被害	

◆報告の方法	○被害状況等の報告は、県防災行政無線を使用するが、報告にあたり、県防災情報システムを有効に活用する。 ○県防災行政無線が途絶した場合は有線電話を使用する。 ○県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。 ○すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。	A
◆報告における留意事項	○市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡がとれない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡がとれ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。 ○一定規模以上の災害（即報要領「第３直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。 ○確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。	A
◆被害状況の照会・共有	○市は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、それぞれを所管する関係機関に照会する。 ○全県的な被害状況は、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有、県災対本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害は、関係課）へ照会する。	A

４　特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統		時期

○特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統図　（陸上災害の場合）

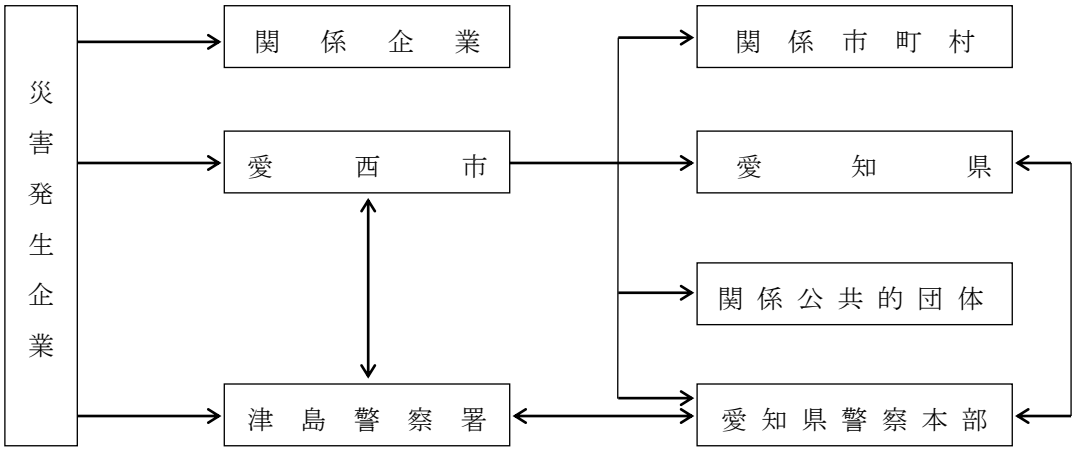

５　重要な災害情報の収集伝達		時期
◆県又は国に対する逐次の情報伝達	○市は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して伝達する。	A
◆災害の規模の把握のために必要な情報	○市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。	A
◆安否情報	○市は、被災した市民の生死や所在等、安否情報について、その身を案ずる近親者、当該市民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。 ○安否情報の提供は、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結するほかの重要業務に支障を与えない範囲で行い、実際の安否情報の提供にあたっては、被災市民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。	A

第２　通信手段の確保

１　通信の運用		時期
◆通信施設の確保	○災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等を迅速かつ的確に行うため、通信連絡体制を最優先に確保する。 ○災害発生時は、通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は応急復旧にあたるとともに、代替通信手段を確保する。	A
◆通信統制の実施	○重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、移動系無線の通信統制を実施する。 ○全回線又は任意の回線について発着信を統制、一斉通報を行う（回線統制）。 ○任意の話中回線に緊急割込み分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う（通話統制）。	A
◆非常電源の確保	○非常電源の確保に努める。	A

２　通信手段		時期
◆移動系無線及び災害用電話	○移動系無線機（携帯型、半固定型）により、市役所～支所～避難所～被災現場の情報連絡を行うとともに、災害時においても発信規制のかからない災害用電話を用いて情報連絡を行う。	A
◆県防災行政無線	○県防災行政無線（防災無線電話、無線ＦＡＸ、画像伝送システム、防災情報システム等）を効果的に活用し、県及び防災関係機関と情報連絡を行う。 ○地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。	A
◆災害時優先電話等の活用	○公共施設及び避難所において、災害時においても通話規制がかからない災害時優先電話、非常扱いの電報を用いて情報連絡を行う。	A
◆防災相互通信用無線局の使用	○防災関係機関は、防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での情報の受伝達を図る。	A
◆アマチュア無線の活用	○協定団体の協力を求め、ボランティアのアマチュア無線局により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など、被災地、避難所等における身近な連絡手段として活用する。	A
◆すべての通信が途絶した場合	○すべての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣して行う。	A

３　放送の依頼		時期
◆放送事業者への依頼	○市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送の依頼を、知事を通じて行うことができる。	A

第３　広報広聴活動

１　災害時の広報活動		時期
◆市民に対する広報手段	○同報系無線及びＷｅｂサイト、防災情報メール、緊急速報メール、公共施設への情報掲示、避難所等に設置する情報伝言板等にて災害情報、避難等の広報を行う。 ○災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。特に災害の危険に切迫した地域に、情報を伝えるため実施やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を行う。 ○特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。 ○広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。 ○コミュニティＦＭ及びケーブルテレビを効果的に活用する。	A
◆広報内容（事前情報）	○広報内容（事前情報）は次のとおりとする。 ①気象に関する情報　②河川の水位の情報 ③公共交通機関の情報　④その他の情報	A

◆広報内容 （災害発生直後）	○広報内容（災害発生直後）は次のとおりとする。 ①市災対本部の設置　②災害の発生状況 ③市民のとるべき措置　④避難に関する情報（避難場所、避難情報等） ⑤救護所の開設状況　⑥ライフライン施設・道路情報 ⑦二次災害の防止に関する情報　⑧安否情報 ⑨警備などの治安状況　⑩その他必要事項	A
◆広報内容 （応急復旧時）	○広報内容（応急復旧時）は次のとおりとする。 ①公共交通機関の状況 ②ライフライン施設の状況 ③食料、水、その他生活必需品等の供給状況 ④公共土木施設等の状況 ⑤ボランティアに関する状況 ⑥義援金、救援物資の受入に関する情報 ⑦被災者相談窓口の開設状況 ⑧死傷者並びに住宅被害の情報 ⑨燃料油の情報 ⑩応急仮設住宅の建設及び入居の情報 ⑪その他必要事項	B
◆避難所における広報	○避難所指定職員等により、避難所にて口頭、掲示などにより避難者へ広報を行う。なお、情報の入手が困難な要配慮者への広報手法に十分配慮する。	A

２　報道機関への発表		時期
◆広報活動の要請	○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。 ○外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等もあわせて行う。	A
◆災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用	○避難情報等は、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して情報発信を行う。	A
◆災害情報の提供	○市は必要に応じて記者会見を開き、情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置にあたり、事前に必要な設備を準備する。なお、発表内容は、本部員会議に諮る。	A

３　広聴活動		時期
◆臨時相談窓口の設置	○市はできる限り相談窓口等を開設し、被災市民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。 ○被災地域内の公共施設や避難所等に開設し、専用電話・ＦＡＸを設置する。	C

第４節　応援協力・派遣要請

基本方針

・県、他市町村への応援要請、受入の体制整備
・防災関係機関における応援要請、受入体制の整備
・ボランティアの受入体制の整備及び人材育成
・防災活動拠点確保の推進

実施機関

総務部、企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、消防本部

第１　応援協力

１　応援要請の決定		時期
◆応援要請の検討・決定	○市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、防災関係機関からの情報、各施設からの地区の被害状況等に基づき、本部員会議を開催し、市の現状（被害の状況、現有資器（機）材の保有状況等）を把握して応援要請の必要の有無を決定する。	A

２　県、他市町村への応援要求		時期
◆知事に対する応援要求等	○市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する（災対法第 68 条）。	A
◆他の市町村長に対する応援要求	○市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求める（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）。 ○協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をする（災対法第 67 条）。	A
◆「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援	○市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。	A
◆応援活動の種類と機関	○応援活動の種類と機関は次のとおりとする。 ①災害救助に関連する業務 （例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等） ②医療応援に関連する業務 （例：医療班、航空機、空港の提供等） ③被災生活の支援等に関連する業務 （例：物資の応援、応急危険度判定等） ④災害復旧・復興に関連する業務 （例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）	A
◆受入の対応	○関係機関との相互協力により、市に受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。	A

	①受入窓口 ②応援の範囲、区域及び制約条件 ③担当業務 ④応援の内容 ⑤交通手段及び交通路の確保 ⑥応援車両・建設機械の駐車場確保	

３　県、協定締結自治体からの応援要請		時期
◆応援隊の派遣	○市長は、知事から他市町村への応援の指示を受けた場合、若しくは協定締結市町村から応援の要請を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し、指定される被災自治体へ応援隊を派遣する。 ○市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。	B

４　経費の負担		時期
◆派遣職員の経費負担	○国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による（災対法施行令第 18 条）。	C

第２　救援隊等による協力

１　救援隊等による協力		時期
◆緊急消防援助隊等の応援要請	○市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。 ○応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ○消防本部庁舎等において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。	A
◆海上保安庁の応援要請の依頼	○市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼する。また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡する。	A

２　応援要員の受入体制		時期
◆受入体制の整備	○市のほか防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外・市外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。	A

第３　自衛隊災害派遣要請

１　派遣要請を依頼する災害		時期
◆自衛隊の活動態勢等	○大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。	A

◆災害派遣要請の基準	○災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において自ら保有する手段では不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合には、自衛隊の派遣要請を依頼する。 ○災害派遣を要請するにあたっては、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。 ①公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性）。 ②さし迫った必要性があること（緊急性）。 ③自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと（非代替性）。	A

２　派遣要請依頼の手続等		時期
◆派遣要請の依頼等	○市長は、自衛隊の災害派遣を決定したときには、要請事項を明確にし、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。 ①災害の状況及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④その他参考となる事項 ○事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。 ○市長は、その旨及び被災状況等を関係自衛隊に対して必要に応じて通知する。	A

○災害派遣要請等手続系統

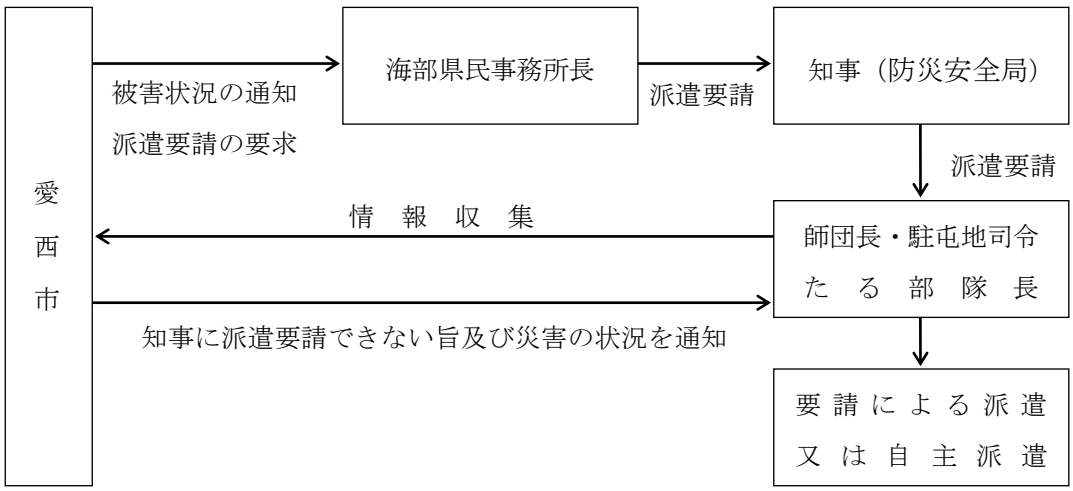

※　市長は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼。この場合も、海部県民事務所長へも連絡

○災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域 ※ただし、「県西部」の連絡・調整は、第 35 普通科連隊長が担任

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
	第６施設群長 （豊川駐屯地司令）	県東部（西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部）
	第 10 後方支援連隊長 （春日井駐屯地司令）	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第１輸送航空隊司令 （小牧基地司令）		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

３　災害派遣部隊等の活動範囲		時期
◆被害状況の把握	○車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	A
◆避難の援助	○避難情報等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある際の避難者の誘導、輸送等による避難援助活動	A
◆遭難者等の捜索救助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助活動（通常、他の救援活動に優先する。）	A
◆水防活動	○堤防、護岸等の決壊による土のう作成、運搬積み込み等の水防活動	A
◆消防活動	○利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力する消火活動 ○消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用	A
◆道路又は水路の啓開	○道路若しくは水路の損壊、又は障害物がある場合の、それらの啓開、除去活動（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）	A
◆応急医療、救護及び防疫	○被災者に対する応急医療、救護及び防疫等の実施 ○薬剤等は、関係機関の提供するものを使用	A
◆人員及び物資の緊急輸送	○救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送活動 ○航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるもののみ実施	A
◆炊飯及び給水	○被災者に対する炊飯及び給水活動	A
◆物資の無償貸付又は譲与	○「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸付、又は救じゅつ品の譲与	A
◆危険物の保安及び除去	○自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去活動	A
◆その他	○その他臨機の必要に応じた自衛隊の能力で対処可能なもの（要請による所要の措置活動）	A

※自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることのないよう、積極的に協力すること。
※自衛隊の災害派遣はあくまで応急措置を行うものであって、本格的な復旧工事は行われないこと。

４　災害派遣部隊の受入		時期
◆受入体制の整備	○市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、受入体制を整備し、自衛隊と緊密に連絡をとる。	A
◆活動達成における留意事項	○職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。 ○応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。 ○部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮	A

	官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。 ○自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。 ○ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、自衛隊ヘリコプターの災害派遣受入準備による（資料編「15－２　自衛隊ヘリコプターによる災害派遣受入準備」参照）。	

５　大規模災害発生時等における自衛隊の派遣活動		時期
◆部隊の自主派遣	○災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。 ○要請を待たずに部隊等を派遣した後、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施する。	A
◆自主派遣の判断基準	○自主派遣の判断基準は次のとおりとする。 ①災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合 ④その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合	A

６　撤収要請の依頼		時期
◆撤収要請の依頼	○市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなった場合は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。	C

７　災害派遣に伴う経費の負担区分		時期
◆経費の負担区分	○自衛隊の救援活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担する。 ○疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定する。	C
◆市が負担する経費	○市が負担する経費は次のとおりとする。 ①資器材等の購入費、借上料及び修繕費（自衛隊装備を除く。） ②宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 ③宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等 ④有料道路の通行料	C

第４　ボランティアの受入

１　ボランティア受入窓口の設置		時期
◆災害ボランティアセンターの設置等	○市は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を開始するとともに、コーディネーターの派遣をＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）に要請する。あわせて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）。 ○センターの設置場所は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び	C

	活動場所等を考慮して決定する。 市災害ボランティアセンター（候補地）：①八開総合福祉センター ②垣見鉄工アリーナ（親水公園総合体育館） ③立田支所 ④佐織支所 ○災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となって運営するものとし、市と連携し活動計画を定める。 ○災害ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入に関してコーディネーターの自主性を尊重し、市との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。	
◆ボランティアへの協力要請	○市は社会福祉協議会と連携し、各種応急対策活動に必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。 ○ボランティアが不足する場合は、県広域ボランティア支援本部にボランティアの派遣を要請する。また、広報紙、Ｗｅｂサイト等を活用して一般ボランティアの参加を募る。	C
◆災害ボランティアセンターにおける活動	○災害ボランティアセンターにおける活動は次のとおりとする。 ①被害状況の把握 ②ボランティアニーズの把握 ③災害ボランティアの募集、受付 ④災害ボランティア活動の情報発信 ⑤センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応 ⑥ボランティア活動保険の加入手続 ⑦災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理 ⑧災害ボランティア活動に必要な移動手段 ⑨愛西市災害対策本部等との以下に関する情報の共有 ａ被害状況・避難情報 ｂインフラ等の復旧計画・復旧情報 ｃボランティアによる支援活動の状況 ｄ特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。） ｅその他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報 ⑩関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等 ⑪その他、センターの活動に関する必要な業務	C
◆コーディネーターの役割	○災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 ○コーディネーターは、行政機関、協力団体、その他ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。	C
◆ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携	○市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。これらの取組により、	C

	連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。 ○災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。	

２　ボランティアの活動		時期
◆ボランティアとの連携	○市は社会福祉協議会と連携し、市災対本部における各種応急対策の実施にあたり、ボランティア活動との連絡調整、情報提供を行うとともに、災害ボランティアセンターの活動に必要な情報の収集や資材等の確保に努める。 ○市災対本部による各種応急対策と調整を図り、各種応急対策活動に必要とするボランティアの種類、人数を調査し、災害ボランティアセンターに対して必要なボランティアの職種、必要人数、活動場所等を伝え、派遣を要請する。	C
◆ボランティアの活動分野	○ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと、被災者宅のあとかたづけ等、被災者の自立支援活動や、避難所等における被災者の世話や話し相手等、特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入体制の整備を図る。	C
◆ボランティアの活動支援	○市及び社会福祉協議会は、広報によってボランティア保険への加入を促進するとともに、その負担を検討する。 ○他地域からのボランティアを多数受け入れるため、キャンプ地等の確保を検討する。 ○ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等は自己完結を原則とするが、ボランティア活動に必要な燃料や資材等の費用については、県と協議の上、その負担を検討する。	C

３　被災地へのボランティア派遣支援		時期
◆被災地へのボランティアの派遣	○遠隔地等において甚大な災害が発生し、被災地よりボランティア派遣の要請があった場合には、市は社会福祉協議会と連携して受付窓口を設置し、災害ボランティアの募集を行うとともに、派遣先の自治体や災害ボランティアセンターとの調整を行うなど、災害ボランティア派遣の支援を行う。	C
◆派遣ボランティアへの支援	○市は、被災地の支援に向かう災害ボランティアに対し、被災地による有料道路の料金免除措置等の支援施策が施行されている場合、災害派遣等従事車両証明書を発行するなど、活動の支援を行う。	C

〇受入手順
（市災害ボランティアセンター設置決定：市災対本部）

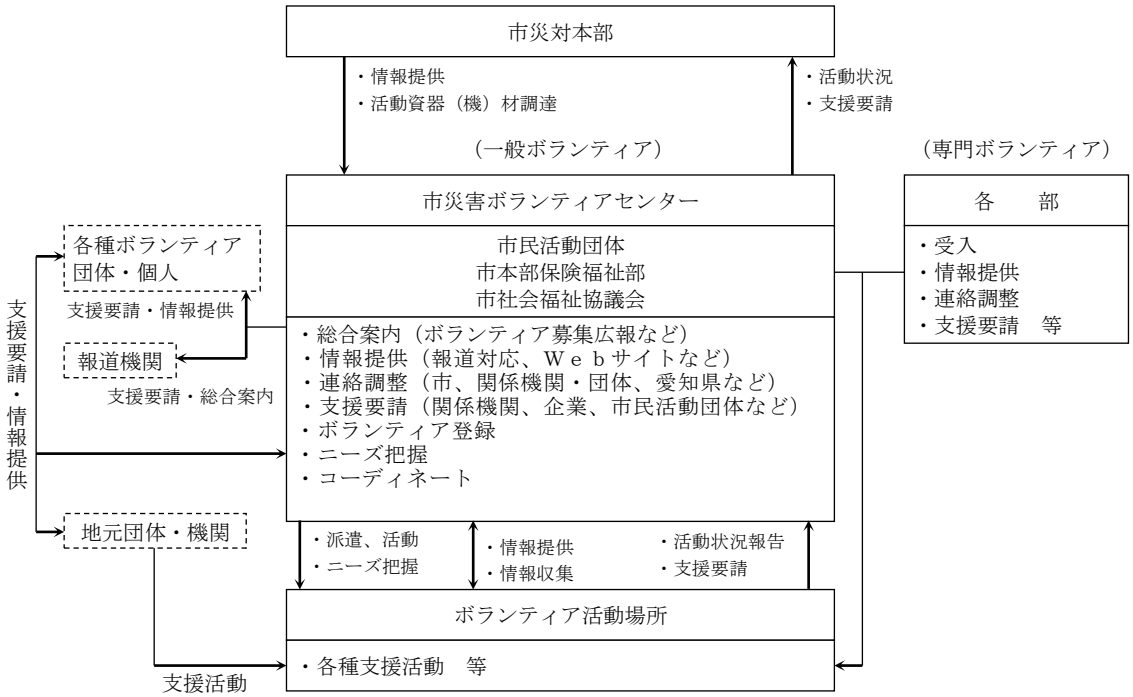

第５　防災活動拠点の確保等

1　防災活動拠点の確保等		時期
◆防災活動拠点の確保等	○市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る（資料編「５－１　防災活動拠点」参照）。 ○当該拠点は、市又は県が、他県市町村への応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。	A
◆救援物資集積拠点	○物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める（資料編「５－２　救援物資集積拠点」参照）。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。 ＪＡあいち海部レンコンセンター 佐川急便株式会社　佐屋営業所 栄進物流株式会社	A

◆地区防災活動拠点	○市は、市の区域内及び隣接市町区域内において、局地的な災害等が発生した場合に、市及び隣接市町等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点とする施設を確保する。 貝沼建設　花はすフィールドあいさい　3.2 ha 木曽川高畑地区河川防災ステーション（愛西市八開水防センター）　1.2 ha	A
◆地域防災活動拠点	○相当規模の風水害等、複数の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県内市町村等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域圏単位で指定した地域防災活動拠点を確保する。 ○道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置付けることができる。 海南こどもの国（弥富市）　11.1ha	A
◆広域防災活動拠点	○大規模な地震災害、大規模な風水害等の広域の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県及び隣接県等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域、全県的単位で指定した広域防災活動拠点を確保する。 海南こどもの国（弥富市）　11.1ha	A
◆ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	○大規模な地震災害、大規模な風水害等の広域の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県及び隣接県等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域、全県的単位で指定した広域防災活動拠点を確保する。 旧永和荘跡地（愛西市大井町）　1.3ha	A

第５節　救出・救助対策

基本方針

・各役割における救出・救助体制の整備
・名古屋市航空機隊の活用方法の習熟

実施機関

企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部

第１　救出・救助活動

１　救出・救助活動の実施		時期
◆救出情報の収集	○要救出者を発見した者は、市災対本部又は津島警察署等へ通報する。 ○市（消防本部）は、自主防災組織及び津島警察署等から通報された情報を収集し管理する。	A
◆救助隊の編成等	○市（消防本部）は、市民からの通報や本部等への救出要請等に基づいて、消防職員等による救助隊を編成する。 ○市（消防本部）は、県警察等と緊密な連携のもとに、必要に応じ市内土木建設業者等に重機、資機材等の供給を要請し、効果的に救出活動を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）。	A
◆救出活動の原則	○地震発生後３日程度までは、家屋等の下敷き等となっている被災者の捜索及び救出活動に専念する。 ①救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。 ②救急活動は、救命措置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。 ③現場の市、医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。 ④延焼火災が多発し、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救助・救急活動を行う。 ⑤延焼火災が少なく、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。 ⑥同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。	A
◆応援協力要請	○市（消防本部）は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援要請する。 ○市（消防本部）は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「海部地区消防相互応援協定」の定めるところにより応援要請を行う。 ○緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	A
◆警察における救出活動	○市（消防本部）は、県警察及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 ○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。	A

◆市民・自主防災組織・事業所の救出活動	○市民、自治会、自主防災組織、事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。 ○建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当等を行うとともに安全な場所へ搬送を行う。	A

２　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、市（消防本部）が行った措置は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 ○救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。 ○災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋)」参照）。	C

第２　名古屋市航空機隊の活用

１　支援要請要件、支援要請基準		時期
◆支援要請の要件	○名古屋市航空機隊による支援要請の要件は、名古屋市航空機隊支援出動要請要領のとおりとする。 ①災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ②市の単独の消防力（資料編「11－１消防本部の現有消防力」参照）によっては防御が著しく困難な場合 ③その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合	A
◆支援要請基準	○名古屋市航空機隊による支援要請の要件の詳細は、航空機隊支援要請基準のとおりとする。 ①火災現場における消火活動、情報収集活動等 ②人命救助を目的とした捜索活動、救助活動、情報収集活動等 ③傷病者、医師及び医薬品等の搬送等 ④①から③に掲げる類型を除く情報収集活動、資器材及び人員等の輸送、警戒等	A

２　支援要請		時期
◆支援の要請	○市長は、支援要請の要件のいずれかに該当し、名古屋市航空機隊による支援が必要と判断した場合には、名古屋市消防長に対して支援を要請する。	A
◆要請手続き	○市（消防本部）は、名古屋市航空機隊による支援を要請するときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊、名古屋市防災指令センターに電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出する。	A

	①災害の種別 ②航空機隊に求める活動内容 ③災害の発生場所 ④災害発生場所の気象及び地形の状況 ⑤離着陸場所の所在地 ⑥現場指揮本部の無線の呼出名称 ⑦その他必要な事項		
◆緊急時支援要請連絡先	○8 時 45 分～17 時 30 分	名古屋市消防航空隊 電　話　0568-54-1190 ＦＡＸ　0568-28-0721	Ａ
	○17 時 30 分～8 時 45 分	名古屋市防災指令センター 電　話　052-961-0119 ＦＡＸ　052-953-0119	

第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

・医療救護体制の整備
・防疫による感染症予防及び避難所等における衛生管理、健康支援及び心のケアに関する体制の整備
・保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整の実施

実施機関

企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、上下水道部、八開診療所、消防本部

第１　医療救護

１　医療及び公衆衛生活動に関する調整		時期
◆保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置	○県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、２次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う「保健医療調整会議」を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。	A
◆保健医療調整本部における医療情報収集	○県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。	A
◆市、医療機関との情報共有	○県は、保健医療調整会議において、２次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、医師会等関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。	A
◆他市町村への応援指示	○県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。	A
◆被災地における医療提供体制の確保・継続	○県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。 ○この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	A

２　救護所の設置、地域医療体制の確保等		時期
◆救護所の設置等	○市は、自らの公的医療機関（八開診療所）において医療活動を行うほか、必要に応じて海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会等に対して協力を求め、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。	A

	○被災情報から被災地に近く、交通便利な公共施設に救護所の設置を決定する。 救護所開設候補場所：佐屋保健センター ○救護所となる施設に医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。	
◆保健医療調整会議への参画	○市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	A

３　医療救護活動		時期
◆医療救護班の編成、派遣	○市は市内医療機関、一般社団法人海部医師会、一般社団法人津島市医師会、海部歯科医師会、津島市歯科医師会及び一般社団法人津島海部薬剤師会に派遣を要請する。 ○医療救護班において応急手当後、医療機関への搬送を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。 ○避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。	A
◆具体的な活動	○傷病者の重症度の判定（トリアージ） ○重症患者に対する救急蘇生術の施行 ○後方医療施設への転送の要否及び順位の判定 ○移送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療 ○死亡の確認	A
◆医薬品その他衛生材料の確保	○医療救護班の活動に必要な医薬品等は原則、市が確保し、その他必要な衛生材料は海部医師会及び津島海部薬剤師会等において確保するよう要請する。 ○医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は２次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。	A
◆救急搬送の実施	○患者の搬送は原則として市（消防本部）が行うが、消防の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により、搬送を実施する。 ○交通機関の不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプター（ドクターヘリ含む。）を利用することとし、県へ要請する。なお、自衛隊によるヘリコプターの受入に対しては、本章第４節第３「自衛隊災害派遣要請」の定めるところによる。	A
◆医師会等、災害拠点病院の活動	○医師会等及び災害拠点病院（資料編「７－１　災害拠点病院」参照）は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。 ○初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。 ○災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。 海部医療圏：津島市民病院／地域災害拠点病院 海部医療圏：愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院／地域中核災害拠点病院 ○災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。	A

	災害拠点精神科病院　愛知県精神医療センター	
◆ＤＭＡＴ指定医療機関の活動	○国、県、各医療関係団体等は、状況に応じ速やかに医療救護チーム・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を編成し、被災地域内の県現地対策本部又は保健所に派遣するよう努める。 ○県現地対策本部又は保健所は、派遣された医療救護チーム・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の配置調整等を行う。 ○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）指定医療機関に所属するＤＭＡＴは、市（消防本部）と連携し、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。	A
◆人工透析患者への対応	○市は、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供することに努める。	A
◆医薬品等の適正使用に関する活動	○津島海部薬剤師会は、県、市、医師会及び歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。	A

４　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。 ○災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋）」参照）。	C

第２　防疫・保健衛生

１　防疫活動		時期
◆防疫班の編成	○災害発生時における被災地の防疫は、市長が津島保健所の指導、指示に基づいて実施する。 ○市は、県が津島保健所に防疫班を設置したことに準じて、市職員による防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、県及び自衛隊に応援を要請する。	B
◆防疫用資器材・薬品の調達	○防疫用資器材・薬剤は、市備蓄品を使用する。不足する場合は薬品販売業者から調達する。 ○区域内において必要数量を調達することができないとき又は困難なときは、津島保健所を通じて県知事にその調達あっせんを求める。	A
◆防疫・保健活動	○市は、津島保健所と連携し、関係機関の協力を得て検病調査の実施に協力する。検病調査の結果、必要があるときは健康診断を実施する。 ○市は、県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活の用に供されている水の供給等を実施する（堤防被害、水道管被害によって浸水した	A

	区域、感染症患者が多く発生している地域、避難所、その他衛生状況が良好でない地域）。 ○市は、自治会、自主防災組織等を通じて薬剤を配布する。 ○避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。	
◆臨時予防接種	○市は、知事から臨時予防接種実施の指示を受けた場合は、的確に実施するとともに、県に対して対象者の把握、対象者への連絡等の必要な協力をする。	B
◆予防教育・広報活動	○市は、県、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。 ○リーフレット、広報、ポスター等による周知 ○被災者に接するあらゆる機会（検病調査、健康診断等）をとらえた衛生指導	B

２　避難所等における衛生管理等		時期
◆栄養指導及び食中毒等の予防	○市は県と協力して、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 ○市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。 ○食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。	B
◆衛生指導	○市は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導し、石鹸、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。 ①トイレの清掃・消毒　②避難所居住スペースの清掃 ③ごみ置場の清掃・消毒　④手洗い、うがいの励行 ○避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。	B
◆健康管理	○市及び県は必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケア及び巡回健康相談を行う。 ○要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入や介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。	B

３　健康支援と心のケア		時期
◆被災状況の把握と避難所・地域の保健活動	○市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定する。 ○避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。	B
◆長期避難者等への健康支援	○避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。 ○ストレス症状の長期化・悪化、あるいはＰＴＳＤ・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、市民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。	C
◆子どもたちへの健康支援活動	○学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。	C
◆職員等支援活動従事者の健康管理	○支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。	C
◆ＤＰＡＴの派遣要請	○市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。	C

４　被災地域における動物の保護等		時期
◆動物の保護	○市は、県の協力を得て、被災動物の保護、特定動物及び犬による危害を防止する。 ○獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。	C
◆死亡動物の処理	○市は死亡した動物について、津島保健所の指導等により適切に処理する。	C

第７節　交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 応急措置及び交通規制等の措置の推進
- 避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案した被害状況の把握、道路啓開、応急復旧工事を実施
- 鉄道事業者は、被害状況把握、旅客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧による輸送機能の確保
- 緊急輸送道路を優先した復旧作業等の実施
- 緊急輸送体制の確保

実施機関

総務部、企画政策部、産業建設部、消防本部

第１　道路交通対策

１　道路施設対策		時期
◆道路・橋りょう調査及び応急復旧	○市（道路管理者）は、市域の道路、橋りょう被害及び道路上の障害物の状況を調査し、各道路管理者に報告する。 ○通行に危険な箇所については、津島警察署と連携して通行止め等の措置をとる。 ○緊急輸送道路及び応急復旧活動において、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、市内土木建設業者等に要請して応急復旧作業を行う。 ○排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置などの応急工事により交通を確保する。	A
◆道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	○巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。 ○道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	A
◆道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保	○道路、橋りょう等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。 ○管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 ○放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 ○運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件の破損を容認する。 ○応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。	A

２　交通情報の収集等		時期
◆交通情報の収集	○市は、国土交通省や県、高速道路会社等の道路管理者や津島警察署等の関係機関と連絡をとり、交通情報の収集、整理を行う。	A
◆収集する交通情報	○収集する交通情報は次のとおりとする。 ①主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し ②交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等） ③その他必要な事項	A

３　交通規制の実施		時期
◆通行の禁止及び制限	○市は、国土交通省や県、高速道路会社等の道路管理者や津島警察署等の関係機関と連携し、危険な路線について通行の禁止及び制限を実施する。特に通行に危険な箇所については、津島警察署と連携し通行の禁止措置をとる。	A
◆交通規制時の措置	○市は、当該道路の通行を禁止し、又は制限を実施した場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により表示する。 ○市は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する場合には、あらかじめ津島警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。	A

◆交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法 第４条
	○県内又は近接都府県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われようとするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限することができる。	災対法 第 76 条
警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法 第５条 又は第114条の３
警察官	○道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法 第６条 又は第75条の３
	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災対法 第76条の３
自衛官・消防吏員	○警察官がその場にいない場合に限り、緊急交通路において、災対法第76条の３の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。	災対法 第76条の３第３項及び第４項
道路管理者	○道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法 第46条
	○緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できるとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。	災対法 第76条の６

４　交通障害物の撤去（緊急輸送道路等の確保）		時期
◆障害物の除去	○市は、市管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、国道、県道等における障害物については、各道路管理者へ障害物除去の要請を行う。 ○障害物の除去にあたっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定するとともに、愛知県建設業協会、市内土木建設業者等と連携し障害物除去の対応を図る（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）。	A
◆除去の優先順位	○除去の優先順位は次のとおりとする。 ①市民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路） ②被害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線を敷く道路） ③緊急輸送を行う上で重要な道路 ④その他災害応急対策活動上重要な道路	A
◆情報の提供	○緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。	A

５　相互協力		時期
◆道路管理者等の相互協力	○車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 ○交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。 ○市は、応急工事の実施が困難な場合、県の要員の確保について応援を要請する。	A

第２　鉄道施設対策

１　鉄道施設対策		時期
◆列車の避難並びに停止	○鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等をいう。以下同じ。）による災害時の列車運転に直接支障をきたす事態が発生した際に行う列車の避難並びに停止	A
◆鉄道新設改良工事現場における被害防止	○鉄道新設改良工事現場における使用資器（機）材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点においた措置の実施	B
◆仮線路、仮橋の架設等の応急工事	○線路、橋りょう等関係施設に被害が発生した際の、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の緊急度の高い応急工事による交通の確保	B
◆他の鉄道事業者に対する応援要求	○応急工事の実施が困難な場合の、他の鉄道事業者への要員、資器材確保のための応援要求の実施	B
◆県又は自衛隊に対する応援要請	○応急工事の実施が困難な場合の、県への要員確保のための応援要請、又は県を通じた自衛隊に対しての応急工事の実施のための応援要請の実施	B

第３　緊急輸送手段の確保

１　緊急輸送計画		時期
◆広域輸送の一元化	○緊急輸送にあたっては、防災活動拠点や避難所を結ぶ緊急輸送ネットワークを、主たる輸送路（補完道路）として活用し、効率的な輸送を実施する。そのため、市は県と相互に連携して輸送業務の調整を行い、輸送計画を策定する。	A
◆緊急輸送情報の把握	○市は、効率的な緊急輸送のため、緊急輸送道路の応急復旧状況や交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を把握し、管財班や緊急輸送実施者等に対し情報提供を行う。	A

２　輸送力の確保		時期
◆輸送力の確保	○輸送力の確保については、市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体による車両と人員の協力を受けて確保に努める。 ○市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上について協議しておく。 ○市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ、これらの実施又は自動車等の確保につき応援要請する。また、応援要請があったときは協力する。 ①輸送区間及び借上期間　②輸送人員又は輸送量 ③車両等の種類及び台数　④集結場所及び日時 ⑤その他必要事項	A
◆緊急輸送の方法	○輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、最も適切な方法により実施する。 ①貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両による輸送 ②道路の被害等により車両輸送が不可能なとき、又は他市町村遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等による輸送が適当な場合は鉄道による輸送の活用 ③浸水地域の避難者の受入その他物資等の輸送には舟艇等による輸送の活用 ④災害の状況により、空中輸送を必要とする場合で、市長が知事に自衛隊の出動要請依頼により実施される空中輸送	A

３　緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲		時期
◆緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲	○緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲は次のとおりとする。 ①応急（復旧）対策作業に従事する者 ②医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者 ③食料、飲料水等、その他生活必需物資 ④医薬品、衛生機材等 ⑤応急（復旧）対策用資材及び機材 ⑥その他必要な人員及び物資、機材 ⑦被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア	A

４　輸送拠点の確保		時期
◆輸送拠点の開設	○災害の規模及び市内に供給される救援物資や義援物資の量に応じて、それらの物資の受付、一時的な保管、仕分け作業を実施するための輸送拠点（物資集積場所等）を開設する。 ○輸送拠点と市内の避難所等の主要施設を連絡するルートの確保に努める。 物資輸送拠点（候補地）：八開地区コミュニティセンター、佐織体育館、垣見鉄工アリーナ（親水公園総合体育館）、ＪＡあいち海部レンコンセンター、佐川急便㈱佐屋営業所、栄進物流㈱ 拠点へリポート：木曽川高畑地区河川防災ステーション（愛西市八開水防センター）	A
◆輸送拠点の運営	○輸送拠点へは職員を派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務を行う。 ○作業を行う人員は、職員及びボランティア、協定している民間事業者によって確保する。	A

５　緊急通行車両の申請等		時期
◆緊急通行車両の確認に関する手続き	○災対法第76条第１項に基づく交通規制が行われた場合、津島警察署長等に対し、緊急通行車両確認申請書に、輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。	A
◆事前の届出	○緊急通行車両であることの確認を迅速、円滑に受けるため、必要な車両について津島警察署へ緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受けることとする。	A

６　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる。 ○規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋）」参照）	C

第８節　水害防除対策

基本方針

・洪水による水害を警戒・防御による被害の軽減、水防上必要な体制及び資器（機）材、施設の整備と運用に関する計画の策定（海部地区水防事務組合の水防計画にも準拠）
・災害による農地、農業用施設、農作物、家畜等の被害状況の把握及びなすべき措置の実施

実施機関

企画政策部、産業建設部、消防本部

第１　水防活動等

１　河川等警戒巡視体制		時期
◆水位・雨量観測	○各河川が水防団待機水位に達したときから復するまでの間、毎時ごとに観測し、必要に応じ周知する。 ○降雨のときは、降りはじめから毎時その数値を記録し、必要に応じ周知する。	A
◆警戒巡視河川等	○気象注意報、警報等の発表又は降雨により河川の増水、氾濫等が予想される場合、市内の中小河川、水路、所管施設等の状況を巡視する。	A
◆巡視調査	○市（消防本部含む。）は、参集した要員２人１組で出動し、河川の水位状況、周辺の排水状況等を調査する。	A

２　被害状況調査		時期
◆被害状況調査	○市は、被害の状況を把握するために市域を巡回し調査する。 調査事項は次のとおりとする。 ①道路、住宅地等の冠水、排水の状況 ②道路、公園等の倒木の状況 ③道路上の障害物の状況	A

３　河川巡視、水防活動		時期
◆監視・警戒の実施	○各河川において「水防警報」等が発表された場合、市（消防本部を含む。）及び消防団は、災害警戒本部を設置すると同時に河川、堤防等について「水防重要箇所」等を中心に、監視・警戒を実施する。	A
◆巡視の際の重点事項	○次の状態に注意の上、異常を発見した場合は直ちに本部を通じて河川管理者へ連絡する。 ①裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ ②表法で水あたりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ ③天端の亀裂又は沈下 ④堤防の越水状況 ⑤樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 ⑥橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異常	A
◆水防作業の実施	○海部地区水防事務組合等の要請があったとき、又は、監視警戒の状況報告その他により水防作業を実施する必要があると認められたときは、必要部隊を運用し、水防作業にあたる。	A
◆水防活動状況報告	○水防警報の「出動」発表時以降、解除までの間は、必要に応じ海部地区水防事務組合・県に対し水防活動状況報告を実施する。	A

◆決壊等の通報及び決壊後の処理	○市は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。 ○決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。	A
◆市民に対する広報	○被災地に浸水若しくは浸水のおそれがある場合や、人家集落、道路等に直接被害を与え危険な状況を発生させるおそれが生じたときは、関係各機関を通じて必要な情報を提供する。 ○災害により河川水質に異常事態が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合は、その状況を関係機関に通報、必要に応じ報道機関等を通じて一般へ周知する。 ○水防信号及び標識（資料編「12－６　水防標識と水防信号」参照）は、「水防信号及び標識に関する規則」（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）に準則	A
◆緊急通行	○水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴くときは、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。	A
◆公用負担	○水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。 ①必要な土地の一時使用 ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ③車両その他の運搬用機器の使用 ④排水用機器の使用 ⑤工作物その他の障害物の処分 ○水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。 ○水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償する。	A

４　応援協力要請		時期
◆応援協力	○市は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者若しくは市町村へ水防作業の実施のための要員、資器（機）材の確保につき、又は県に対して資器（機）材の確保につき応援を要求する。 ○市は、水防のための必要があると認めたとき、津島警察署に対して出動を要請する。 ○市及び関係土地改良区等は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ可搬式ポンプの貸与又は排水作業の実施につき応援を要請する。	A

５　排水機の運転調整		時期
◆排水機の運転調整	○市は、県海部建設事務所より、日光川（古瀬水位観測所）の水位が準備水位に到達したとの通知を受けたときは、その旨を排水機管理者に伝達、排水調整のための準備を整える（資料編「12－２　農業用排水機場」参照）。 ○市は、県海部建設事務所より、日光川（古瀬水位観測所）の水位が停止水位に到達したとの通知を受けたとき、又は越水・破堤等に伴う排水調整の指示を受けたときは、その旨を排水機管理者に伝達、排水調整を指示する。	A

○市は、県海部建設事務所より、日光川（古瀬水位観測所）の水位が排水再開水位を下回ったとの通知を受けたときは、その旨を排水機管理者に伝達、排水機の運転再開を指示する。	

◆排水調整に係る基準水位

基準水位	基準水位の内容	基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	基準地点等の河川水位が当該水位に達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるよう準備するための水位	T.P＋1.05m	T.P＋1.50m	T.P－1.90m
停止水位	基準地点等の河川水位が当該水位に達した場合に、排水調整を行う水位	T.P＋1.35m	T.P＋1.70m	T.P－1.80m
排水再開水位	排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位	T.P＋1.25m	T.P＋1.60m	T.P－1.65m

◆日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図（市関係分）

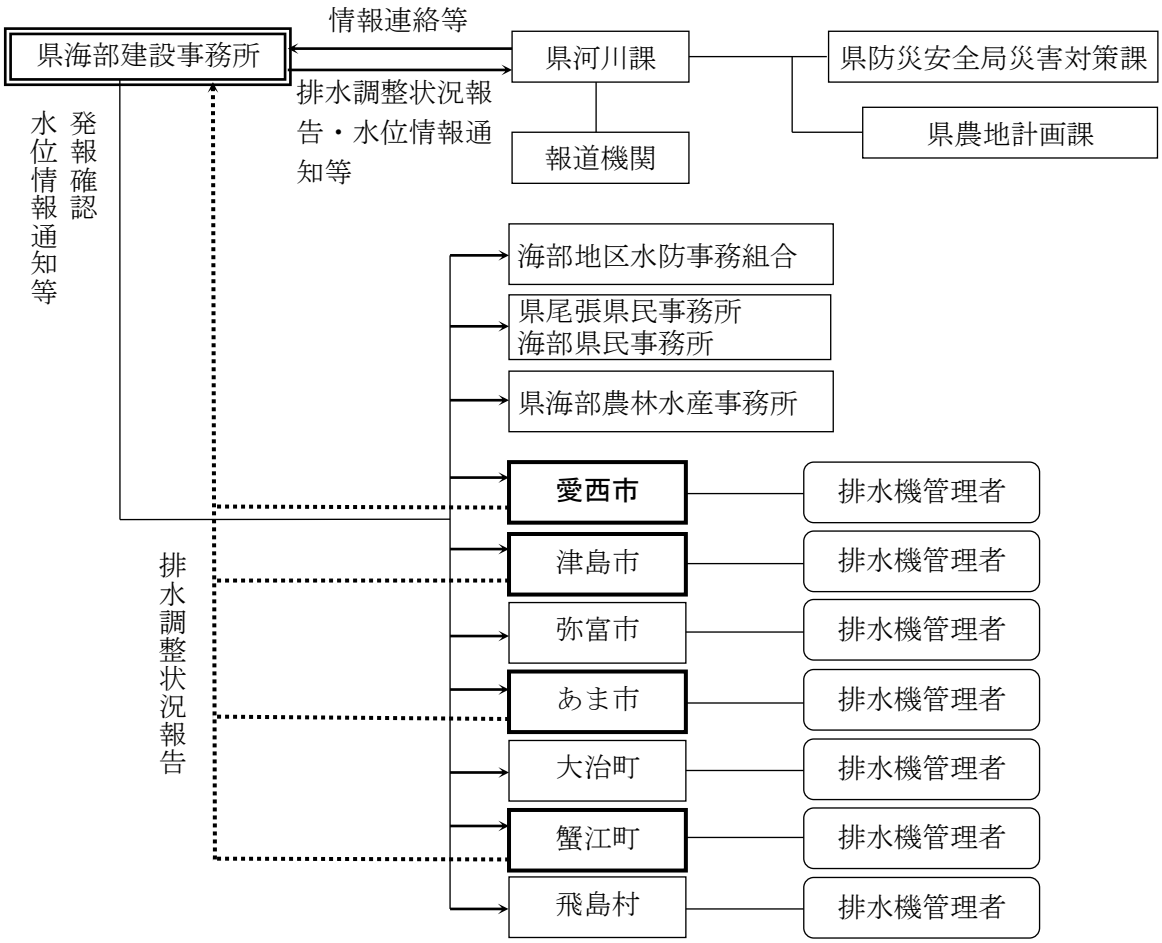

※ □ の市町には排水調整対象の排水機があり、県に対して排水調整報告を行う。

６　たん水排除		時期
◆たん水排除	○市又は土地改良区は、河川、堤防の決壊等によりたん水した場合は排水ポンプにより排水作業を実施する。	A

第２　防災営農

１　被害状況の把握		時期
◆被害状況の把握	○市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び排水機場・用排水路等の農業用施設や農作物、家畜及び家畜飼養施設について、農業協同組合及び愛知県農業共済組合等と相互に連携し被害状況を把握するとともに、被害情報を、海部農林水産事務所を通じ、県農林基盤局及び県農業水産局に報告する。	C

２　農地及び農業用施設に対する応急措置		時期
◆ポンプ排水による農地のたん水排除	○市及び関係土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。 ○ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。 ○県は、一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。	C
◆排水機の浸水防止	○市及び関係土地改良区は排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（可搬式ポンプ）によりたん水排除に努める。	C
◆用排水路の決壊防止	○市及び関係土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。 ○木曽川用水の幹線水路については、独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調節及び応急工事を行う。	C
◆二次災害防止のための緊急対策	○市は、農業用施設被害の状況により、農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。 ①農舎、カントリーエレベーター、水稲育苗用施設及び園芸ハウス等の倒壊による人身被害の防止措置 ②農業用燃料の漏出防止措置	C

３　農作物に対する応急措置		時期
◆災害対策技術の指導	○被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。	C
◆種子籾の確保	○被害の状況に応じ、国又は県に協力を要請するとともに、市内外の農家又は民間種苗商社に依頼し、融通を受け、被災地農業協同組合にこれを割りあて配布する。	C
◆病害虫の防除	○病害虫の異常発生、又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示指導、又は農薬を確保する。	C
◆凍霜害防除	○名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報が県から市へ伝達された場合、市及び農業協同組合は農家に注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する（注意喚起期間は原則として毎年３月10日から５月31日まで）。	C

４　家畜に対する応急措置		時期
◆家畜の管理指導	○市は畜産関係団体とともに県に協力して、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。	C
◆家畜の防疫	○市及び家畜防疫員は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合に県が実施する畜舎等の消毒、緊急予防注射、家畜伝染病発生時の家畜等の移動を制限等の措置に協力する。	C
◆飼料の確保	○農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市は県に連絡する。県は、愛知県飼料工業会等に対して市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。	C

５　応援協力		時期
◆農業用施設に対する応急措置	○市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。 ○市及び各土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。	C
◆農作物に対する応急措置	○被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する場合、県に対し農薬の空中散布を依頼する。	C

第９節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施
- 市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性
- 帰宅困難者等の発生による混乱の防止
- 要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施
- 要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部

第１　避難所の開設・運営等

１　避難所の開設		時期
◆避難所の開設・受入	○避難所の開設（資料編「４－１　指定緊急避難場所・指定避難所」・資料編「４－２　指定緊急避難場所（民間施設を含む。）」参照）が決定された場合、市職員を担当する指定避難所へ派遣し、施設管理者（指定管理者等市から委託を受けたものを含む。）及び自主防災組織等と協力して、避難所を開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。 ○施設の使用は、施設管理者（教職員及び指定管理者等市から委託を受けたものを含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意するとともに、施設管理者は、市からの派遣職員が到着するまでの間、避難者の受入及び状況把握を行うとともに避難者の安全確保、避難所内での混乱防止に努める。 ○避難所は、小中学校、市体育館等の指定避難所を使用するが、当該避難所が被災又は被災するおそれがあり、使用が不可能と判断される場合は、近隣の指定避難所又は公共施設を確保・開設し、避難者を誘導する。 ○市長は、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数、受入人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。 ○洪水時において避難所が浸水した場合又は浸水のおそれがある場合は、避難者を上層階へ誘導する。	A
◆避難所開設の広報	○避難所の開設状況を確認後、市民に対して避難所開設を広報する。 ○指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所が避難者の受入能力を超えた場合は、近隣の指定避難所や、臨時の避難所を確保・開設し、避難者を誘導する。	A
◆避難施設における必要面積の確保	○避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。 **○一人あたりの必要占有面積** １m^2／人：発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積 ２m^2／人：緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積 3.5m^2／人：避難施設（所）生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積	A

※　介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

〇感染症対応時の必要占有面積

屋内用テント（２ｍ×２ｍ、２名用）を使用し、テントの入り口が向かい合う場合は、１～２ｍ以上空ける。

２　避難所（避難場所）の運営		時期
◆避難所の運営体制の確保	○市の指定する指定緊急避難場所等の運営は、自治会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ、施設管理者及びボランティア等の協力を得て円滑な運営に努める。 ○原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行うこととし、市派遣職員は、自主防災組織のリーダー等からなる避難所運営委員会の組織化及び運営を補佐する。 ○被災後、指定緊急避難場所から指定避難所への移行や、指定避難所の開設の決定は、被災状況や避難者数等を鑑み、災害対策本部員会議において行うが、状況によっては、早い段階から市社会福祉協議会や各ボランティア団体と連携を密にして、運営体制の確保に努めておく。 ○運営にあたっては、災害種別や施設の規模等によって被災者への対応が異なる場合もあることから、施設ごとに運営マニュアルを作成し、迅速かつ効率的な避難生活の支援となるよう努める。	A
◆避難者の把握	○必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。 ○受入能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。	A
◆避難所が危険になった場合の対応	○避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。	A
◆ニーズ把握、プライバシーへの配慮	○避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。	A
◆避難所運営における女性の参画等	○避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 ○特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	A
◆避難者への情報提供	○常に市本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。 ○特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。 ○目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。	A
◆要配慮者支援	○避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。 ○必要に応じて福祉避難所・福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行う。	A

◆物資配給等避難者への生活支援	○給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。 ○内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。 ○食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。	A
◆避難所以外に滞在する被災者対応	○避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。 ○車中泊を余儀なくされる被災者に対して、エコノミークラス症候群発生を予防するための周知等必要な措置を講じる。	A
◆在宅避難者等の支援拠点	○市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。	A
◆車中泊避難を行うためのスペース	○市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	A
◆避難者等の協力運営	○避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティア等の協力が得られるよう努める。	A
◆ペットの取扱	○必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図る。 ○飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	A
◆避難の長期化に伴う対応	○避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 ①プライバシーの確保状況 ②入浴施設設置の有無及び利用頻度 ③洗濯等の頻度 ④医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 ⑤暑さ・寒さ対策の必要性 ⑥食料の確保、配食等の状況 ⑦し尿及びごみの処理状況 ⑧避難者の健康状態 ⑨指定避難所の衛生状態	A

◆公衆衛生の向上のための事業者団体への要請	○市は、災害発生後一定期間が経過し、①避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、②被災者に対する入浴の提供及び③避難所等で被災者が使用する市所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県を通じ生活衛生同業組合へ業務提供を要請する。 ○避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、県が締結する「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する。	A
◆避難所に避難したホームレスへの受入方策	○市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	A
◆感染症対策	○感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ○市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。 ○市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。	A

３　避難所の閉鎖		時期
◆避難所の閉鎖	○避難所の開設が長期にわたる場合には、施設本来の目的を回復するため、仮設住宅の建設や他の公共施設の使用及び民間施設の借上等、新しい避難先の確保に努める。 ○避難情報を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には、避難所を閉鎖する。	C

４　応援協力関係		時期
◆応援協力関係	○市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資器（機）材につき応援を要請する。 ○市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。	A

５　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 ○災害救助法が適用された場合、避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋)」参照）。	C

６　広域一時滞在に係る協議等		時期
◆市の行う対策	○市は、災害が発生し、被災した市民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入については、避難先市町村と協議し、他の都道府県の市町村への受入については、避難先都道府県との協議を県に要求する。	A
◆県の行う対策	○県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 ○県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。 ○県は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）。	A

第２　要配慮者・帰宅困難者対策

１　避難所・在宅・社会福祉施設等		時期
◆避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	○本章第２節第２　５「避難誘導及び移送」を参照	A
◆避難行動要支援者の避難支援	○本章第２節第２　６「避難行動要支援者の支援」を参照	A
◆障害者に対する情報提供	○障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。	A
◆福祉ニーズの把握と人材確保	○避難所・在宅等において、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。	A
◆福祉避難所の設置等	○自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所（資料編「４－３　福祉避難所」参照）への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。	A
◆福祉サービスの継続支援	○福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。	A
◆県に対する広域的な応援要請	○保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。	A
◆外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	○各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ○愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用についても検討する。	A

２　帰宅困難者対策		時期
◆広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保	○公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。	A

等	○必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供等の支援を行う。	
◆徒歩帰宅支援ステーションの情報提供	○市及び県は安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。	A
◆その他帰宅困難者への広報	○各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。	A
◆帰宅途中で救援が必要となった人等の対策	○帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入が必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。	A
◆事業者や学校等の措置	○事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策を行う。	A

３　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 ○救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	C

第10節　水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

・災害の発生に伴い、炊き出しその他応急食料及び日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品等（以下「物資」という。）を応急的に供給（貸与を含む。）
・被災地の実情を考慮した、時宜を得た物資の調達・供給

実施機関

企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、消防本部、海部南部水道企業団

第１　給水

１　給水の方針		時期
◆給水の方針	○被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。 ○断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。 ○応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や福祉施設、避難所等を優先的に行うよう配慮する。 ○取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。	B

２　応急給水		時期
◆応急給水の実施	○原則として、市及び海部南部水道企業団（以下「市等」という。以下、同節内は同じ。）等が給水を行い、県はそれを補完していく。 ○市等は、優先順位を明確化するとともに、衛生対策、地域性や要配慮者等に対し配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。 ○市町村相互の応援体制は、「水道災害相互応援に関する覚書」（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）に定める内容を基本として、給水活動を実施する。 ○水道施設の応急対策は、本章第 13 節「ライフライン施設等の応急対策」を参照	B

○計画フロー図

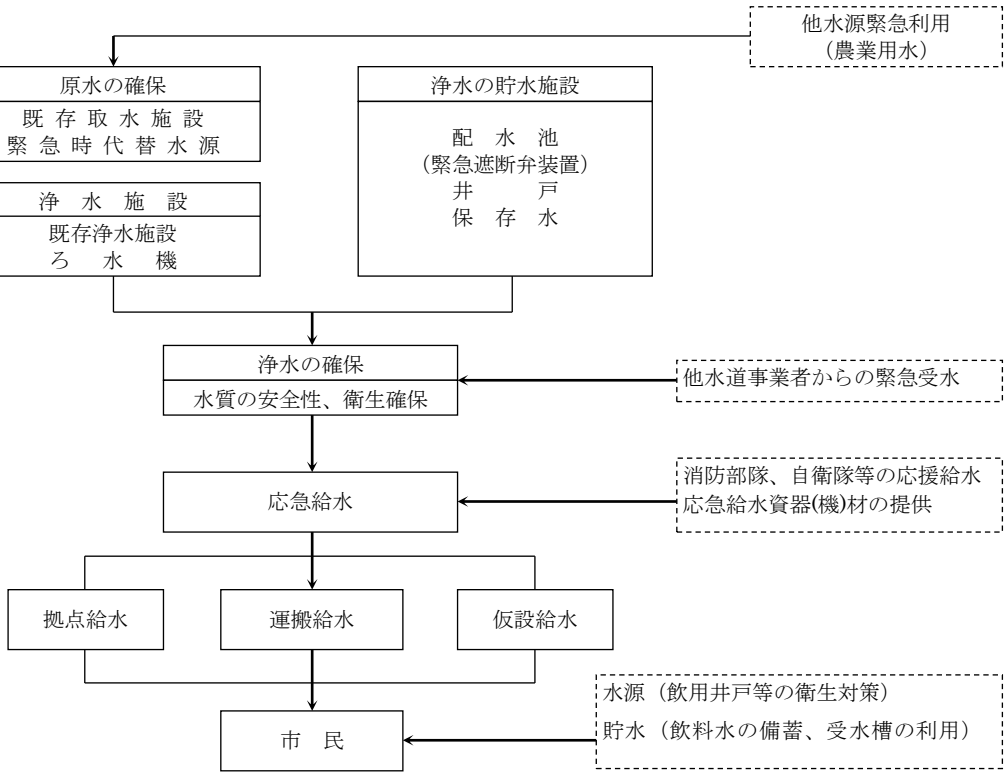

給水種類	内　　容
拠点給水	・配水池、避難所等に給水施設を設けて給水する。 ・ろ水機を稼働し、給水基地を設営し、給水する。
運搬給水	・給水車、小型動力ポンプ付水槽車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

◆飲料水の衛生確保	○給水する飲料水は、残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。 ○残留塩素が確保されていない場合は、消毒を徹底した上で応急給水を行う。 ◎遊離残留塩素0.1mg／リットル（結合残留塩素の場合は、0.4mg／リットル）以上	B
◆給水活動	○災害から３日目までは、ペットボトルの配布や給水ポリ袋、給水車、水槽積載車による給水を中心に１人１日３リットル（最低必要量）の供給を目標とする。 ○浄水場等から給水拠点まで給水車、水槽積載車で運搬する。 ○給水拠点では、市民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。 ○高齢者、中高層住宅の利用者等自力で給水を受けることが困難な要配慮者等を支援するため、自治会、自主防災組織、ボランティア等との連携を図る。 ○復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。 ○生活用水の確保は、自主防災組織、消防団等の協力により、プール、河川等から取水する。	B

３　非常用水源の確保		時期
◆非常用水源の確保	○非常用水源の規模決定にあたっては、給水の対象人口とその単位水量を把握する。 ○災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者を対象とする。 ○供給量は、被災後の経過日数ごとに目標水量を定め、供給するよう努める。	B

発生からの日数	発生～３日	４日～10 日	11 日～21 日	22 日～28 日
目標水量（リットル/人/日）	3	20	100	被災前水量
市民の運搬距離（目安）	１㎞以内	250m以内	100m以内	10m以内
主な給水方法	給水車等	配水幹線等からの仮設給水栓		仮配管からの各給水供用栓

○取水する水源は、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌、給水する。
○非常用水源として、次の項目を選定しておき、平素からの維持管理をしておく必要がある。

○非常用水源の例

最寄利用可能水源の利用	・最寄水道水源又は最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。
水道用貯留施設の利用	・ポンプ場、配水池を利用する。
受水槽の利用	・公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。
プール、防災水槽、河川の利用	・比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておく。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。
井戸の利用（資料編「６－６　災害用井戸の所有者」参照）	・使用にあたっては特に水質に十分留意してから使用すること。
水道水源以外	・水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

４　市民への広報		時期
◆市民への広報	○市等は、市民に対して断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安解消に努める。	B

５　応援協力関係		時期
◆応援協力関係	○市等は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。 ○市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）に定める内容を基本として給水活動を実施する（再掲）。	B

６　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 ○災害救助法が適用された場合、飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋）」参照）。	C

第２　食品の供給

１　食料の供給		時期
◆供給対象者	○供給対象者は次のとおりとする。 ①避難情報等に基づき避難所へ受け入れた者 ②住家が被害を受け、炊事の不可能な者 ③旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない者 ④施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑤災害応急対策活動従事者（※） ⑥食料の流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった者（※） ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。	B
◆供給種別	○①炊き出しの実施、②主食の供給、③野菜・魚介類・副食品・調味料等のあっせんについて、被災の状況に応じ必要な措置をとる。	B
◆食料供給の指針	○備蓄物資、自ら調達した食品、５「他市町村又は県へ応援要求」により、他市町村、県、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。 ○熱源の使用不可能時には調理が不要な食品及び飲料水を供給する。 第１段階：乾パン、ビスケットなど 第２段階：パン、おにぎり、弁当など ○熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。 ○高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 ○食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。 ○在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。 ○上記の主食類のほか、必要に応じて、肉類、缶詰類等の副食類等を供給する。 副食品：缶詰、漬物、佃煮、野菜等 調味料：味噌、醤油、塩、砂糖 ○縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。この場合現物をもって支給する。	B

２　政府所有の米穀の調達		時期
◆米穀の原料調達	○市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。 ○市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ⅰ第11の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。 ○市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。 ○市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。	B

３　備蓄食料の供給		時期
◆備蓄食料の供給	○災害発生直後は、原則として市民、事業所の備蓄の食料で対応する。 ○家屋が被災したため食料を所有しない避難者等には、市の備蓄食料をあてる。 ○避難所に備蓄されている食料について、避難者等に備蓄食料を供給する。 ○備蓄食料がない避難所若しくは備蓄食料が不足した場合には、防災備蓄倉庫等から避難所へ運搬し供給する。	B

４　食料の配給・炊き出しの実施		時期
◆食料の配給	○避難所では、避難所運営委員会、ボランティア等の協力により食料を配給する。 ○食料が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領する。この場合、在宅の要配慮者については、自治会、自主防災組織等の協力を得て配布を行う。	B
◆炊き出しの実施	○炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。 ○炊き出し（食料供給を含む。）は施設管理者や赤十字奉仕団、婦人会等地域住民の協力を得て行う。 ○学校給食センターは衛生管理上委託業者に協力を得て、炊き出しを行い、避難所に配給する。 愛西市学校給食センター　4,500食相当/日 愛西市学校給食八開センター　1,000食相当/日 ○避難所で炊き出しを実施するときは、自治会、自主防災組織、自衛隊、ボランティア等と協力して行う。	B

５　他市町村又は県へ応援要求		時期
◆他市町村又は県へ応援要求	○市等は、備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ供給の実施を要求する。 ○事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。	B

６　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 ○災害救助法が適用された場合、炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋）」参照）。	C

第３　生活必需品の供給

１　物資の供給		時期
◆生活必需品供給の指針	○備蓄物資、自ら調達した食品、４「他市町村又は県へ応援要求」により、他市町村、県、国等によって調達され引き渡された生活必需品を、状況に応じて被災者に供給する。	B
◆供給対象者	○供給対象者は次のとおりである。 ①避難所へ受け入れた者 ②住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態になった場合を含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	B

２　備蓄物資の供給		時期
◆備蓄物資の供給	○災害発生直後は、原則として市民、事業所の備蓄品で対応する。 ○家屋が被災したため必需品等を持ち出せない避難者等には、市の備蓄物資をあてる。 ○避難所に備蓄されている物資について、避難者等に備蓄物資を供給する。 ○備蓄物資がない避難所若しくは不足した場合には、防災備蓄倉庫棟から避難所へ運搬し供給する。	B

３　物資の配給		時期
◆物資の配給	○本節第２　４「食料の配給・炊き出しの実施」と同様に行う。	B

４　他市町村又は県へ応援要求		時期
◆他市町村又は県へ応援要求	○本節第２　５「他市町村又は県へ応援要求」と同様に行う。	B

５　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。	C

	○災害救助法が適用された場合、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋）」参照）。	

第11節　地域安全対策

基本方針

・災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、消防本部

第１　地域安全対策

１　地域安全活動		時期
◆地域安全パトロールの実施	○市は津島警察署と連携し、被災地域の地域安全パトロールを行い、盗難（空き巣）等の犯罪の防止に努める。 ○自主防災組織は、自警組織を編成し自らの居住区域の警戒巡視を行い、夜間も含め、盗難（空き巣）等の犯罪予防や、放火等火災予防、通電火災等の出火防止、早期発見に努める。 ○津島警察署・消防本部・各協力団体・警備業者等と連携・協力する。	B
◆避難所の地域安全対策	○市は、各避難所において自主防災組織や避難者から組織化される避難所運営委員会と連携し、避難所内における犯罪及び火災の予防に努める。 ○犯罪及び火災の予防にあたっては、津島警察署及び市（消防本部）と連携を図り、指導を受ける。	B
◆警察署への要請	○災害発生後には、津島警察署に対し、各種犯罪の予防及び取締り、その他被災地における治安対策を要請する。	B

第12節　遺体の取扱

基本方針

・死亡が推定される行方不明者の捜索、処理、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）
・遺体の取扱にあたっては、礼意を失わないように注意し、遺族等の心身の状況に配慮
・行方不明者、遺体の取扱の体制整備

実施機関

企画政策部、市民協働部、消防本部

１　遺体・行方不明者の捜索		時期
◆捜索依頼の受付	○市は、受け付けた捜索願い及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、津島警察署に提出する。 ○捜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。	B
◆捜索活動	○市は、津島警察署、消防団、自衛隊等に対し、行方不明者リストに基づき捜索活動を要請する。 ○行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、警察官等による検視（調査）を受ける。 ○現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。	B

２　遺体の処理		時期
◆遺体安置所の開設 （安置・一時保存）	○災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を安置するが、不足する場合には葬祭業者に協力を依頼し、業者の施設を利用する。 ○それでもなお不足する場合には、被災地の寺院等に遺体安置所を設置する。 遺体安置所（候補地） ※非被災地の場合：愛西市総合斎苑 ○安置所に遺体安置のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。	A
◆遺体の安置・引き渡し	○市は、県警察等による検視（調査）、監察医及び医療施設等で行われた検案が終了した遺体について、津島警察署、消防団、自衛隊等の協力を得て遺体安置所まで搬送する。 ○市は、検視（調査）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。また、遺留品等の整理を行う。 ○検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 ○市は、葬祭業者等に協力を要請して、遺体を納棺し、遺体検案書、遺留品等を添付する。 ○遺体安置所には職員を配置し、警備及び遺族への対応を行う。引取りの申し出があった場合は、遺族へ引き渡す。 ○被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱とする。	B
◆納棺用品の調達	○市は、葬儀業者に納棺用品、ドライアイス等の供給を要請する。	B

３　遺体の埋・火葬		時期
◆埋・火葬の受付、実施	○市は、埋・火葬申請を受け付け、埋・火葬許可証を発行する。 ○棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。	B
◆遺骨等の保管	○焼骨は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。ただし、引取り手がないときは、市指定の埋葬場に埋蔵する。 ○引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市指定の埋葬場に埋蔵する。	B
◆死亡者に関する広報	○遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する広報に関して、県及び津島警察署と連携を保ち、市役所・支所・遺体安置所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設や地域住民等への情報提供を行う。	B

４　応援協力関係		時期
◆応援要請	○市は、遺体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する要員及び資器（機）材について、応援を要求する。 ○遺体の火葬に係る応援要請は、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（資料編「16　相互応援協定等に関する資料」参照）による。	B

５　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 ○災害救助法が適用された場合、遺体の捜索、処理、埋火葬に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４災害救助法施行細則（抜粋）」参照）。	C

第13節　ライフライン施設等の応急対策

基本方針

・災害時における上下水道、電力、ガス、一般通信施設等の供給を円滑にするための応急工事をはじめとする緊急措置を実施
・復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示

実施機関

企画政策部、上下水道部、海部南部水道企業団、各事業者

１　上水道施設対策（上下水道部、海部南部水道企業団）		時期
◆応急復旧体制の確保	○水道事業者（上下水道部、海部南部水道企業団）（以下「市等」という。以下、同節内は同じ。）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生したときは、県及び他水道事業者に対し協力を要請する。	B
◆応急復旧活動の実施	○配管設備破損の場合 ◎応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。 ◎大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 ◎県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。 ○水源破壊の場合 ◎復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。	B
◆応急復旧資機材の確保	○市等は、指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。 ○市等で応急復旧資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。	B
◆市民への広報	○市等は、断水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。	B

２　下水道施設等対策（上下水道部）		時期
◆応急復旧体制の確保	○市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下記の措置を講ずる。また、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。さらに、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体等に対し協力を要請する。	A
◆応急復旧活動の実施	○下水管渠においては、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。 ○ポンプ場においては、停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、優先順位付けをし、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。 ○下水管渠、ポンプ場の復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。	B
◆市民への広報及び利用者へ	○市等は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。	B

の協力要請	○下水道施設等の被害が広範囲にわたり復旧が不可能な場合は、利用者に対しての広報活動等により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力を要請するとともに、異常を発見した場合には、下水道等関係機関へ通報するよう呼びかけを行う。	
◆市町村応急復旧の支援	○中部10県４市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、愛知県建設局下水道課へ応援要請する。	B

３　電力施設対策（中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡ）		時期
◆非常災害対策本部の設置	○非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置	B
◆情報の収集と伝達	○非常災害対策本部における通信の確保、情報の収集と伝達の実施	B
◆危険防止措置の実施	○災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、適切な危険予防措置を実施	B
◆応急復旧活動の実施	○優先的に復旧する設備、施設 ①電力会社側 ・火力設備 ・超高圧系統に関連する送変電設備 ②利用者側 ・人命に関わる病院 ・災害復旧の中枢となる機関、報道機関、避難施設 ○復旧方法 ◎発変電設備・送配電設備 ・重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。 ○関係機関との連携 ◎必要に応じて、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。	B
◆要員、資機材等の確保	○復旧要員・資機材の確保、必要に応じ他電力会社等へ応援を依頼 ○大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。	B
◆電源車等の配備	○大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。	B
◆広報活動の実施	○利用者に対する広報 ①電気の復旧状況、公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報の実施 ②臨時電気相談窓口の設置を検討・実施 ○地域防災機関との協調 ◎地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。	B
◆広域運営による応援	○電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼	B

４　都市ガス対策（東邦瓦斯株式会社）		時期
◆災害対策本部の設置	○災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置 ○緊急動員については各社、災害対策規程等によって定める動員体制によって実施	B

◆情報の収集	○供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握	B
◆緊急対応措置の実施	○導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を実施 ○火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を実施 ○被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。	B
◆応援の要請	○被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請	B
◆応急復旧活動の実施	○供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。 ①需要家の閉栓の確認 ②導管の被害箇所の調査及び修理 ③需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理 ④需要家の開栓、試点火 ○災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。 ○復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。	B

５　ＬＰガス対策（一般社団法人愛知県ＬＰガス協会）		時期
◆災害対策本部の設置	○災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県ＬＰガス協会内に災害対策本部を設置 ○必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集	B
◆情報の収集	○あらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握	B
◆緊急対応措置	○愛知県ＬＰガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を実施 ○二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請	B
◆応援の要請	○特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行 ○必要に応じ、一般社団法人全国ＬＰガス協会に対し、救援隊派遣を要請 ○他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備	B
◆応急復旧活動の実施	○愛知県ＬＰガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を実施 ○災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。	B
◆広報活動の実施	○使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて広報	B

６　通信施設の応急措置		時期
◆通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）	○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等） ○西日本電信電話株式会社 ①可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置 ②交換機被災ビルには、非常用可搬型ディジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 ③電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。 ④幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。 ○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ①応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。 ②電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。	B
◆移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施 ○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有 ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完 ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済 ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施	B
◆障害に対する市、防災関係機関の措置	○無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において必要な臨機の措置をとる。 ○移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を実施 ○無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。 ○携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、ＳＳＩＤ「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	B

◆放送事業者における措置	○放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。 ○演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。	B

7　ライフライン施設の応急復旧		時期
◆現地作業調整会議の開催	○ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。	B
◆ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び空路の活用	○合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図る。	B

第14節　航空災害対策

基本方針

・航空機の墜落炎上等による早期の初動体制を確立
・各種応急対策の実施による被害拡大の防御及び被害の軽減

実施機関

企画政策部、消防本部

1　情報の伝達系統

時期

◆自衛隊機の場合

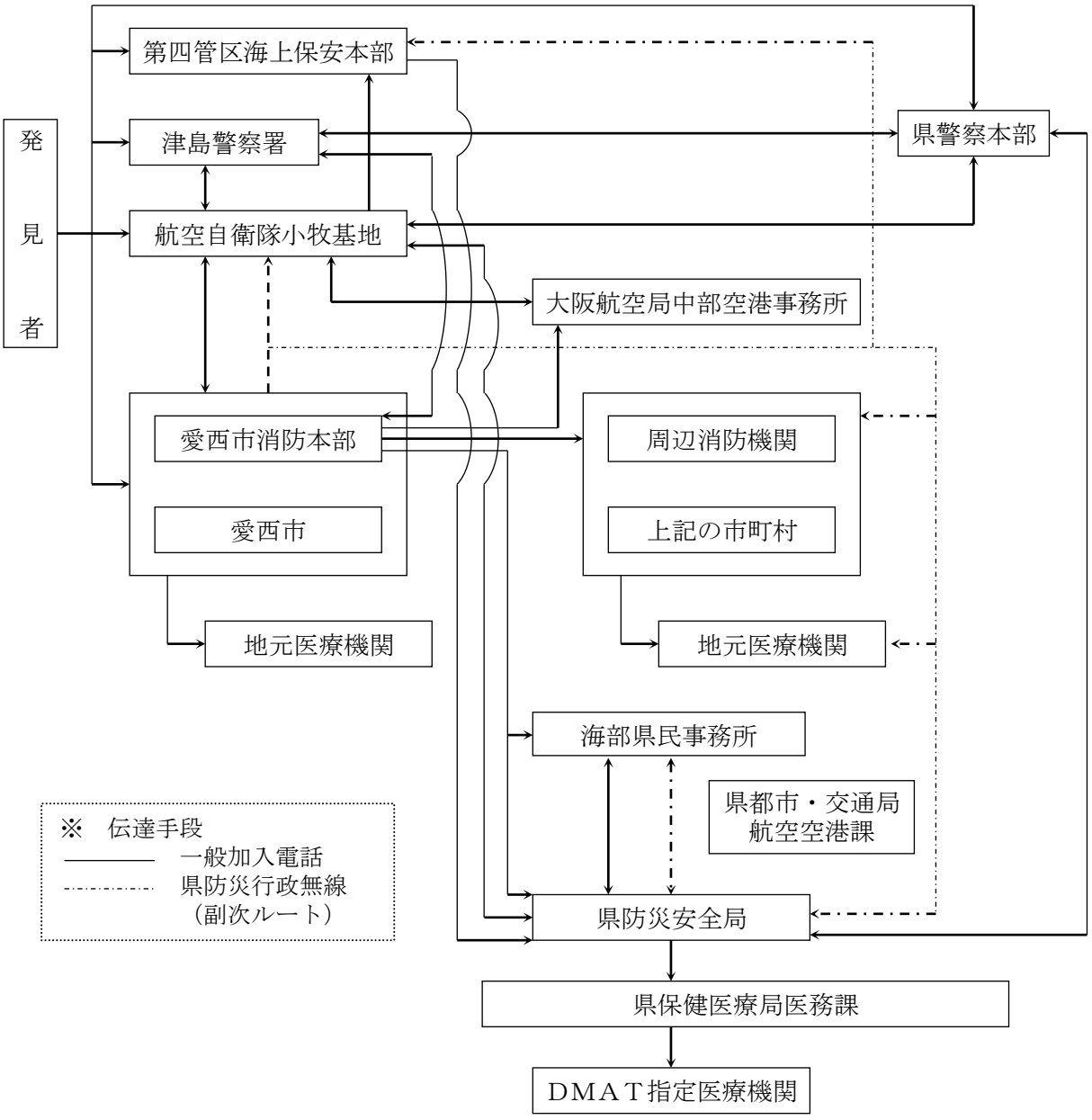

◆民間航空機の場合

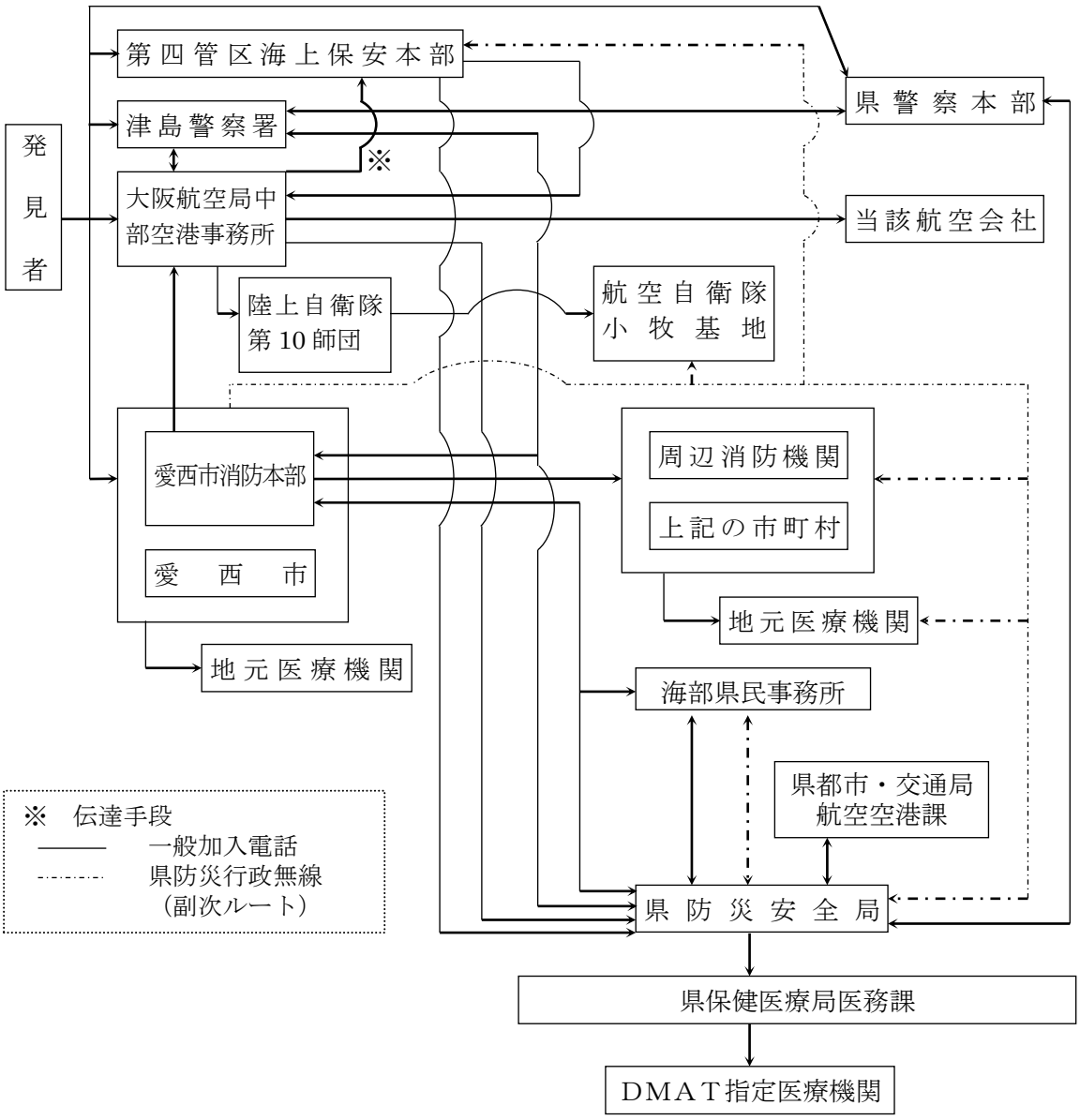

※　海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

２　市（消防本部）の事案応急対策		時期
◆連絡・通報	○航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、１「情報の伝達系統」により県及び関係機関に通報する。	A
◆警戒区域の設定及び立入制限、退去等の命令	○空港事務所等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限、退去等を命ずる。 ○市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求めることができる。	A
◆救助・消防活動	○必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。 ○県警察と連携し、被災者の救出救助活動を行う。	A
◆交通規制	○県警察による災害発生地及びその周辺において交通規制が行われる。	A

◆地元医療班の派遣及び医療機関への搬送等	○負傷者が発生した場合、地元医療機関（資料編「７－３　市内の医療機関」参照）等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。 ○必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。 ○死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の取扱」の定めにより実施する。	A
◆食料・飲料水等の提供及び資機材確保	○必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	A
◆応援要請	○災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要求する。 ○広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	A
◆県への自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等	○被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。 ○必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。	A

３　他の機関の措置		時期
◆他機関の措置	○その他の実施責任者の措置は、「県防災計画」に準拠	A

第15節　鉄道災害対策

基本方針

・鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について規定

実施機関

企画政策部、消防本部

1　情報の伝達系統		時期

◆情報の伝達系統

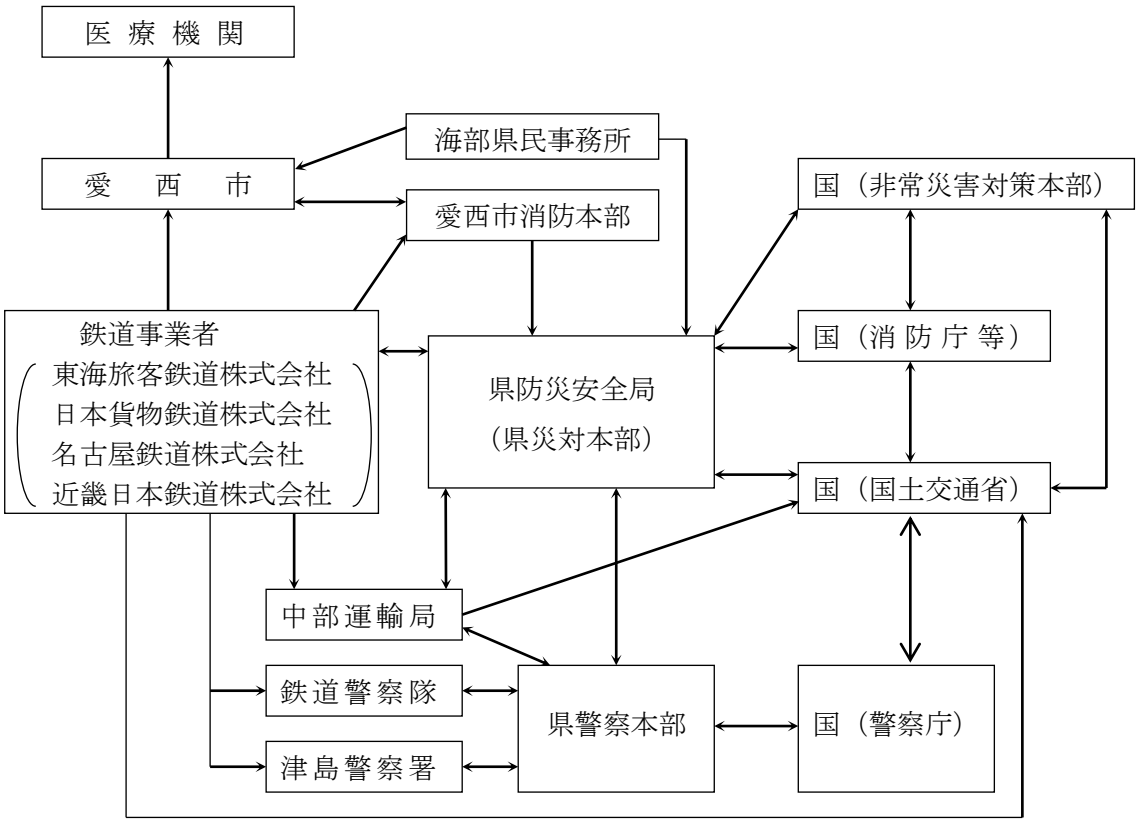

2　鉄道事業者の事案応急対策		時期
◆県、中部運輸局又は国土交通省への連絡	○被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県警察、市、県、中部運輸局及び国土交通省への連絡	A
◆関係列車の非常停止及び乗客の避難	○災害の拡大防止のための関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置の実施	A
◆救助・救急及び消防活動	○発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努め、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に対する可能な限りの協力要請（本章第５節「救出・救助対策」参照）	A
◆代替交通手段の確保	○列車滞留旅客の避難誘導、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保等	A
◆鉄道施設の応急措置	○鉄道施設の応急措置は、本章第７節「交通の確保・緊急輸送対策」の定めによる。	A

◆他の鉄道事業者への応援要請	○応急工事の実施が困難な場合の他の鉄道事業者への要員、資器（機）材確保の応援要請	A

３　市（消防本部）の事案応急対策		時期
◆県への連絡	○鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。	A
◆警戒区域の設定及び立入制限、退去等の命令	○必要に応じ警戒区域を設定して、一般市民等の立入制限・退去等を命令する。 ○市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。	A
◆救助・救急活動及び消防活動	○必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助、救急活動及び消防活動を実施する。 ○捜索・救出救助活動等にあたっては、県警察と鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置が行われる。	A
◆交通規制	○県警察による災害発生地及びその周辺の交通規制が実施される。	A
◆地元医療班の派遣及び医療機関への搬送等	○負傷者が発生した場合、地元医療機関（資料編「７－３　市内の医療機関」参照）等で医療班を組織し、現地に派遣して、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。 ○必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。 ○死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の取扱」の定めにより実施する。	A
◆食料・飲料水等の提供及び資機材の確保	○必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	A
◆応援要請	○災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。 ○広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	A
◆県への自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等	○被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。 ○必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。	A

第16節　道路災害対策

基本方針

・橋りょう等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について規定
・タンクローリーの横転等による事故災害は、本章第17 節「危険物、毒物劇物等化学薬品類及び火薬類災害対策」に準拠

実施機関

企画政策部、消防本部、産業建設部

1　情報の伝達系統

時期

◆情報の伝達系統

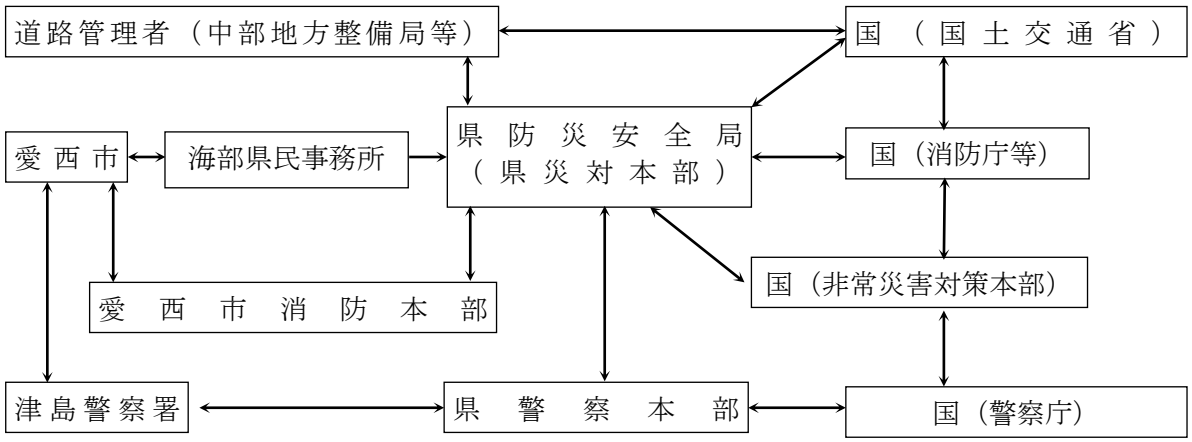

2　市（道路管理者：産業建設部）の事案応急対策

		時期
◆道路巡視、連絡・通報	○車両による巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び県に連絡する。	A
◆交通規制	○通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（本章第７節「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。	A
◆初期の救助及び消防活動への協力	○県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。	A
◆危険物の防除活動・避難誘導活動	○危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。	A
◆他の道路管理者への応援要請	○応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。	B

3　市（消防本部）の事案応急対策

		時期
◆連絡・通報	○車両による巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。	A
◆警戒区域の設定及び立入制限、退去等の命令	○必要に応じ警戒区域を設定して、一般市民等の立入制限・退去等を命令する。 ○市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ○県警察による立入禁止区域が設定されるとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動が実施される。	A

◆救助・救急活動及び消防活動	○必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助、救急活動及び消防活動を実施する。 ○県警察と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。	A
◆交通規制	○県警察による災害発生地及びその周辺の交通規制が実施される。	A
◆地元医療班の派遣及び医療機関への搬送等	○負傷者が発生した場合、地元医療機関（資料編「７－３　市内の医療機関」参照）等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。 ○必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。 ○死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の取扱」により実施する。	A
◆食料・飲料水等の提供及び資機材の確保	○必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。 ○応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	A
◆応援要請	○市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。 ○広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	A
◆県への自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等	○被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。 ○必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 ○危険物等の流出が認められた場合、防除活動、避難の誘導を実施する。	A

4　他の機関の措置		時期
◆他機関の措置	○その他の実施責任者の措置は、「県防災計画」に準拠	A

第17節　危険物、毒物劇物等化学薬品類及び火薬類災害対策

基本方針

・危険物等施設が火災等又は爆発する等の災害の発生による危害を防除するための応急的保安措置について規定

実施機関

企画政策部、消防本部

１　共通の応急対策		時期
◆危険物及び毒物劇物、火薬類等所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）における措置	○災害発生に係る消防署等への通報 ◎消防署、市、警察署等へ、直ちに通報するとともに、必要に応じ、付近の市民に避難するよう警告する。 ○自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 ◎初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。 ○消防機関の受入 ①消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導する。 ②爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。	A
◆県警察における措置	○県への通報 ◎県へ災害発生について、直ちに通報する。 ○危険物等所有者への危害防止のための措置等 ◎危険物等所有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。 ○警察用航空機等による情報収集 ◎警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。 ○救出救助活動 ◎関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。 ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ◎立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。 ○遺体の安置、捜索、検視等 ◎死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、検視等は、本章第12節「遺体の取扱」の定めにより実施する。 ○交通規制 ◎災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。 ○関係機関への支援活動 ◎関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。	A
◆市（消防本部）における措置	○災害発生に係る県への通報 ◎県へ災害発生について、直ちに通報する。 ○所有者等に対する危害防止措置の指示 ◎所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ◎消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 ○警戒区域の設定及び一般市民に対する立入制限、退去等の命令	A

	①必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。 ②市は、警戒区域を設定しようとする場合に、知事等に助言を求めることができる。 ○県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 ①必要に応じて、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、必要資機材の確保等について応援を要求する。 ②必要に応じて、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 ○他市町村に対する応援要請 ①自己の消防力等では対処できない場合は、他市町村に対して応援を要請する。 ②広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	
◆応援協力関係	○防災関係機関及び関係企業等は、応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。	A

２　個別の応急対策		時期
◆危険物及び毒物劇物等化学薬品類施設	○施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる（資料編「13－１　危険物施設」・資料編「13－２　毒物・劇物施設」参照）。 ○消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、留意して行う。	A
◆高圧ガス施設	○製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。	A
◆火薬類施設	○火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつける。 ○移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉する等安全な措置を講ずる。	A

３　危険物、毒物劇物等化学薬品類、高圧ガス及び火薬類積載車両		時期
◆輸送機関の措置	○１「共通の応急対策」２「個別の応急対策」に準じた措置を講ずるほか、鉄道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報	A
◆市における措置	○１「共通の応急対策」２「個別の応急対策」に準じた措置を実施	A

第18節　大規模な火事災害対策

基本方針

・多数の死傷者等が発生する大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）関係機関の連携による効率的・総合的な消火活動の実施及び二次災害防止の応急対策の実施
・本章第 17 節「危険物、毒物劇物等化学薬品類及び火薬類災害対策」の定めについて留意

実施機関

企画政策部、消防本部

１　情報の伝達系統

◆情報の伝達系統

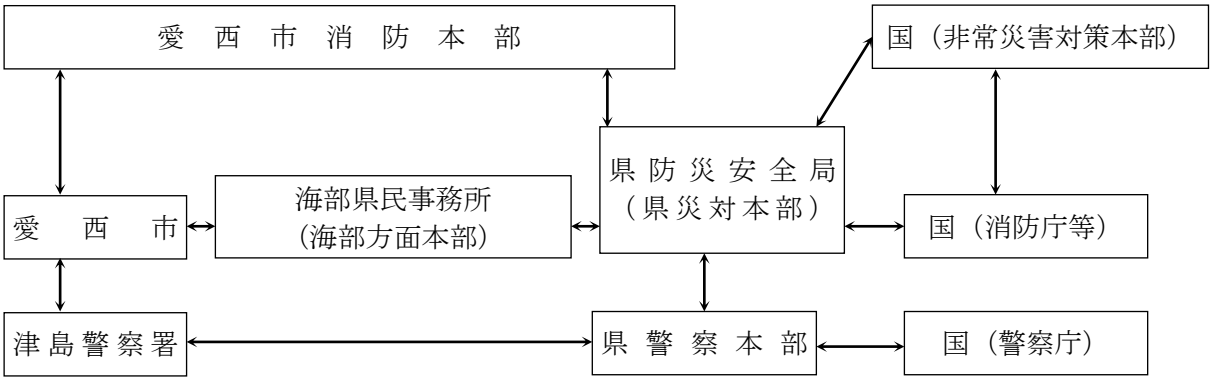

２　市（消防本部）の事案応急対策

		時期
◆発生直後の被害情報の収集・連絡	○発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。	A
◆大規模な火事への対応	○火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に基づき消防活動を行う。 ①避難場所及び避難路確保優先の原則 ②重要地域優先の原則 ③消火可能地域優先の原則 ④市街地火災消防活動優先の原則 ⑤重要対象物優先の原則 ⑥火災現場活動の原則 ⑦救急救助	A
◆避難情報	○地域住民等の避難の指示等は、本章第２節「避難行動」の定めにより実施する。	A
◆警戒区域の設定、立入制限、退去等命令	○必要に応じ、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。 ○市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ○県警察は立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。	A
◆消防ポンプ自動車等による消防活動	○直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材及び防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。	A

◆県及び他市町村への応援要請	○市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。 ○広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。	B
◆交通規制	○県警察による災害発生地及びその周辺の交通規制が実施される。	A
◆救助・救急活動	○必要に応じ、県警察等関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。	A
◆地元医療班の派遣及び医療機関への搬送等	○負傷者が発生した場合、地元医療機関（資料編「７－３　市内の医療機関」参照）等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。 ○必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。 ○死者が発生した場合の遺体の安置、捜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の取扱」の定めにより実施する。	A
◆食料・飲料水等の提供及び資機材確保	○必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	A
◆県への資機材確保の応援要請等	○被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。 ○市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資器（機）材を輸送する際、県警察へ先導等を依頼する。	A

３　消防団の事案応急対策		時期
◆非常参集	○参集の必要がある大規模災害が発生した場合、所属消防団詰所への参集及び消防資器（機）材等の安全確保を実施する。	A
◆出火防止	○地震等災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。	A
◆消火活動	○地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは市（消防本部）と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。	A
◆救急救助	○市（消防本部）による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。	A
◆避難誘導	○避難情報を発令した場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。	A
◆情報収集	○早期に災害情報を収集し、市（消防本部）に連絡する。	A
◆応援隊の受入準備	○応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。	A

４　他の機関の措置		時期
◆他の機関の措置	○その他の実施責任者の措置は、「県防災計画」に準拠	A

第19節　住宅対策

基本方針

- 被災宅地危険度判定の実施による二次災害の防止
- 判定活動の実施にあたり、各種調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明
- 平時より災害による被害が予測される空家等を確認。必要に応じて、空家等の全部又は一部の除却等の措置の実施
- 応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む。）、障害物の除去の実施
- 民間賃貸住宅等の借上による方法の検討

実施機関

産業建設部

1　被災宅地の危険度判定・被災住宅等の調査		時期
◆被災宅地危険度判定実施本部の設置	○降雨等の災害による二次災害防止のため、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。 ○市は必要に応じ、市の区域で被災宅地危険度判定を実施するにあたり、本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。 ○実施本部は、判定実施計画を作成し、応援判定士の派遣等の後方支援を行う県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請する。 ○実施本部は、判定士及び判定のための資器（機）材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。	B
◆危険度判定の準備事項	○危険度判定の準備事項は次のとおりとする。 ①県を通じ被災宅地危険度判定士、判定コーディネーターの動員の要請 ②県を通じた判定ステッカー、マニュアル等資器材の確保の要請 ③判定実施計画の策定 ④判定士等の輸送、宿泊所の手配 ⑤判定実施チーム及び班の編成 ⑥判定士に対するガイダンス 等	C
◆被災住宅等の調査	○市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な調査を実施する。 ○判定活動の実施にあたっては、被災宅地危険度判定調査、被災建築物応急危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。 ①住家の被害状況 ②被災地における市民の動向 ③応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 ④その他住宅の応急対策実施上の必要な事項	C

2　公共賃貸住宅等への一時入居		時期
◆一時的な居住場所の提供	○市及び県は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。	C

◆提供する住宅の選定・確保	○提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。	C
◆相談窓口の開設	○入居相談窓口は、被災地域の状況により適宜開設する。	C
◆一時入居の終了	○応急措置対策のため、一定期間をもって終了とする。 ○終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。	C
◆使用料等の軽減措置	○被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等は、できる限り軽減措置を図る。	C
◆応援協力の要請	○被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他市町村に被災者の受入について協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上の方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。	C

３　応急仮設住宅の設置及び管理運営		時期
◆応急仮設住宅設置等の方針	○市は家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急的な仮設住宅を設置する。 ○ただし、災害救助法が適用されたときは、県の措置として設置が行われるため、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて応急仮設住宅の建設を実施する。 ○応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上によるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。	C
◆需要の把握	○災害直後に被害の程度、被災宅地危険度判定、避難者の世帯数等から設置すべき応急仮設住宅の概数を把握する。 ○被災者相談窓口又は避難所にて、応急仮設住宅入居の申込みを受け付ける。	C
◆用地の確保	○応急仮設住宅の建設予定地は下記の場所とする。なお、予定地が被災により使用ができない場合や、不足する場合、応急仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、適当な公有地を選定する。また、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 ○用地の選定にあたっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。 応急仮設住宅建設予定地（候補予定地）：佐屋総合運動場　（152戸）／佐屋スポーツセンター（50戸） ○国は、県から応急仮設住宅建設用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。 ○企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。 ○二次災害に充分配慮する。	C
◆応急仮設住宅の建設の実施	○市は、県に応急仮設住宅の建設を要請する。建設にあたっては、県、建設業者等と連絡調整を行う。 ○気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、玄関・浴槽の段差解消、手すりの設置等を考慮した福祉仮設住宅を設置するよう要請する。	C

◆入居対象者	○入居対象者は、愛西市に住所を有する者で次のとおりとする。 ①住宅が全壊、全焼又は流失した者 ②居住する住家がない者 ③自らの資力をもってしては住宅を確保できない被災者	C
◆入居者の選定	○市は、被災者の申込みに基づき、福祉関係職員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を参考に入居者を選定する。 ○選定の結果は、県に報告し、知事の決定を受けて入居者に通知する。なお、選考にあたっては要配慮者の優先入居に努める。 ○入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成に努める。	C
◆応急仮設住宅の管理、処分	○応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。 ○市は、入居者の要望等に応じて、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、応急仮設住宅の戸数が 50 戸以上になる場所には、集会所等を設置する。 ○応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 ○入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。 ○応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは解体、撤去等の処分を速やかに実施する。	C
◆民間賃貸住宅の確保、入居者の選定	○市は、住宅を失った被災者に対して、関係団体に対し震災時の協力について働きかけを行い、借上又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるよう、県が民間団体と締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」等に基づき、県と協力し、住宅使用者の募集等を行う。 ○市は、被災者の申込みに基づき、公的住宅の対象者の選定と同様に福祉関係職員、民生委員等による協議会の意見を聞き入居者を選定する。	C

4　住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）		時期
◆住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の方針	○市は、被災住宅の応急修理について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。 ○ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるため、市は協力する。 ○県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。 ○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。	C

◆応急修理を受ける者の範囲	○応急修理を受ける者の範囲は次のとおりとする。 ①住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	C
◆対象者の選定	○市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定結果等より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。	C
◆修理の範囲	○応急修理の範囲は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分とする。	C
◆修理の費用	○応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	C
◆修理の期間	○災害が発生してから10日以内に完了するものとする。 ○交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	C
◆修理の方法	○住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	C
◆住宅の応急修理	○市は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。 ○資材が不足する場合は、県に資材調達の協力を要請する。	C

５　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）		時期
◆日常生活に必要な最小限度の部分の修理の方針	○市は、被災住宅の応急修理について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。 ○ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるため、市は協力する。 ○県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。 ○住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。	C
◆応急修理を受ける者の範囲	○応急修理を受ける者の範囲は次のとおりとする。 ①住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	C
◆対象者の選定	○市は、被害状況、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定結果等より、応急仮設住宅の対象者の選定と同様に対象者の選考を行い、修理戸数を決定する。	C
◆修理の範囲	○応急修理の範囲は、居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。	C
◆修理の費用	○応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	C
◆修理の期間	○災害が発生してから３か月以内（災対法に規定する災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）に完了するものとする。 ○交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。	C
◆修理の方法	○住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	C

◆住宅の応急修理	○市は、被災者相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申込みを受け付ける。 ○資材が不足する場合は、県に資材調達の協力を要請する。	C

６　障害物の除去		時期
◆住宅関係障害物の除去の方針	○被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。	C
◆障害物除去の対象者	○日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、玄関、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力をもってしては障害物の除去ができない者	C
◆障害物の除去の実施	○市は市内土木建設業者等と連携し、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を作業員あるいは技術者を動員して除去する。 ○除去の期間は、災害が発生してから10日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。	C

７　応援協力要請		時期
◆他市町村又は県への応援要求	○市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合には、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要請する。	C

８　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。 ○災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理並びに障害物の除去のために要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋)」参照）。	C

第20節　学校等における対策

基本方針	・児童生徒等の生命及び身体の安全確保のための応急措置、応急教育並びに奨学に関する措置の実施 ・保育施設、社会教育施設等の応急対策による園児・利用者等の安全確保	実施機関	健康子ども部、教育部

第１　学校における応急対策

１　児童生徒の安全確保		時期
◆安全の確保	○学校長は、台風の接近等、気象状況に応じ、市（教育委員会）等と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講じる。 ○学校長は、災害が発生した場合、気象関連情報を収集するとともに児童生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、市（消防本部）等と連携の上、校外の安全な避難場所に避難誘導をする。 ○学校長は、施設設備の被害状況を把握し、児童生徒、職員の状況を含めて市（教育委員会）に報告する。 ○学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して市防災計画に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。	A
◆帰宅措置	○児童生徒の帰宅にあたっては、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置、又は一斉メール等による連絡・個別連絡により、学校で保護者等に児童の引き渡しを行い、帰宅させる。	A
◆児童生徒の安否確認	○保護者等が帰宅困難となり、引き渡しができない場合は、学校にて一時保護する。	A

２　避難所開設等への協力		時期
◆避難所開設等への協力	○学校長は、市（教育委員会）からの要請により、災害発生直後に体育館等の開錠、避難者の受入など、避難所の開設に積極的に協力する。 ○避難生活時には、避難所の派遣職員と使用する学校施設、教職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。	B

３　応急教育施設の確保		時期
◆校舎等の被害が軽微な場合	○速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。	C
◆被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合	○使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。 ○一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。	C
◆校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	○同一市町村内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。	C
◆特定地域内の教育施設の確保が困難な場合	○他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。	C

◆校舎等が集団避難施設となる場合	○授業実施のための校舎等の確保は、上記◆２から◆４の場合に準ずる。 ○学校長は、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市（教育委員会）と協議を行い、授業の早期再開を図る。 ○利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。	C

４　応急教育の実施		時期
◆教職員の確保	○校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行く。 ○教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。	A
◆応急教育の留意事項	○教科書、学用品等の損失状況を考慮する。 ○特に、健康指導、生活指導、防災教育を指導する。 ○児童生徒相互の助けあい精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、カウンセリング、電話相談などにより、児童生徒の「こころのケア」対策を行う。 ○被災した教職員、児童生徒に対して感染症の予防接種や健康診断等を実施して健康管理に努める。	C
◆応急教育活動の広報	○応急教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。	C
◆応援協力要請	○市（教育委員会）は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。	C

５　学校給食の応急実施		時期
◆学校給食の再開	○学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。	C
◆給食施設・設備の整備	○給食センターの施設・設備は災害時においては非常炊き出しにも供されることが予想されるため被害のあったときはできる限り早く修理する。 ○佐織地区小中学校が地域住民の避難場所として使用される場合、当該学校給食施設・設備は、炊き出しの用にも供されることが予想されるため被害があったときはできる限り早く修理する。	C
◆給食用の物資の確保	○給食施設・設備の損壊などにより、学校給食が調理できないときは県学校給食会より主食である米飯やパンなど必要量の供給を受け入れる。	C

６　教科書・学用品等の給与		時期
◆教科書・学用品等の給与	○災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒に対して必要な教材、学用品等を給与し、就学の便を図る。 ○各学校長が決定し行う場合は、市（教育委員会）と協議し、市（教育委員会）があらかじめ定めた基準による。 ○給与の対象となる児童生徒の数を、被害別、学年別等正確に把握す	C

	るとともに、教科書にあっては学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達配分する。 ○教科書以外の教材については、原則として市教育委員会に届出又は承認をうけて利用している事実をあらかじめ確認する。	
◆給与の対象者	○給与の対象者は次のとおりである。 ①災害によって住家に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水以上の被害を受けた児童生徒であること。 ②義務教育に関するものだけに限られること。 ③現に学用品がなくなった者であること。	C
◆応援協力要請	○市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。	C

7　災害救助法の適用		時期
◆適用された場合の費用等	○災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委託を想定しているため、市が実施することとなる。 ○県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 ○災害救助法が適用された場合、学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋)」参照）。	C

第２　保育施設等応急対策

1　園児・児童の安全確保		時期
◆安全の確保	○保育園、幼稚園、児童館等は、台風の接近等、気象状況に応じ、防災マニュアルにのっとり、臨時休園等の適切な措置を講じる。 ○災害の危険が迫る場合、気象関連情報を収集するとともに、必要に応じ、緊急避難等の措置をとり、安全確認ができるまでの間、園児・児童を適切な場所に保護する。 ○ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、市（消防本部）等と連携の上、園外の安全な避難場所に避難誘導をする。 ○保育園長等は、施設設備の被害状況を把握し、園児・児童、職員の状況を含めて市に報告する。	A
◆帰宅措置	○園児・児童の帰宅にあたっては、電話等の連絡により確実に保護者等へ引き渡しができる場合、保護者等に園児・児童の引き渡しを行い、帰宅させる。 ○保護者等が帰宅困難となり、引き渡しができない場合は、保育施設等にて一時保護する。	A
◆園児・児童の安否確認	○災害発生が夜間・休日等に発生した場合、保育園長等は園児・児童、職員の安否の確認を行い、市へ報告を行う。	A

2　応急保育活動		時期
◆応急保育活動	○保育園長等は、施設の被害状況を把握し復旧に努める。 ○市は、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け保育を実施する。 ○状況に応じて、避難所での応急保育も検討する。	C

	○災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育の実施の手続きを省略し、一時的保育を行うよう努める。	

３　社会教育施設における応急対策		時期
◆応急対策措置	○災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であると施設の長が判断したときは、速やかに事業を休止し、利用者に対する安全な措置を講じる。 ○市（教育委員会）は、被災時においては社会教育施設、体育館等の施設が、特に避難所に利用される場合が多いほか、物資の集積拠点、応援隊の宿所、遺体の安置場所等に利用される場合もあるため、被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等速やかに適宜の処置を行う。	A

第21節　災害救助法の適用

基本方針

・本市の区域内で一定規模以上の災害が発生した場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用
・国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を実施

実施機関

全部
※各実務担当部

１　災害救助法による救助		時期
◆救助の実施	○市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。	C
◆県が行う救助の補助	○市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。	C

２　災害救助法の適用		時期
◆災害救助法の適用	○災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項１～４の規定による。 ○本市における具体的適用（愛西市人口50,000人以上100,000人未満、愛知県人口3,000,000人以上）は、次のいずれか１つに該当する場合である。	C

◆災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
① 市内の住家が滅失した世帯の数	市80世帯以上	第１項の１
② 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上 かつ市40世帯以上	第１項の２
③ 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県12,000世帯以上かつ 市40世帯に達しないが、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。（※）	第１項の３
④ 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。（※）	第１項の３（注２）
⑤ 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	（※）	第１項の４（注３）

（注１）※印の場合は、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。
（注２）上記④に係る事例
ア　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。
イ　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
（注３）上記⑤に係る事例
住家被害の程度にかかわらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。
ア　交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
イ　火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
ウ　群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
エ　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合
オ　豪雪により多数の者が危険状態となる場合

◆被害状況の判断基準	○本市における被害程度の判断は、被害状況判断基準によって行う。	A

3　滅失世帯の算定基準		時期
◆滅失世帯の算定	○住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。	A

◆滅失世帯の算定方法

	住家被害状況	換算数
滅失住家１世帯	全壊（全焼・流失）	１世帯
	半壊（半焼）	２世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	３世帯

◆住家被害程度の認定	○住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。	C

◆被害の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼（全流失）	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの
住家の半壊（半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、住家の損壊又は焼失した部分がその床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「１住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

4　災害救助法の適用手続き		時期
◆災害救助法の適用要請	○市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。 ○その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。 ○災害救助法の適用されない市独自の救助も、これに準じて実施する。	A
◆災害救助法の申請事項	○災害救助法の申請事項 ①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の状況 ③適用を要請する理由 ④適用を必要とする理由 ⑤既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ⑥その他必要な事項	A
◆適用要請の特例	○市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。 ○その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。	A

◆特別基準の適用申請	○災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。 ○適用申請は、県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。	C

５　救助の実施者及び救助の内容		時期
◆救助の実施者	災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となり、市長は、県知事の補助又は委任による執行として救助を行う（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋)」参照）。	C

◆災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の供与	７日以内	市
要配慮者の輸送	救助開始日から、救助の必要がなくなった日までの期間	市
炊き出しその他による食品の給与	７日以内	市
飲料水の供給	７日以内	市
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 （ただし、助産分べんした日から７日以内）	医療班派遣：県及び日赤県支部 （ただし、委任したときは市）
学用品の給与	教科書１か月以内 文房具15日以内	市
災害にかかった者の救出	３日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与	―	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定：市 設置：県 （ただし、委任したときは市）
災害にかかった住宅の応急修理	完成１か月以内	市
遺体の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注）期間については、すべての災害発生の日から起算する。
ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

◆その他救助業務	○被害状況等の調査 ○物資調達 ○災害弔慰金･災害見舞金の支給 ○被災者生活再建支援金申請受付	○輸送協力 ○義援金･支援物資の受入、配分 ○災害援護資金の貸付	C
◆災害救助法が適用された場合の費用等	○雇用にかかる賃金については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求できる（資料編「17－４　災害救助法施行細則（抜粋)」参照）。		C

第４章　災害復旧・復興

第１節　復興体制

基本方針

・大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備
・大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を推進
・市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を要請
・被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部

１　復興体制の整備		時期
◆市の体制	○市は、大規模災害に被災した場合、災害対策本部体制を活用した復興本部組織を整備し、全庁一体となって復興に向けた施策を推進する。	C
◆市復興計画の策定	○市は、大規模災害復興法に定める要件に該当した場合、国の復興基本方針及び県復興方針に則した市復興計画を策定し、被災地域等における円滑・迅速な復興を図る。	C
◆職員の派遣要請	○市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。（大規模災害復興法第53条） ○市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。（地方自治法第252条の17） ○市長は、知事に対し大規模災害復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。（大規模災害復興法第54条） ○市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。（大規模災害復興法第54条）	C

第２節　公共施設等災害復旧対策

基本方針

・必要な改良復旧の原則とさらなる関連事業を積極的に取り入れた施工の促進
・災害の実情を踏まえた総合的な見地に立った施設の災害復旧計画の策定
・施工の促進について関係機関と協力しての復旧工事の実施（①緊急度の高いものから直ちに行う。②可及的速やかに完了する。）
・暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動を実施

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部

第１　公共施設災害復旧事業

１　災害復旧事業計画の作成		時期
◆災害復旧事業計画の作成	○市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、基本方針に基づいて、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成する。	C
◆災害復旧事業計画の基本方針	○被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再度防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図る。 ○被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間を短縮する。	C
◆災害復旧事業の種類	○公共土木施設災害復旧事業 ①河川災害復旧事業 ②道路災害復旧事業 ③公園災害復旧事業 ④下水道災害復旧事業 ○農林水産業施設災害復旧事業 ○都市災害復旧事業 ○水道災害復旧事業 ○住宅災害復旧事業 ○社会福祉施設災害復旧事業 ○公立医療施設、病院等災害復旧事業 ○学校教育施設災害復旧事業 ○社会教育施設災害復旧事業 ○その他の災害復旧事業	C
◆重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行	○重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市又は県からの要請により国が代行して実施することができる。	C

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

１　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成		時期
◆災害復旧事業計画の作成	○市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。 ○市は、被災施設の復旧事業計画をもとに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるように努める。 ○公共土木施設の復旧は、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。 ○災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。 ○災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。	C

２　法律等により国が一部負担又は補助するもの		時期
◆法　律	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号） ○公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号） ○公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号） ○土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号） ○海岸法（昭和 31 年法律第 101 号） ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号） ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ○予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号） ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）	C
◆要綱等	○公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の２／３又は４／５の国庫補助を実施 ○都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２／３又は１／２の国庫補助を実施	C

３　激甚災害に係る財政措置		時期
◆激甚災害の指定	○市及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。 ○災対法に規定する著しく激甚である災害（激甚災害）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年（1962年）12月７日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年（1968年）11月22日・中央防災会議決定）の２つがあり、この基準により指定を受ける。 ○市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各局に提出する。	C

◆激甚災害に係る財政援助措置	○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅等災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦老人福祉施設災害復旧事業 ⑧身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨障害者支援施設等災害復旧事業 ⑩婦人保護施設災害復旧事業 ⑪感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫感染症予防事業 ⑬堆積土砂排除事業（公共的施設区域内） ⑭たん水排除事業（公共的施設区域外） ○農林水産業に関する特別の助成 ①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ④土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助 ○中小企業に関する特別の助成 ①中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例 ②小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金の償還期間等の特例 ③事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○その他の特別の財政援助及び助成 ①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤水防資材費の補助の特例 ⑥罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦災害復旧事業債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例	C

4　災害復旧事業の実施		時期
◆災害復旧事業の実施	○災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。 ○復旧事業の事業費は、事業費が決定され次第、速やかに措置されるよう県との連携を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。 ○復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係市民に対して理解を得られるように努める。	C

	○災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し、県の指導等を受けながら行う。	

第３　暴力団等対策

１　暴力団等への対策		時期
◆復旧・復興事業からの暴力団排除	○市は、復旧・復興事業は、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。	C
◆公の施設からの暴力団排除	○市は、被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。	C

第３節　災害廃棄物等処理対策

基本方針	・災害廃棄物やごみ・し尿等の処理に関する体制の確立と計画の策定	実施機関	市民協働部、上下水道部、海部地区環境事務組合

１　廃棄物処理		時期
◆災害廃棄物処理実行計画の策定	○市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。	A
◆災害廃棄物の迅速かつ適正な処理	○市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 ○災害廃棄物の輸送効率の向上と分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの一時保管用地として、関係機関と協力して確保する。 災害廃棄物等一時保管場所（候補地）：親水公園西ゾーン、八開運動場、二子ふれあい公園、佐織総合運動場、立田南部地区防災コミュニティセンター北側駐車場 ○浸水した畳、家具、家電の処理は、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。 ○災害廃棄物処理にあたっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。 ○フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。 ○災害廃棄物の処理にあたっては、民間業者に協力を求めて効率的に実施する。 ○環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。 ○ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	B

２　し尿・ごみの収集処理		時期
◆し尿の収集・処理	○被災地の状況を考慮し、浸水地域等衛生面での二次災害等のおそれのある、緊急に汲取りを要する地域及び避難所等重要性の高い施設から実施する。 ○収集したし尿は、施設の稼働状況により、海部地区環境事務組合のし尿処理施設（資料編「９－１　し尿処理施設」参照）、日光川下流浄化センター、農業集落排水処理場などに投入、処分する。	C

◆生活ごみの収集・処理	○被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、海部地区環境事務組合のごみ処理施設（資料編「９－２　ごみ処理施設」参照）における焼却処分を原則とする。 ○防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等の腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。 ○不燃性又は焼却できないものは、破砕処理や埋立処分等を行う。 ○これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。	B
◆収集の広報	○災害広報紙、報道機関等を通じ、収集計画等を広報するとともに、可能な限り分別するよう市民に呼びかけるなど、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。	C

３　応援協力関係		時期
◆処理に係る応援要請	○市は、自ら廃棄物処理が困難な場合は、県と県下全市町村及び下水管理者と締結している「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」「災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業資源循環協会、平成27年８月）」に基づき、他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。 ○災害廃棄物の一時保管場所への搬入協力を廃棄物処理業者及び市内土木建築業者等に要請する。市内業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。	C

◆災害時の支援体制

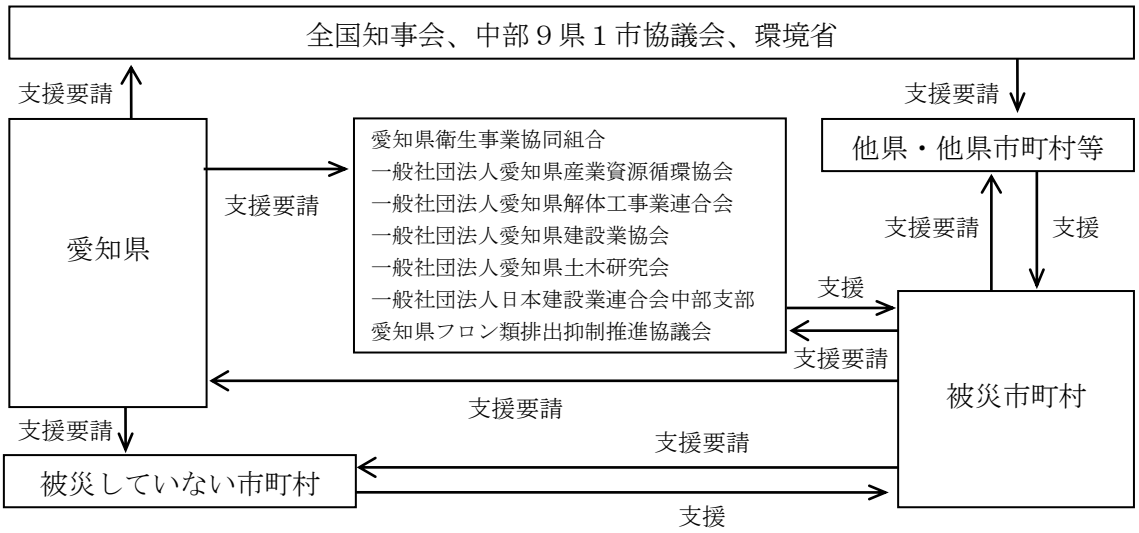

第４節　被災者等の生活再建等の支援

基本方針

・住まいの確保・生活資金等の支給、そのための仕組みを構築
・生活資金の継続的確保・コミュニティの維持回復・心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を推進
・住まいの確保は、自力での住宅再建を基本に支援し、住宅の供給を促進、災害公営住宅を整備

実施機関

総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、会計室

第１　罹災証明書の交付

１　罹災証明の発行		時期
◆罹災証明の発行	○市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 ○住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。	C

第２　被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

１　被災者台帳の作成		時期
◆被災者台帳の作成	○市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 ○次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、記録された情報を自ら利用し、又は利用者に提供する。	C
◆台帳に記載した情報を自ら利用し、又は利用者に提供するもの	○本人（台帳情報によって識別される特定の個人）の同意があるとき又は本人に提供するとき。 ○市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。	C

２　災害ケースマネジメントの実施		時期
◆災害ケースマネジメントの実施	○市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 ○取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。	C

第３　被災者への支援金等の支給、税の減免等

１　義援金品の受入・配分計画		時期
◆義援金品の受入	○市は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。	C

	○市は、発災後概ね24時間以内に受付窓口を開設する。 ○義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けない。なお、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。 ○義援金は被災者に配分するまでの間、必要に応じて指定金融機関に専用口座を開設し保管する。	
◆募集の広報	○義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るとともに、日本赤十字社愛知県支部、インターネット等を通じて募集を依頼する。	C
◆義援金の配分	○市は、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。 ○ 県又は日本赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に分配する。	C
◆義援品の保管場所	○市は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。	C

◆発行にかかる主な手順の概要

被害認定調査体制の確立	・被害を受けた家屋等の被害調査（認定調査）を行うため、調査班を編成し、調査方針の検討等を行う。
被害家屋の認定調査	・被害認定の基準：内閣府住家被害認定基準に準じる。 ・調査要員を確保（不足する場合は、県、他自治体等へ要請）する。 ・建物被害一次調査（概観調査）を実施する。
罹災証明書発行の受付	・罹災証明書申請窓口を設置する。
被災者台帳の整備	・被害調査結果を集約し、被災者台帳を整備する。
罹災証明書の発行	・被災者の申請により、被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。 ・原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、状況に応じて被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合、調査を省略することができる。
広報活動	・二次災害を防止するために必要な被災建築物応急危険度判定と罹災証明書発行のための被害調査との違いをくり返し広報する。

２　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金等の貸付		時期
◆災害弔慰金	○市は、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する（費用負担：国２／４、県１／４、市町村１／４）。	C
◆災害障害見舞金	○市は、精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する（費用負担：国２／４、県１／４、市町村１／４）。	C
◆災害援護資金	○市は、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯あたり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う（費用負担：国２／３、県１／３）。	C

３　更生資金		時期
◆被災者生活再建支援金	○市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。 ○被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、同法の	C

	適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 ○実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 ○支給する支援金の１／２は国の補助となっている。 ○県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。	
◆生活福祉資金	○「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯あたり 150 万円を貸付上限額の目安として災害福祉資金の貸付を行う。 ○「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。 ○実施主体は県社会福祉協議会であり、市社会福祉協議会の協力を得て行う。	C
◆災害見舞金の支給	○県は、災害により死亡（行方不明を含む。）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。	C

4　住宅復興資金		時期
◆住宅が被災した者に対する資金対策	○住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。	C

5　激甚災害特別貸付金		時期
◆被災労働者への資金対策	○被災労働者に対し、労働金庫手持資金は労働金庫各店を通じて貸付ける。	C

6　市税等の減免		時期
◆市　税	○災害により被災した納税義務者に対し、「愛西市税条例」等の定めるところにより、市民税及び固定資産税の減免並びに市税の徴収猶予等を行う。	C
◆国民健康保険税	○「愛西市国民健康保険税条例」の規定に基づき、災害により被害を受け、生活が著しく困難になった者に対して国民健康保険税を減免する。	C
◆介護保険料	○「愛西市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する要綱」の規定に基づき、災害により被害を受け、生活が著しく困難になった者に対して介護保険料を減免する。	C

第４　住宅等対策

1　災害公営住宅の建設、被災住宅等の復旧相談		時期
◆災害公営住宅の建設	○市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。	C

	○県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行う。	
◆相談窓口の設置	○相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。	C

第５節　商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

・被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を実施
・関係団体等の支援情報をとりまとめて提供し、早期の事業再開を支援

実施機関

産業建設部

１　商工業の再建支援		時期
◆支援情報の提供及び相談窓口の設置	○市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。	C
◆被災した中小企業に対する資金対策	○被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。	C

２　農林水産業の再建支援		時期
◆支援情報の提供及び相談窓口の設置	○市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。	C
◆被災した農林漁業者（団体）に対する資金対策	○災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）により融資する。	C
◆天災資金	○暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。 ○その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。	C
◆株式会社日本政策金融公庫資金	○農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。	C